

電話サービス等契約約款

令和6年5月1日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 通話以外の通信の取扱い
- 第5条 外国における取扱制限

第2章 電話サービス等の種類等

- 第6条 電話サービス等の種類
- 第7条 電話サービス等の区別等

第3章 電話サービス等の種類等

- 第8条 電話サービス等の提供区間等

第4章 電話等契約

第1節 一般電話等契約

第1款 第1種一般電話等契約

- 第9条 契約の単位
- 第10条 第1種一般電話等契約申込の方法
- 第11条 第1種一般電話等契約申込の承諾
- 第12条 削除
- 第13条 利用する契約者回線の変更
- 第14条 第1種一般電話サービス等の利用の一時中断
- 第14条の2 利用限度額
- 第15条 第1種一般電話等契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第16条 第1種一般電話等契約者が行う第1種一般電話等契約の解除
- 第17条 破産等による第1種一般電話等契約の解除
- 第18条 当社が行う第1種一般電話等契約の解除
- 第18条の2 第1種一般電話等契約の終了
- 第19条 その他の提供条件

第2款 特定第1種一般電話契約

- 第20条 特定第1種一般電話契約申込の承諾
- 第21条 保証金
- 第22条 保証金の返還
- 第23条 利用限度額
- 第24条 移動体電話契約の解除等による特定第1種一般電話契約の解除
- 第25条 破産等による特定第1種一般電話契約の解除
- 第26条 当社が行う特定第1種一般電話契約の解除
- 第26条の2 特定第1種一般電話等契約の終了
- 第27条 その他の提供条件

第3款 第2種一般電話等契約

- 第28条 第2種一般電話等契約の締結
- 第29条 削除
- 第29条の2 利用限度額

第 30 条 加入電話等契約の解除等による第 2 種一般電話等契約の解除

第 31 条 破産等による第 2 種一般電話等契約の解除

第 32 条 当社が行う第 2 種一般電話等契約の解除

第 33 条 その他の提供条件

第 4 款 特定第 2 種一般電話契約

第 33 条の 2 特定第 2 種一般電話契約の締結

第 33 条の 3 利用限度額

第 33 条の 4 特定携帯電話契約の解除等による特定第 2 種一般電話契約の解除

第 33 条の 5 破産等による特定第 2 種一般電話契約の解除

第 33 条の 6 当社が行う特定第 2 種一般電話契約の解除

第 33 条の 7 その他の提供条件

第 2 節 削除

第 34 条～第 58 条 削除

第 3 節 削除

第 59 条～第 63 条 削除

第 4 節 付加機能限定電話契約

第 63 条の 2 付加機能限定電話契約申込

第 63 条の 3 付加機能限定電話契約申込の承諾

第 63 条の 4 破産等による付加機能限定電話契約の解除

第 63 条の 5 当社が行う付加機能限定電話契約の解除

第 63 条の 6 その他の提供条件

第 5 節 削除

第 63 条の 7～第 63 条の 14 削除

第 5 章 付加機能

第 64 条 付加機能の提供

第 64 条の 2 付加機能における電気通信番号

第 65 条 付加機能の利用の一時中断

第 66 条 付加機能の接続休止

第 67 条 付加機能の廃止等

第 6 章 利用中止等

第 68 条 電話サービス等の利用中止

第 69 条 電話サービス等の利用停止

第 70 条 電話サービス等の接続休止

第 7 章 通話等

第 1 節 通話等の種類等

第 71 条 通話等の種類等

第 2 節 通話等利用の制限

第 1 款 自動通話等

第 72 条 通話等利用の制限

第 73 条 通話等時間等の制限

第 2 款 非自動通話等

第 74 条 通話等の種別及び接続の順位

第 75 条 通話等時間の制限

- 第 76 条 通話等の切断
- 第 77 条 非常事態が発生した場合等における利用の制限
- 第 3 節 当社又は協定事業者の契約約款による制約
 - 第 78 条 当社又は協定事業者の契約約款による制約
- 第 4 節 通話等時間の測定等
 - 第 79 条 通話等時間の測定等
- 第 5 節 削除
 - 第 80 条 削除
- 第 8 章 削除
 - 第 81 条～第 84 条 削除
- 第 9 章 削除
 - 第 85 条 削除
- 第 10 章 料金等
 - 第 1 節 料金等
 - 第 86 条 料金等
 - 第 2 節 料金等の支払義務
 - 第 87 条 定額利用料の支払義務
 - 第 87 条の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務
 - 第 87 条の 3 電話リレーサービス料の支払義務
 - 第 88 条 通話等料金の支払義務
 - 第 89 条 契約料の支払義務
 - 第 90 条 工事費の支払義務
 - 第 3 節 料金の計算方法等
 - 第 91 条 料金の計算方法等
 - 第 4 節 割増金及び延滞利息
 - 第 92 条 割増金
 - 第 93 条 延滞利息
 - 第 5 節 収納手数料の負担等
 - 第 93 条の 2 収納手数料の負担等
 - 第 6 節 協定事業者に係る債権の譲受等
 - 第 93 条の 3 協定事業者に係る債権の譲受等
- 第 11 章 削除
 - 第 94 条 削除
- 第 12 章 保守
 - 第 95 条～第 96 条 削除
 - 第 97 条 修理又は復旧の順位
- 第 13 章 損害賠償
 - 第 98 条 責任の制限
 - 第 99 条 免責
- 第 14 章 雑則
 - 第 100 条 削除
 - 第 101 条 承諾の限界
 - 第 102 条 利用に係る電話等契約者の義務

- 第 103 条 利用上の制限
- 第 104 条 削除
- 第 105 条 電話等契約者からの通知
- 第 106 条 電話等契約者の氏名等の通知
- 第 107 条 協定事業者からの通知
- 第 107 条の 2 電話等契約者に係る情報の利用
- 第 108 条 電話帳
- 第 109 条 電話番号案内
- 第 110 条 協定事業者の電話サービス等に係る料金等の回収代行
- 第 111 条 協定事業者による電話サービス等に係る料金の回収代行
- 第 112 条 電話サービス等の技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第 113 条 提供条件書
- 第 114 条 法令に関する規定
- 第 115 条 閲覧

第 15 章 附帯サービス

- 第 116 条 附帯サービス

別記

- 1 電話サービス等の提供区間
- 2 削除
- 3 電話等契約者の地位の承継
- 4 電話等契約者の氏名等の変更
- 5 削除
- 6 電話帳の普通掲載
- 7 電話帳の掲載省略
- 8 電話帳の重複掲載
- 9 削除
- 10 削除
- 11 削除
- 12 削除
- 13 当社の維持責任
- 14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 15 通話等明細書の送付
- 16 払込取扱票の発行等
- 16 の 2 窓口払込みの取り扱い等

料金表

通則

- 第 1 削除
- 第 2 通話等料金
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第 3 付加機能使用料
 - 1 適用
 - 2 料金額

- 第4 削除
- 第5 契約料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第6 工事費
 - 1 適用
 - 2 工事費の額
- 第7 重複掲載料
- 第8 料金明細書の送付手数料
- 第9 支払証明書の発行手数料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第10 払込取扱票の発行等手数料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第10の2 窓口取扱等手数料
 - 1 料金額
- 第11 ユニバーサルサービス料
 - 1 適用
 - 2 料金額
- 第12 電話リレーサービス料
 - 1 適用
 - 2 料金額

料金表別表1 削除

料金表別表2 国際通話等の取扱地域

料金表別表3 削除

料金表別表3の2 特定携帯国際自動通話（特定携帯国際自動通話定額を適用するものに限ります。）の取扱地域

別表

- 1 加入電話等契約等
- 2 同上
- 3 携帯契約回線に係る協定事業者等
- 4 削除
- 5 削除

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この電話サービス等契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、この約款に基づき、電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話サービス等」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、電話サービス等に附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することができます。この場合、電話サービス等の提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、所定のWEBサイトにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線（電気通信設備たる回線をいいます。以下同じとします。）を通じて送り、又は受ける通信
総合デジタル通信	主として64kbpsの伝送速度により符号、音響又は影像を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
通話等	通話又は総合デジタル通信
電話等網	主として通話等の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
電話サービス	当社の電話等網を使用して行う電気通信サービスであって、通話に係るもの
総合デジタル通信サービス	当社の電話等網を使用して行う電気通信サービスであって、総合デジタル通信に係るもの
一般電話サービス等	一般電話サービス又は一般通信サービス
第1種一般電話サービス等	第1種一般電話サービス又は第1種一般通信サービス

第2種一般電話サービス等	第2種一般電話サービス又は第2種一般通信サービス
随時電話サービス等	随時電話サービス又は随時通信サービス
当社電話交換局	電話サービス等に関する交換業務を行う当社の事業所
電話サービス等取扱所	電話サービス等に関する業務を行う当社の事業所及び当社からの委託により窓口業務（電話サービス等を公衆の利用に供するために事業所に設置する電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）により、通話等を取り扱うことをいいます。以下同じとします。）を行う者の事務所
国際無線通信取扱所	当社の委託により料金表第2（通話等料金）で規定する国際無線電話通話等を取り扱う本邦船舶の無線局
電話等契約	当社から電話サービス等の提供を受けるための契約
電話等契約者	当社と電話等契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	(1) 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 (2) 別表1の1-2（電話サービスに係るもの（相互接続協定を締結していない者に係るもの））に掲げる事業者
特定事業者	特定の協定事業者
契約者回線	別表1（1-2を除きます。）又は別表3に規定する契約に基づいて設置される電気通信回線
他社公衆電話	協定事業者が街頭その他の場所に電話機等を設置して公衆の利用に供する協定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービス
契約者回線等	契約者回線並びに契約者回線に当該電気通信事業者の電話網又は総合デジタル通信網のみを介して接続される電気通信設備であって当該電気通信事業者が提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約に基づくもの及び当該電気通信事業者が必要により設置する電気通信設備
F T T H接続回線等	(1) 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト接続回線、Webex Callingサービス契約約款に定める特定装置接続回線、クラウドコーリングサービス契約約款に定める特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定めるマンションプラス電話利用回線又はケーブルプラスホーム

	<p>電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話契約者回線</p> <p>(2) 沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線</p> <p>(3) JCOM株式会社又はJCOM株式会社のグループ会社(当社が別に定めるものに限ります。)の当社が別に定めるサービスに係る電気通信回線</p>
携帯電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信サービス(以下「携帯電話サービス」といいます。)を提供する協定事業者
一般電話等契約	当社から一般電話サービス等の提供を受けるための電話等契約
第1種一般電話等契約	当社から第1種一般電話サービス等の提供を受けるための電話等契約
特定第1種一般電話契約	移動体電話契約(別表3に規定する契約又は別表3に規定する電気通信事業者が提供する同表に規定する契約により提供される電気通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者(その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設かつ運用していない者に限りません。)との間で締結される契約をいいます。以下同じとします。)を締結した者が当社から第1種一般電話サービスの提供を受けるための電話等契約
第2種一般電話等契約	当社から第2種一般電話サービス等の提供を受けるための電話等契約
特定第2種一般電話契約	別表3の1の(1)に規定する契約(以下「特定携帯電話契約」といいます。)若しくは特定携帯電話契約により提供される電気通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者(その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設かつ運用していない者に限りません。)との間で締結される契約を締結した者が当社から第2種一般電話サービスの提供を受けるための電話等契約
付加機能限定電話契約	当社から付加機能限定電話サービスの提供を受けるための電話等契約
一般電話等契約者	当社と一般電話等契約を締結している電話等契約者
第1種一般電話等契約者	当社と第1種一般電話等契約を締結している電話等契約者
特定第1種一般電話契約者	当社と特定第1種一般電話契約を締結している電話等契約者
第2種一般電話等契約者	当社と第2種一般電話等契約を締結している電話等契約者
特定第2種一般電話契約者	当社と特定第2種一般電話契約を締結している電話等契約者
付加機能限定電話契約者	当社と付加機能限定電話契約を締結している電話等契約者
メンバーズコード	第1種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者であって、フリーコールサービスの利用の請求をした者に当社がお知

	らせする数字
国際通話等	国際通話又は国際通信
他社接続通話等	相互接続点で接続される協定事業者の電気通信サービスを利用して行う通話等
請求者	当社が提供する電話サービス等に係る通話等を行う者
対話者	請求者が当社の提供する電話サービス等に係る通話等を行おうとする相手
ケーブル陸揚局	複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所
船舶地球局	海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局
携帯移動地球局	携帯移動衛星通信を取り扱うために設置した地球局
インマルサット Fleet Xpress 地球局	インマルサット Fleet Xpress 通信を取り扱うために設置した地球局であって、インマルサット Fleet Xpress に係るもの
固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線の設定に関わる地球局であって、船舶地球局、携帯移動地球局及びインマルサット Fleet Xpress 地球局以外のもの
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	電話等契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限ります。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
国際ネットワーク番号	ITU-T 勧告 E.164 及び ITU-T 勧告 E.164.1 に基づき ITU が割り当てる番号
国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
5G 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の au（5G）通信サービス契約約款
LTE 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の au（LTE）通信サービス契約約款
au 約款	5G 約款及び LTE 約款
poVo1.0 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の poVo1.0 通信サービス契約約款
poVo2.0 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の poVo2.0 通信サービス契約約款
poVo 約款	poVo1.0 約款及び poVo2.0 約款
UQmI 約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の UQ mobile 通信サービス契約約款

UQmⅡ約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のUQ mobile通信サービスⅡ契約約款
UQm約款	UQmⅠ約款及びUQmⅡ約款
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

（通話以外の通信の取扱い）

第4条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱いません。

（外国における取扱制限）

第5条 電話サービス等の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者（外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。）が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 電話サービス等の種類等

(電話サービス等の種類)

第6条 電話サービス等には、次の種類があります。

(1) 電話サービス

一般電話サービス	第1種一般電話サービス	特定の契約者回線を使用して行う電話サービスであって、あらかじめ、当社への契約の申込みを要するもの
	第2種一般電話サービス	特定の契約者回線を使用して行う電話サービスであって、当社への契約の申込みを要しないもの
随時電話サービス		他社公衆電話の電話機等を使用して行う電話サービスであって、あらかじめ、当社への契約の申込みを要しないもの
付加機能限定電話サービス		特定のF T T H接続回線等を使用して行う電話サービス（当社が別に定める付加機能に限ります。）であって、あらかじめ、当社への契約の申込みを要するもの

(2) 総合デジタル通信サービス

一般通信サービス	第1種一般通信サービス	特定の契約者回線を使用して行う総合デジタル通信サービスであって、あらかじめ、当社への契約の申込みを要するもの
	第2種一般通信サービス	特定の契約者回線を使用して行う総合デジタルサービスであって、当社への契約の申込みを要しないもの
随時通信サービス		他社公衆電話の電話機等を使用して行う総合デジタル通信サービスであって、あらかじめ、当社への契約の申込みを要しないもの

(電話サービス等の区別等)

第7条 電話サービス等には、料金表通則に定める区別があります。

第3章 電話サービス等の提供区間等

(電話サービス等の提供区間等)

第8条 当社の電話サービス等は、別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 電話等契約

第1節 一般電話等契約

第1款 第1種一般電話等契約

(契約の単位)

第9条 当社は、1の第1種一般電話等契約の申込みごとに1の第1種一般電話等契約を締結します。この場合において、第1種一般電話等契約者は、1の第1種一般電話等契約につき1人に限ります。

(第1種一般電話等契約申込の方法)

第10条 第1種一般電話等契約の申込みをするときは、この約款を承諾のうえ、申し込んでいただきます。

(第1種一般電話等契約申込の承諾)

第11条 当社は、第1種一般電話等契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その第1種一般電話等契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係る契約者回線について、協定事業者がその契約者回線に係る加入電話等契約（別表1又は別表2に規定する契約とします。以下同じとします。）に係る電話番号又は契約者回線番号（以下「電話番号等」といいます。）を相互接続点へ送出しないとき。
- (2) 第1種一般電話等契約の申込みをした者が電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その契約者回線と当社の電話等網との相互接続に関し、その契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第12条 削除

(利用する契約者回線の変更)

第13条 第1種一般電話等契約者は、利用する契約者回線の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種一般電話等契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第1種一般電話サービス等の利用の一時中断)

第14条 当社は、第1種一般電話等契約者から請求があったときは、第1種一般電話サービス等の利用の一時中断（当該第1種一般電話等契約に基づいて利用する第1種一般電話サービス等に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 第1種一般電話サービス等の利用中断期間（当該第1種一般電話等契約に基づいて利用する第1種一般電話サービス等を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、1年を限度とします。
- 3 第1種一般電話サービス等の利用中断期間が1年を経過した後、第1種一般電話等契約者が新たに第1種一般電話サービス等の利用の一時中断若しくは再利用又は第1種一般電話サービス等の区別の変更の請求を行わない場合において、その1年を経過した日から起算してさらに1年を経過したときは、その第1種一般電話等契約は解除されたものとしします。

（利用限度額）

第14条の2 当社は、第1種一般電話契約者が当社に支払うべき電話サービス等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。また、通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に対して定まる割引率を乗じて得た額を割り引く取扱いを行っている場合は、その割り引く取扱い前の金額とします。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (2) 電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1項に定める電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、第1種一般電話契約者に電話サービス等の提供を行わないことがあります。
- 5 第1種一般電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第88条（通話等料金の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。
- 6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

（注） 本条第3項に規定する当社が別に定める利用限度額は、税抜額 50,000 円（税込額 55,000 円）とします。

（第1種一般電話等契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第15条 第1種一般電話等契約者が第1種一般電話等契約に基づいて第1種一般電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（第1種一般電話等契約者が行う第1種一般電話等契約の解除）

- 第16条 第1種一般電話等契約者は、第1種一般電話等契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを通知していただきます。
- 2 当社は、第1種一般電話等契約に係る契約者回線について、第105条（電話等契約者からの通知）に規定する異動があったことを当社が知った場合は、第1種一般電話等契約者からその第1種一般電話等契約を解除する通知があったものとして取り扱います。

(破産等による第1種一般電話等契約の解除)

第17条 当社は、第1種一般電話等契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその第1種一般電話等契約を解除することがあります。

(当社が行う第1種一般電話等契約の解除)

第18条 当社は、次の場合は、その第1種一般電話等契約を解除することがあります。

(1) 第69条(電話サービス等の利用停止)第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされた第1種一般電話等契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 削除

2 当社は、第1種一般電話等契約者が第69条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定に関わらず、電話サービス等の利用停止をしないでその第1種一般電話等契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第1種一般電話等契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種一般電話等契約者に通知します。

(第1種一般電話等契約の終了)

第18条の2 当社は、第1種一般電話等契約に係る契約者回線について、最終利用日から連続する12料金月(料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。)の各料金月のいずれにおいても、当該第1種一般電話等契約に基づく通話等が行われなかったとき、その第1種一般電話等契約は終了したものと取り扱います。

(その他の提供条件)

第19条 第1種一般電話等契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第2款 特定第1種一般電話契約

(特定第1種一般電話契約申込の承諾)

第20条 当社は、特定第1種一般電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その特定第1種一般電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 特定第1種一般電話契約の申込みをした者とその申込みに係る契約者回線に係る移動体電話契約者(移動体電話契約を締結している者をいいます。)が異なるとき。

(2) 申込みに係る契約者回線について、協定事業者がその契約者回線に係る移動体電話契約に係る電話番号等を相互接続点へ送出不しなないとき。

(3) 特定第1種一般電話契約の申込みをした者が電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを当社が別に定める方法により行わないとき。

(4) 特定第1種一般電話契約の申込みをした者が電話サービスに係る料金又は工事に関

する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (5) その契約者回線と当社の電話等網との相互接続に関し、その契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (6) その他電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(保証金)

第 21 条 当社は、次の場合には、その特定第 1 種一般電話契約に係る電話サービスの提供の条件として、保証金の預託を請求することがあります。

- (1) 新規に特定第 1 種一般電話契約を締結したとき、又は利用の一時中断の取扱いを行っていた契約者回線について、利用を再開したとき。
 - (2) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加し、又は増加することが予想される時。
 - (3) 電話サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払方法を変更するとき（当社が別に定める支払方法に変更する場合を除きます。）。
- 2 保証金の額については、当社が別に定める金額の中から、特定第 1 種一般電話契約者に、月間の予想料金の額に応じて、選択していただきます。
- 3 保証金については、無利息とします。
- 4 当社は、特定第 1 種一般電話契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める金額は、1 万円、3 万円、5 万円又は 10 万円以上（10 万円を超える場合は 10 万円単位とします。）とします。

(保証金の返還)

第 22 条 当社は、次の場合が生じたときは、保証金をその預託者に返還します。

- (1) 保証金の預託日から起算して 2 年を経過したとき。
 - (2) 特定第 1 種一般電話契約者が電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払方法を当社が別に定める支払方法に変更するとき。
 - (3) 特定第 1 種一般電話契約について、利用の一時中断の取扱いが行われ、又は契約の解除があったとき。
- 2 前項の規定により保証金を返還する際に、預託者がこの約款に基づき当社に支払うべき金額があるときは、支払期日以前であっても、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

(利用限度額)

第 23 条 当社は、特定第 1 種一般電話契約者が当社に支払うべき電話サービスの料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。この場合において、当社は、特定第 1 種一般電話契約者にその旨を通知します。

- 2 利用限度額は、特定第 1 種一般電話契約者から申出のあった月間の予想料金に当社が定

める一定率を乗じて得た額以上の額とします。

- 3 当社は、第1項に定める電話サービスの料金の累積額が利用限度額を超えたときは、特定第1種一般電話契約者に電話サービスの提供を行わないことがあります。
- 4 特定第1種一般電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第88条（通話等料金の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。

（移動体電話契約の解除等による特定第1種一般電話契約の解除）

- 第24条 当社は、特定第1種一般電話契約に係る契約者回線について、移動体電話契約の解除があった場合は、その特定第1種一般電話契約は解除されたものとして取り扱います。また、特定第1種一般電話契約者が、別に定める契約約款等（契約約款又は料金表（電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意を含みます。）をいいます。以下同じとします。）の定めるところにより、その電気通信サービスの利用権を譲渡し、その譲渡が承認された場合についても同様とします。
- 2 特定第1種一般電話契約者は、前項により特定第1種一般電話契約が解除される場合には、あらかじめ、書面によりその旨を契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。
 - 3 当社は、第1項の規定により特定第1種一般電話契約が解除されたにも関わらず、前項に規定する通知がなされない場合には、その契約者回線により利用された通話の通話等料金（料金表第2（通話等料金）に定める料金をいいます。以下同じとします。）に相当する額をその特定第1種一般電話契約を解除された者に支払っていただくことがあります。

（破産等による特定第1種一般電話契約の解除）

- 第25条 当社は、特定第1種一般電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその特定第1種一般電話契約を解除することがあります。

（当社が行う特定第1種一般電話契約の解除）

- 第26条 当社は、第69条（電話サービス等の利用停止）第1項各号の規定により電話サービスの利用停止をされた特定第1種一般電話契約者がなおその事実を解消しないときは、その特定第1種一般電話契約を解除することがあります。
- 2 当社は、特定第1種一般電話契約者が第69条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、電話サービスの利用停止をしないでその特定第1種一般電話契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その特定第1種一般電話契約を解除しようとするときは、そのことを特定第1種一般電話契約者に通知します。

（特定第1種一般電話等契約の終了）

- 第26条の2 当社は、特定第1種一般電話契約に係る契約者回線について、最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、当該特定第1種一般電話契約に基づく通話等が行われなかったとき、その特定第1種一般電話契約は終了したものとして取扱う場合があ

ります。

- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、特定第1種一般電話契約に係る契約者回線（当社が別に定める条件に適合するものを除きます。）について、当社が別に定める期間に、5G約款又はLTE約款に定めるau国際通話定額の適用の申込みがあったことを確認したときは、特定第1種一般電話契約は終了したものととして取扱います。

（その他の提供条件）

第27条 契約の単位、特定第1種一般電話契約申込、利用する契約者回線の変更、第1種一般電話サービスの利用の一時中断、特定第1種一般電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び特定第1種一般電話契約者が行う特定第1種一般電話契約の解除については、第1種一般電話等契約の場合に準じて取り扱います。

ただし、第33条の7（その他の提供条件）第2項に該当する場合は、この限りではありません。

2 削除

- 3 第1に規定するほか、特定第1種一般電話契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第3款 第2種一般電話等契約

（第2種一般電話等契約の締結）

第28条 加入電話等契約を締結したとき、又は電話加入権等（加入電話等契約者が加入電話等契約に基づいて協定事業者が提供する電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたときは、その加入電話等契約者（その加入電話等契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は、当社と第2種一般電話等契約を締結したこととなります。

ただし、その加入電話等契約の申込みが承諾された際、又はその電話加入権等の譲渡が承認された際に、当社に対して第2種一般電話等契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 加入電話等契約の譲渡があった料金月に行われた通話等（当社が別に定めるものに限ります。）は、全て譲渡後の第2種一般電話等契約者が行ったものとみなして取り扱います。
- 3 第1項において、加入電話等契約者が当社と第1種一般電話等契約を締結している場合は、その第1種一般電話等契約に係る事業者識別番号と同一の事業者識別番号に係る第2種一般電話等契約については、締結したこととはなりません。
- 4 第1項ただし書又は第5項ただし書の規定その他の規定により、現に当社と第2種一般電話等契約を締結していない者（当社とその第2種一般電話等契約に係る事業者識別番号と同一の事業者識別番号に係る第1種一般電話等契約を締結している者を除きます。）が第2種一般電話サービス等を利用しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を申し出て、当社と第2種一般電話等契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社は第2種一般電話等契約を締結しないことがあります。

- (1) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者とその申出に係る契約者回線に係る加入電話等契約者が異なるとき。
- (2) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者が電話サービス等に係る料金又は

工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者が第69条(電話サービス等の利用停止)第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされている場合において、なおその事実を解消しないとき。

5 前4項に規定するほか、第16条(第1種一般電話等契約者が行う第1種一般電話等契約の解除)その他の規定により、その第1種一般電話等契約を解除した又は解除されたときは、その第1種一般電話等契約に係る契約者回線に係る加入電話等契約者は、その第1種一般電話等契約に係る事業者識別番号と同一の事業者識別番号に係る第2種一般電話等契約を当社と締結したこととなります。

ただし、その解除があった際に、当社に対して第2種一般電話等契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

第29条 削除

(利用限度額)

第29条の2 当社は、第2種一般電話契約者が当社に支払うべき電話サービス等の料金の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。また、通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に対して定まる割引率を乗じて得た額を割り引く取扱いを行っている場合は、その割り引く取扱い前の金額とします。)について、次のいずれかに該当する場合は、限度額(以下本条において「利用限度額」といいます。)を定めることがあります。

(1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

(2) 電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第107条(協定事業者からの通知)の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4 当社は、第1項に定める電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、第2種一般電話契約者に電話サービス等の提供を行わないことがあります。

5 第2種一般電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第88条(通話等料金の支払義務)第1項の規定の適用を免れるものではありません。

6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

(注) 本条第3項に規定する当社が別に定める利用限度額は、税抜額 50,000 円(税込額 55,000 円)とします。

(加入電話等契約の解除等による第2種一般電話等契約の解除)

第30条 当社は、第2種一般電話等契約に係る契約者回線について、加入電話等契約の解除があった場合は、その第2種一般電話等契約は解除されたものとして取り扱います。第2種一般電話等契約者が、別表1又は別表2に規定する契約約款等の定めるところにより、電話加入権等を譲渡し、その電話加入権等の譲渡が承認された場合についても同様としま

す。

- 2 当社は、第2種一般電話等契約者が、その第2種一般電話等契約者に係る事業者識別番号と同一の事業者識別番号に係る第1種一般電話等契約を当社と締結した場合は、その契約の締結があったときに、その第2種一般電話等契約者に係るその第2種一般電話等契約は解除されたものとして取り扱います。

(破産等による第2種一般電話等契約の解除)

第31条 当社は、第2種一般電話等契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその第2種一般電話等契約を解除することがあります。

(当社が行う第2種一般電話等契約の解除)

第32条 当社は、第69条(電話サービス等の利用停止)第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされた第2種一般電話等契約者がなおその事実を解消しないときは、その第2種一般電話等契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第2種一般電話等契約者が第69条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、電話サービス等の利用停止をしないでその第2種一般電話等契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第2種一般電話等契約を解除しようとするときは、そのことを第2種一般電話等契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第33条 契約の単位、第2種一般電話サービス等の利用の一時中断、第2種一般電話等契約に基づく権利の譲渡の禁止及び第2種一般電話等契約者が行う第2種一般電話等契約の解除については、第1種一般電話等契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 前項に規定するほか、第2種一般電話等契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第4款 特定第2種一般電話契約

(特定第2種一般電話契約の締結)

第33条の2 特定携帯電話契約を締結したときは、その特定携帯電話契約者(その特定携帯電話契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)は、当社と特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、その特定携帯電話契約の申込みが承諾された際に、当社に対して特定第2種一般電話契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 第1項ただし書又は第33条の4(特定携帯電話契約の解除等による特定第2種一般電話契約の解除)第2項ただし書の規定その他の規定により、現に当社と特定第2種一般電話契約を締結していない特定携帯電話契約者が第2種一般電話サービス等を利用しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を申し出て、当社と特定第2種一般電話契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社は特定第2種一般電話契約を締結しないことがあります。

- (1) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者とその申出に係る契約者回線に係る特定携帯電話契約者が異なるとき。
- (2) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者が電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第2種一般電話サービス等を利用しようとする者が第69条（電話サービス等の利用停止）第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされている場合において、なおその事実を解消しないとき。

（利用限度額）

第33条の3 当社は、特定第2種一般電話契約者（特定携帯電話契約者であって、pov o 2.0 契約及びUQ mobile 契約（UQm I 約款に定める第1種デュアルサービスのものに限りません。）の契約者を除きます。以下本条において同じとします。）が当社に支払うべき電話サービスの料金の月間累積通話等料金（料金表第2（通話等料金）第1（適用）(16)に定める特定携帯国際自動通話定額に係る定額通話等料金を除きます。）の額（既に支払われた金額を除きます。）及びau約款、pov o 1.0 約款又はUQm約款に定めるau国際通話又は国際通話に関する料金（au約款に定めるau国際通話定額に係る定額料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算した額（以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。）について、別に定める利用限度額を設定します。

- 2 当社は、前項に定める国際通話月間累計額が利用限度額を超えたことを確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、特定第2種一般電話契約に係る契約者回線について電話サービスの提供を行いません。
- 3 特定第2種一般電話契約者は、第1項の規定により設定された利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第88条（通話等料金の支払義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。
- 4 当社は、特定第2種一般電話契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合するときは、その申出があった料金月において、第1項の利用限度額の解除又は利用限度額の変更を行うことがあります。
- 5 前項に規定する場合において、特定第2種一般電話契約者は、当社が、特定第2種一般電話契約に係る料金の支払状況に関する情報について、必要があるときは、特定事業者から必要な特定第2種一般電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（注） 本条第1項に規定する当社が別に定める利用限度額は、3万円とします。

（特定携帯電話契約の解除等による特定第2種一般電話契約の解除）

第33条の4 当社は、特定第2種一般電話契約に係る契約者回線について、特定携帯電話契約の解除があった場合は、その特定第2種一般電話契約は解除されたものとして取り扱います。特定第2種一般電話契約者（特定携帯電話契約者に限りません。）が、別に定める契約約款等の定めるところにより、その電気通信サービスの利用権を譲渡し、その譲渡が承認された場合についても同様とします。

- 2 前項の場合において、電話利用権を譲り受けた者は、協定事業者がその電話利用権の譲渡を承認したときに、当社と特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、その電話利用権を譲り受けることを承認された際に、当社に対して特定第2種

一般電話契約を締結しない旨の意思表示があった場合は、この限りではありません。

(破産等による特定第2種一般電話契約の解除)

第33条の5 当社は、特定第2種一般電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその特定第2種一般電話契約を解除することがあります。

(当社が行う特定第2種一般電話契約の解除)

第33条の6 当社は、第69条(電話サービス等の利用停止)第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされた特定第2種一般電話契約者がなおその事実を解消しないときは、その特定第2種一般電話契約を解除することがあります。

2 当社は、特定第2種一般電話契約者が第69条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合にその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、電話サービス等の利用停止をしないでその特定第2種一般電話契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その特定第2種一般電話契約を解除しようとするときは、そのことを特定第2種一般電話契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第33条の7 契約の単位、第2種一般電話サービスの利用の一時中断、特定第2種一般電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び特定第2種一般電話契約者が行う特定第2種一般電話契約の解除については、第1種一般電話等契約の場合に準じて取り扱います。

2 削除

3 特定第2種一般電話契約者は、au約款、povo約款又はUQm約款に基づき当社又は沖縄セルラー電話株式会社が提供する携帯電話サービスを利用することができないときは、特定携帯国際自動通話を行うことはできません。

4 前3項に規定するほか、特定第2種一般電話契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第2節 削除

第34条～第58条 削除

第3節 削除

第59条～第63条 削除

第4節 付加機能限定電話契約

(付加機能限定電話契約申込)

第 63 条の 2 付加機能限定電話契約を申し込むことができる者は、F T T H 接続回線等に係る電気通信サービス又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約を締結している者（以下「F T T H 等契約者」といいます。）に限ります。

2 付加機能限定電話契約の申込みをするときは、この約款を承諾のうえ、申し込んでいただきます。

（付加機能限定電話契約申込の承諾）

第 63 条の 3 当社は、付加機能限定電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その付加機能限定電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- （1） 申込みに係る F T T H 接続回線等について、協定事業者がその F T T H 接続回線等に係る電気通信番号を相互接続点へ送出不しなとき。
- （2） 付加機能限定電話契約の申込みをした者が電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （3） その F T T H 接続回線等と当社の電話等網との相互接続に関し、その F T T H 接続回線等に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- （4） 第 102 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- （5） その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（破産等による付加機能限定電話契約の解除）

第 63 条の 4 当社は、付加機能限定電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその付加機能限定電話契約を解除することがあります。

（当社が行う付加機能限定電話契約の解除）

第 63 条の 5 当社は、第 69 条（電話サービス等の利用停止）第 1 項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされた付加機能限定電話契約者がなおその事実を解消しないときは、その付加機能限定電話契約を解除することがあります。

2 当社は、付加機能限定電話契約者が第 69 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に関わらず、付加機能限定電話サービスの利用停止をしないでその付加機能限定電話契約を解除することがあります。

3 当社は、付加機能限定電話契約者が F T T H 等契約者でなくなった場合には、その付加機能限定電話契約を解除します。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その付加機能限定電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを付加機能限定電話契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 63 条の 6 契約の単位、付加機能限定電話サービスの利用の一時中断、付加機能限定電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び付加機能限定電話契約者が行う付加機能限定電話契約の解除については、一般電話等契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、付加機能限定電話契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

第5節 削除

第63条の7～第63条の14 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第64条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第3(付加機能使用料)に規定するところにより、付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した電話等契約者が、料金表第3(付加機能使用料)に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第3(付加機能使用料)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(注) 当社は、臨時付加機能(電話等契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受けける付加機能をいいます。以下同じとします。)は提供しません。

(付加機能における電気通信番号)

第64条の2 付加機能に係る電気通信番号は、電気通信番号に余裕がある場合に限り、料金表第3(付加機能使用料)2(料金額)4(フリーコールサービスに係るもの)ア(フリーコールサービスⅠ)及びイ(フリーコールサービスⅡ)の1のメンバーズコードごとに電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第2号又は第10号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 削除

3 当社は、当社の電話サービスの提供上必要があるときは、電気通信番号を変更することがあります。

4 当社は、前項の規定により電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことを電話等契約者にお知らせします。

(付加機能の利用の一時中断)

第65条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(付加機能の接続休止)

第66条 当社は、付加機能を提供している電話サービス等の接続休止(第70条(電話サービス等の接続休止)第1項の接続休止をいいます。)があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第70条第2項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止等)

第67条 電話等契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は、電話等契約者がその電話等契約を解除し、又は解除されたとき、あるいは、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき、電話等契約者から当該電話等契約に係る付加機能を廃止する通知があったものとして取り扱います。
- 3 前項の規定に関わらず、第 24 条（移動体電話契約の解除等による特定第 1 種一般電話契約の解除）又は第 30 条（加入電話等契約の解除等による第 2 種一般電話等契約の解除）の規定により電話等契約が解除されることによって付加機能が廃止されることとなる場合には、あらかじめ、そのことを契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は付加機能が廃止されたにも関わらず、前項に規定する通知がなされないときは、付加機能の廃止がないものとみなして付加機能に係る通話等を取り扱うことがあります。この場合において、その通話等料金の支払義務については、付加機能の規定によるものとします。
- 5 最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、電話等契約に基づく通話等が行われなかったとき、当社は、その付加機能の提供を終了します。

第6章 利用中止等

(電話サービス等の利用中止)

第68条 当社は、次の場合には、電話サービス等の一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第72条（通話等利用の制限）の規定により、通話等利用を中止するとき。
 - (4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、第14条の2（利用限度額）（同条に準じる第63条（その他の提供条件）第1項において同じとします。）第6項又は第29条の2（利用限度額）第6項に基づき、当社は、電話等契約者本人であることを確認できるまでその電話等契約に係る契約者回線に係る電話サービス等の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により電話サービス等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを電話等契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。）します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第2項により電話サービス等の利用中止をした場合、電話等契約者本人であることを確認したときは、その電話等契約に係る契約者回線に係る電話サービス等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日を電話等契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(電話サービス等の利用停止)

第69条 当社は、電話等契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その電話サービス等に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービス等に係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款及び料金表の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社が電話サービス等に係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。）を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を第10章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社又は特定事業者を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は特定事業者を支払われるまでの間）、その電話等契約者に係る電話サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、又は特定事業者が請求したものについてはその特定事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を特定事業者から受けたとき。
- (2) 第102条（利用に係る電話等契約者の義務）又は第103条（利用上の制限）の規定に違反したとき。
- (3) 削除
- (4) 削除

(5) 電話サービス等契約者が、契約の申込みその他の場合において、その契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に関し事実と反する申出を行い、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(6) 削除

(7) 前各号のほか、電話サービス等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により電話サービス等の利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を電話等契約者に通知します。

ただし、前項第2号により、電話サービス等の利用停止を行うとき（第102条（利用に係る電話等契約者の義務）第1項第3号の規定の違反により、電話サービス等の利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（電話サービス等の接続休止）

第70条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、電話等契約者が他社接続通話等を全く利用することができなくなったときは、電話サービス等の接続休止（当社の電話サービス等を利用して行う通話等と他社接続通話等との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その電話サービス等について、電話等契約者から電話サービス等の利用の一時中断又は電話等契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話サービス等に係る電話等契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを電話等契約者に通知します。

（注） 当社は、電話サービス等の接続休止を行ったときは、関係の電話サービス等取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第7章 通話等

第1節 通話等の種類等

(通話等の種類等)

第71条 通話等の種類等は、料金表第2(通話等料金)に定めるところによります。

2 通話等の区別は、次のとおりとします。

区別	内容
自動通話等	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される通話(以下「自動通話」といいます。)及びこれに相当する総合デジタル通信(以下「自動通信」といいます。)
非自動通話等	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される通話(以下「非自動通話」といいます。)及びこれに相当する総合デジタル通信(以下「非自動通信」といいます。)

第2節 通話等利用の制限

第1款 自動通話等

(通話等利用の制限)

第72条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする自動通話等及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする自動通話等を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線又はF T T H接続回線等であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる自動通話等の利用を中止する措置(特定の地域への通話等を中止する措置を含みません。)を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社等の機関
金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

2 当社は、国際通話等が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、国際通話等の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

(通話等時間等の制限)

第 73 条 前条の規定による場合のほか、当社は、自動通話等が著しくふくそうするときは、通話等時間又は特定の地域への自動通話等の利用を制限することがあります。

第 2 款 非自動通話等

(通話等の種別及び接続の順位)

第 74 条 非自動通話等の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

一般通話等	内容	接続の順位
非常通話等	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動通話等 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動通話等 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動通話等	1
緊急通話等	次に掲げる者が行う通話等並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の通話等（以下「官用通話等」といいます。）であって、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 (6) 国際司法裁判所	2
一般通話等	非常通話等及び緊急通話等以外の非自動通話等	3

(通話等時間の制限)

第 75 条 当社は、非自動通話等が著しくふくそうするときは、一般通話等（官用通話等を除きます。）に限ってその通話等時間を制限することがあります。

(通話等の切断)

第 76 条 当社は、非常通話等の取扱上必要がある場合は、一般通話等及び緊急通話等を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第 77 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動通話等が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

(1) 非常通話等及び緊急通話等のほかは、受け付けません。

(2) 非常通話等のほかは、受け付けません。

第 3 節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第 78 条 電話等契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等の定めるところにより、契約者回線又は F T T H 接続回線等を使用することができない場合においては、当該契約者回線又は F T T H 接続回線等を使用して通話等を行うことはできません。

第 4 節 通話等時間の測定等

(通話等時間の測定等)

第 79 条 通話等時間及び情報量の測定等については、料金表第 2 (通話等料金) に定めるところによります。

第 5 節 削除

第 80 条 削除

第8章 削除

第81条 削除

第82条 削除

第83条 削除

第84条 削除

第9章 削除

第85条 削除

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金等)

第86条 当社が提供する電話サービス等に係る料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する電話サービス等に係る契約に係る費用は、契約料（料金表第5（契約料）に定める契約料をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。
- 3 当社が提供する電話サービス等に係る工事に関する費用は、工事費（料金表第6（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第87条 電話等契約者は、その電話等契約に基づいて当社が提供する電話サービス等の態様に応じて、料金表に定める期間において、定額利用料（料金表第3（付加機能使用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 利用の一時中断等により電話サービス等を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、電話等契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します
 - (2) 電話サービス等の利用停止があったときは、電話等契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
 - (3) 削除
 - (4) 前3号の規定によるほか、電話等契約者は、次の場合を除いて、電話サービス等を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等を全く利用できない状態（電話サービス等に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その電話サービス等を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 削除	削除

4 電話サービス等の接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
----------------------	---

3 第1項の期間において、他社接続通話等を行うことができないため、電話サービス等を利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他契約者回線に係る契約者に帰する理由により、他社接続通話等を行うことができなくなった場合であっても、電話等契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、電話等契約者は、次の場合を除いて、他社接続通話等を行うことができないため、電話サービス等を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 電話等契約者の責めによらない理由により、他社接続通話等を全く行うことができない状態（その契約者回線による全ての他社接続通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、電話サービス等を全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通話等に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通話等を行うことができない状態が生じたため、当社の電話サービス等を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 削除

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第87条の2 電話等契約者は、フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡを利用しているときは、第64条の2（付加機能における電気通信番号）の規定により当社が定めた電気通信番号の番号について、料金表第11（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 利用の一時中断等により電話サービス等を利用することができなくなった場合であっても、電話等契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

3 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断等により、他社接続通話等を行うことができなくなった場合であっても、電話等契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第 87 条の 3 電話等契約者は、フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡを利用しているときは、第 64 条の 2（付加機能における電気通信番号）の規定により当社が定めた電気通信番号の番号について、料金表第 12（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 利用の一時中断等により電話サービス等を利用することができなくなった場合であっても、電話等契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要します。

3 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断等により、他社接続通話等を行うことができなくなった場合であっても、電話等契約者は、その期間中の電話リレーサービス料の支払いを要します。

（通話等料金の支払義務）

第 88 条 電話等契約者は、次の通話等について、第 79 条（通話等時間の測定等）の規定により当社が測定した通話等時間又は情報量と料金表第 2（通話等料金）の規定とに基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。

ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

区別	支払いを要する者
1 2 から 3 以外の通話等	その通話等を発信した契約者回線に係る電話等契約者
2 削除	削除
3 電話サービス等取扱所若しくは国際無線通信取扱所の窓口の電話機等又は他社公衆電話の電話機等から行った通話等（料金表第 2（通話等料金）に規定する第 1 種料金着信払自動通話等又は第 3 種料金着信払自動通話等を除きます。）	その通話等の請求者

2 電話等契約者は、その契約者回線又は F T T H 接続回線等により電話等契約者以外の者が行った通話等に係る通話等料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

3 電話等契約者は、通話等料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 2（通話等料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、電話等契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（契約料の支払義務）

第 89 条 電話等契約者は、契約料を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けた場合は、契約料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第 90 条 電話等契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその電話等契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。

2 電話等契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定に関わらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相

当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第91条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第92条 電話等契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第93条 電話等契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 収納手数料の負担等

(収納手数料の負担等)

第93条の2 電話等契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。

区分	手数料の額
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円(税込額 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 次のいずれかに該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。 (1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。	

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 93 条の 3 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している電話等契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、電話等契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する電話サービス等の料金とみなして取り扱います。

第 11 章 削除

第 94 条 削除

第12章 保守

第95条 削除

第96条 削除

(修理又は復旧の順位)

第97条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第72条（通話等利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話等を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第98条 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供をしなかったときは、その電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該電話等契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、電話サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 定額利用料

(2) 通話等料金（電話サービス等を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話等料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定に関わらず、当社は、電話サービス等を提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、電話サービス等を提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、電話サービス等を全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通話等料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱いますが、その算定した料金額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

(免責)

第99条 当社は、電話サービス等の提供に当たって、当社の責めに帰すべき理由により、電話等契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、その電話サービス等に係る1料金月の定額利用料を上限として賠償します。ただし、あらかじめその工事の内容について電話等契約者から承諾を得ている場合は、この限りではありません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第14章 雑則

第100条 削除

(承諾の限界)

第101条 当社は、電話等契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした電話等契約者にお知らせします。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る電話等契約者の義務)

第102条 電話等契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話等の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- 2 電話等契約者は、前項の規定に違反してその当社契約者回線等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第103条 電話等契約者は、コールバックサービス（本邦から発信する国際通話等を外国から発信する形態に転換することによって通話等を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通話等を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通話等の請求が行われ、電話等契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が通話等に係る通話等時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第104条 削除

(電話等契約者からの通知)

第105条 電話等契約者（第2種一般電話等契約者及び特定第2種一般電話契約者を除きます。）は、利用する契約者回線について、当社又は協定事業者の定める契約約款等の規定による異動があったときは、その内容について、速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 契約者回線に係る契約の解除
- (3) 電話利用権又は電話加入権等の譲渡
- (4) 契約者回線に係る電話番号等の変更
- (5) 契約者回線に係る利用休止

(電話等契約者の氏名等の通知)

第 106 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、電話等契約者（その協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(注) 本条においては、別表 3 の規定に関わらず、その協定事業者より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービスを提供する電気通信事業者（当社が別に定めるものに限ります。）を協定事業者とみなして取り扱います。以下本条から第 107 条の 2 において同じとします。

(特定の付加機能を利用する電話等契約者に係る情報の通知)

第 106 条の 2 当社は、特殊詐欺への反復・継続的利用を理由とする警察機関からの番号利用停止（総務省総合通信基盤局長発出文書「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等スキームについて」（以下「総務省文書」といいます。）に定める固定電話番号の利用停止をいいます。以下同じとします。）に係る要請があるときは、総務省文書に基づき、その電気通信番号に係る電話等契約者に係る情報を警察機関に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 107 条 電話等契約者（電話等契約の申込者を含みます。以下この条において同じとします。）は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は電話等契約者と協定事業者との間の契約に関する情報について、必要があるときは、協定事業者から必要な電話等契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(電話等契約者に係る情報の利用)

第 107 条の 2 当社は、電話等契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款（料金表を含みます。）の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、電話等契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(電話帳)

第 108 条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、別記 6 から 8 に定めるところにより、メンバーズコードを電話帳（当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

（電話番号案内）

第 109 条 メンバーズコードは、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注） 電話帳への掲載を省略されているもの（電話等契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、番号の案内は行いません。

（協定事業者の電話サービス等に係る料金等の回収代行）

第 110 条 当社は、電話等契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（1） その申出をした電話等契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

（2） その電話等契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

（3） その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その電話等契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その電話等契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（協定事業者による電話サービス等に係る料金の回収代行）

第 111 条 当社は、電話等契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款（料金表を含みます。）の規定によりその電話等契約者に請求することとした電話サービスに係る料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行います。

（1） その申出をした電話等契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払い

（2） その電話等契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

（3） その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その電話等契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者に支払わないときは、当社は、その電話等契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（電話サービス等の技術的事項及び技術資料の閲覧）

第 112 条 電話サービス等における基本的な技術的事項は、別表 6 のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、電話サービス等を利用するうえで参考となる別記 18 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(提供条件書)

第 113 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、電話サービス等及び附帯サービスを提供します。

(法令に関する規定)

第 114 条 電話サービス等の提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 13 に定めるところによります。

(閲覧)

第 115 条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第 15 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 116 条 電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 電話サービス等の提供区間

当社の電話サービス等は、次の区間において提供します。

一般電話サービス等	(1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。） (2) アクセスポイント（電話等網（電話サービス等に係るものに限ります。）と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点をいいます。以下同じとします。）相互間（1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） (3) 相互接続点とアクセスポイント、外国、船舶地球局、携帯移動地球局又はインマルサット Fleet Xpress 地球局との間
随時電話サービス等	(1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合を含みます。） (2) 外国相互間 (3) 船舶局相互間 (4) 船舶地球局相互間 (5) 相互接続点とアクセスポイント、外国、船舶地球局、携帯移動地球局又はインマルサット Fleet Xpress 地球局との間 (6) 外国と船舶地球局、携帯移動地球局又はインマルサット Fleet Xpress 地球局との間

2 削除

3 電話等契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により電話等契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 電話等契約者の氏名等の変更

- (1) 電話等契約者は、その氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

5 削除

6 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、電話等契約者（料金表第3表（付加機能使用料）に規定するフリーコールサービスⅡ利用者に限り、以下8（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、メンバーズコード（料金表第3表（付加機能使用料）に規定する事業者識別番号を含め8桁、9桁又は10桁のもの及びサービス識別番号を含め、10桁又は11桁のものに限り、以下8（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。
 - ア 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
 - ウ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の住所又は居所のうち1
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、電話等契約者に係るメンバーズコードの数の範囲内とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定に関わらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

7 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、6（電話帳の普通掲載）の規定に関わらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
 - ア 削除
 - イ 電話等契約者が指定した特定の契約者回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、6（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて電話等契約者の承諾が得られないとき。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、電話等契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

8 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、電話等契約者から、普通掲載のほか、6（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定に関わらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第7（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

9 削除

10 削除

- 11 削除
- 12 削除

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、電話等契約の申込者又は電話等契約者から要請があったときは、当社の電話サービス等と一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

15 通話等明細書等の送付

- (1) 当社は、電話等契約者から請求があったときは、その契約者に係る電話サービス等の通話等明細書又は支払証明書を発行します。
- (2) 通話等明細書には、次の種類があります。
 - ア イ以外もの
 - イ 当社が別に定める区域内通話等の料金明細を記録しているもの
- (3) 電話等契約者は、(2)のイに規定する通話等明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 8（通話等明細書の送付手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (4) 電話等契約者は、(2)のイに規定する通話等明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料等（実費）の支払いを要します。
- (5) 電話等契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 9（支払証明書の発行手数料）に規定する発行手数料の支払いを要します。

16 払込取扱票の発行等

- (1) 当社は、電話サービス等に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなおお支払わないとき（支払期日を経過した後、電話サービス等取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定する電話サービス等取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。
- (2) 電話等契約者は、(1)の規定に該当することとなったときは、料金表第 10（払込取扱票の発行等手数料）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

16 の 2 窓口払込みの取り扱い等

- (1) 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定する電話サービス等取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社の WEB d e 請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取扱いを行います。

- (2) 電話等契約者は、(1)の規定に該当したときは、料金表第 10 の 2 (窓口取扱等手数料) に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- (3) (2)の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、電話等契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。
- ア その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) であるとき。
- イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

料金表

通則

- 1 削除
- 2 削除

(他社接続通話等と接続して行う通話等に係る通話等料金の設定等)

- 3 他社接続通話等と接続して行う通話等（協定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、事業者識別番号（番号規則の規定により当社が指定を受けた電気通信事業者の電気通信回線設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を付加して行われるものに限ります。）に係る料金額は、特定相互接続通話等（料金表第2（通話等料金）1（適用）の表の11欄の特定相互接続通話等をいいます。）となるもの及び国際着信課金通話等（協定事業者等の契約者回線又は公衆電話の電話機等から外国に宛てて発信する、事業者識別番号 00531 をダイヤルして行われる第3種料金着信払自動通話等（同表の2欄の第3種料金着信払自動通話等をいいます。）であって、外国の電気通信事業者が外国の電気通信事業者の契約約款等により、当社の電気通信サービスの提供区間、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及び外国の電気通信事業者の電気通信サービスの提供区間を合わせてその料金額を設定するものをいいます。）を除いて、当社の電気通信サービスの提供区間と協定事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 4 他社接続通話等と接続して行う通話等に係る料金の適用については、次のとおりとします。
 - (1) 協定事業者の電話サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、通話に係る料金を適用します。
 - (2) 協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、総合デジタル通信に係る料金を適用します。

(国際通話に係る料金の設定等)

- 5 削除
- 6 特定第2種一般電話契約者は、特定第2種一般電話契約に係る国際通話について、当社又は沖縄セルラー電話株式会社が測定した通話時間と料金表第2（通話等料金）の規定とに基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。
- 7 特定第2種一般電話契約に係る国際通話の料金に関するその他の取扱いについては、a u約款、p o v o約款又はU Q m約款に規定する通常通話の場合に準じて取り扱います。

(電話等契約の種類)

- 8 一般電話等契約には、下表の種類があります。

種類	内容
カテゴリー I	非自動通話等を含めた国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の利用秒数当たりの料金額を時間帯等の区分に応じて定めるもの又は一定の料金額で通話等が利用可能な秒数を時間帯等の区分に応じて定めるもの

カテゴリーⅡ	非自動通話等を除く国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の料金額で通話等が利用可能な秒数を時間帯等の区分に応じて定めるもの
カテゴリーⅢ	非自動通話等を含めた国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の利用秒数当たりの料金額を時間帯等の区分に応じて定めるもの

備考

- 1 当社は、カテゴリーⅢに係る第1種一般電話等契約は締結しません。
- 2 当社は、カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約者からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したときは、そのカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約を解除します。
- 3 当社は、カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る特定第1種一般電話契約及びカテゴリーⅠ又はカテゴリーⅢに係る特定第2種一般電話契約は締結しません。
- 4 当社は、カテゴリーⅠに係る第2種一般電話等契約は締結しません。

(注1) カテゴリーⅡに係る国際通話等については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る契約者回線に限り提供します。

(注2) カテゴリーⅢに係る国内通話等については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る契約者回線以外は提供しません。

9 削除

10 削除

11 削除

12 削除

(料金の計算方法)

13 第87条(定額利用料の支払義務)の規定により付加機能使用料の支払いを要することとする期間は次のとおりとします。

(1) 第1種国内通話等に係る付加機能の付加機能使用料

その電話等契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

(2) 国際通話等に係る付加機能の付加機能使用料

その電話等契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日の翌日から起算して付加機能の廃止があった日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

14 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)、通話等料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月(1の暦月の起算日(当社が電話等契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、通話等料金について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。

(注) 当社は電話等契約ごとに、毎暦月の1日、11日、16日又は23日のいずれかの日を起算日とします。

- 15 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 16 当社は、月額料金、通話等料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月等に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 17 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ電話等契約者の承諾を得て、14の規定に関わらず、通話等料金を2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 17-2 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 27の但書きに定める料金	この約款に定める額により行います。

17-3 削除

（月額料金の日割）

- 18 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
- (1) 料金月の初日以外の日付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日付加機能の廃止があったとき。
 - (3) (1)及び(2)の場合を除いて、料金月の初日以外の日付加機能の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (4) 第87条（定額利用料の支払義務）第2項第4号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 料金月の初日に付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。
 - (6) 起算日の変更があったとき。
- 19 18の規定による月額料金の日割は、料金月の日数（13の第2号の規定による料金の計算においては、1料金月当たりの日数を30日とみなします。）により行います。この場合において、第87条（定額利用料の支払義務）第2項第4号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

- 20 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ただし、この約款に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

（料金等の支払い）

- 21 電話等契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 22 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

23 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

24 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、当社が別に定める場合に該当するときを除いて、その月に請求すべき料金を翌月又は翌々月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

25 当社は、24 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、電話等契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

26 当社は、料金又は工事に関する費用について、電話等契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 26 の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

27 この約款の規定により料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 国際通話等に係る料金
- (2) 国際無線電話通話等に係る料金
- (3) 海事衛星電話通話等に係る料金
- (4) 携帯移動衛星電話通話等に係る料金
- (5) 国際通話等において利用可能な付加機能の付加機能使用料

(注) 本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

28 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の定めに関わらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス等取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

29 削除

30 削除

(KDDI一括請求に係る料金等の取扱い)

31 当社は、電話等契約者（第1種一般電話サービス等に係る電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。）又は付加機能限定電話契約者（料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。）から請求があったときは、次の割引判定条件の全てを満たすことを条件に、次の割引対象サービスに係る料金等（その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。）から、その料金等に一括請求額（当社のau約款に定めるau判定料金、次の割引判定条件のウに定める電話判定料金及び当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるインターネット判定料金の合計請求額をいいます。以下同じとします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを契約者回線又はメンバーズコードごとに切り上げます。）を割り引く取扱いを行います。

(1) 割引判定条件

ア 当社の5G約款に定める5G契約者又はLTE約款に定めるLTE契約者（それぞれKDDI一括請求の取扱いの適用を受けている者に限ります。）であること。

イ 当社のau約款に定めるau判定料金に係る請求があること。

ウ 電話サービス等（第1種一般電話サービス等又は付加機能限定電話サービスに限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。）に係る料金等（その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下「電話判定料金」といいます。）の請求（その電話判定料金の請求額が税抜額1,000円（税込額1,100円）以上の場合に限ります。）又は当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるインターネット判定料金の請求があること。

(2) 割引対象サービス

ア 第1種一般電話サービス等

イ 付加機能限定電話サービス

(3) 割引率

一括請求額	割引率
税抜額 50,000 円(税込額 55,000 円) 以上の場合	4 %
税抜額 20,000 円(税込額 22,000 円) 以上の場合	3 %
税抜額 10,000 円(税込額 11,000 円) 以上の場合	2 %

32 31 の取扱いは、電話等契約者又は付加機能限定電話契約者からの請求があったことを当社が電話サービス等取扱所において確認した日（以下この32において「確認日」といいます。）の属する料金月の初日（確認日の属する料金月の末日に電話サービス等が開始されていない場合は、当該電話サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日）から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、31 の取扱いは継続するものとします。

33 当社は、当社のau約款に定めるKDDI一括請求について、当社が電話サービス等取扱所においてその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、31 の取扱いは終了したものとします

(「KDDIまとめて請求」に係る料金等の取扱い)

34 当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」（以下「KDDIまとめて請求規約」といいます。）に定める「KDDIまとめて請求」（以下「KDDIまとめて請求」といいます。）が適用されている場合は、この約款の規定に関わらず、KDDIまとめて請求規約が適用されます。

（料金等の請求）

35 電話サービス等に係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、請求に関する当社の各規約等に定めるところによります。

第 1 削除

第2 通話等料金

1 適用

通話等料金の適用については、第88条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話等料金の適用																			
(1) 単位料金区域の設定	<p>ア 当社は、全国の区域を分けて単位料金区域（区域外通話等（(3)欄に規定する区域外通話等をいいます。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通話等地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、単位料金区域及びその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域を表示する図表並びに全国の単位料金区域一覧表を閲覧に供します。</p>																		
(2) 通話等の種類等の適用	<p>ア 通話等には、下表の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内通話等</td> <td>国内通話</td> <td>本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話をダイヤルして行われる通話以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国内通信</td> <td>本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信以外のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種移動体着信通話等</td> <td>第2種移動体着信通話</td> <td>契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される携帯契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線をいいます。以下同じとします。））に限られます。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限られます。）</td> </tr> <tr> <td>第2種移動体着信通信</td> <td>第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際通話等</td> <td>国際通話</td> <td>国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話以外の通話であって、本邦と外国（外国の電気通信事業者（別に定める者に限られます。）の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）、機内携帯通話システムに係る端末（以下「特定機内携帯端末」といいます。）及び船舶内携帯通話システムに係る端末（以下「特定船舶内携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間又は外国相互間で行われる通話</td> </tr> <tr> <td>国際通信</td> <td>国際通話に相当する総合デジタル通信</td> </tr> </tbody> </table>	種類		内容	国内通話等	国内通話	本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話をダイヤルして行われる通話以外のもの	国内通信	本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信以外のもの	第2種移動体着信通話等	第2種移動体着信通話	契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される携帯契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線をいいます。以下同じとします。））に限られます。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限られます。）	第2種移動体着信通信	第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信	国際通話等	国際通話	国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話以外の通話であって、本邦と外国（外国の電気通信事業者（別に定める者に限られます。）の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）、機内携帯通話システムに係る端末（以下「特定機内携帯端末」といいます。）及び船舶内携帯通話システムに係る端末（以下「特定船舶内携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間又は外国相互間で行われる通話	国際通信	国際通話に相当する総合デジタル通信
種類		内容																	
国内通話等	国内通話	本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話をダイヤルして行われる通話以外のもの																	
	国内通信	本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信以外のもの																	
第2種移動体着信通話等	第2種移動体着信通話	契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される携帯契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線をいいます。以下同じとします。））に限られます。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限られます。）																	
	第2種移動体着信通信	第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信																	
国際通話等	国際通話	国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話以外の通話であって、本邦と外国（外国の電気通信事業者（別に定める者に限られます。）の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）、機内携帯通話システムに係る端末（以下「特定機内携帯端末」といいます。）及び船舶内携帯通話システムに係る端末（以下「特定船舶内携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間又は外国相互間で行われる通話																	
	国際通信	国際通話に相当する総合デジタル通信																	

	国際無線電話通話等	国際無線電話通話	国際無線電話サービス（当社が提供する電気通信サービスであって、電気通信回線設備を使用して、外国の海岸局経由により、本邦と船舶との間、本邦船舶と外国との間、本邦船舶と本邦船舶との間又は本邦船舶と外国船舶との間で行われる他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
		国際無線電話通信	国際無線電話通話に相当する総合デジタル通信
	海事衛星電話通話等	海事衛星電話通話	海事衛星電話サービス（インマルサット・システムの海事衛星、海岸地球局及び船舶地球局等により構成される電気通信回線設備を使用して他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
		海事衛星電話通信	海事衛星電話通話に相当する総合デジタル通信
	携帯移動衛星電話通話等	携帯移動衛星電話通話	携帯移動衛星電話サービス（インマルサット・システムのインマルサット Fleet Xpress 基地地球局、インマルサット Fleet Xpress 地球局、携帯移動衛星、携帯基地地球局及び携帯移動地球局等により構成される電気通信回線設備を使用して他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
		携帯移動衛星電話通信	携帯移動衛星電話通話に相当する総合デジタル通信
	備考		
	<p>1 国内通話等は、当社が別に定めるものを除いて、事業者識別番号を付加して発信するものとし、当社が別に定めるものを除いて、当社が設置する電気通信回線設備と協定事業者が設置する電気通信回線設備とを接続して提供します。</p> <p>2 国際通話等、国際無線電話通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等は、当社が別に定めるものを除いて、事業者識別番号を付加して発信するものとし、当社が別に定めるものを除いて、当社が設置する電気通信回線設備と協定事業者が設置する電気通信回線設備及び外国の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備とを接続して提供します。</p> <p>3 国内通話等は自動通話等に限り取り扱います。</p> <p>4 国際無線電話通話等は非自動通話等に限り取り扱います。</p>		
イ 削除			
ウ 総合デジタル通信には、下表の区別があります。			
区別		内容	
デジタル通信モード（64kbps）		1のBチャンネル（64kbpsで信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同	

	じとします。)を利用して 64kbps で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うもの
通話モード	1 の B チャンネルを利用して回線交換方式により主としておおむね 3 K H z の帯域の音声その他の音響の伝送を行うもの
備考	
<p>1 次の総合デジタル通信は、通話モードによる場合に限り行うことができます。</p> <p>(1) 協定事業者の電話サービスに係る契約者回線等との間のもの</p> <p>(2) 国際無線電話通信</p> <p>(3) 非自動通信</p> <p>2 デジタル通信モード (64kbps) については、外国の電気通信事業者の事情により 56kbps の符号伝送が可能なものとして提供することがあります。</p> <p>3 削除</p>	
エ 国内通話等には下表の区別があります。	
区別	内容
第 1 種国内通話等	任意の契約者回線又は任意の他社公衆電話の電話機等から事業者識別番号である 0053 又は 0056 をダイヤルして行われるもの以外のもの
削除	削除
オ 削除	
カ 削除	
キ 自動通話等には、下表の種別があります。	
種別	内容
① 一般自動通話等	②から⑫までの通話等以外のもの
② 第 1 種料金着信払自動通話等	フリーコールサービスⅠ、フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係る通話等
③ 第 3 種料金着信払自動通話等	その通話等の料金を対話者側で支払うことを条件として請求された通話等であって、②の通話等以外のもの
④ 削除	削除
⑤ 削除	削除
⑥ 削除	削除
⑦ 削除	削除
⑧ 削除	削除
⑨ 削除	削除
⑩ 第 3 種内線自動通話等	S ネットサービスに係る通話等
⑪ 国際ローミン	国際ローミング着信サービスに係る通話等

グ着信自動通話等	
⑫ 特定携帯国際自動通話	特定第2種一般電話契約に係る通話（国際ローミング着信自動通話等を除きます。）
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般自動通話等以外の自動通話等を組み合わせて取り扱うことはできません。 2 第3種料金着信払自動通話等は、国内通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等においては取り扱いません。 3 削除 4 第3種料金着信払自動通話等及び国際ローミング着信自動通話等の総合デジタル通信においては、通話モードによる場合に限り行うことができます。 5 当社は、通話等の種類に応じて別に定めるところにより自動通話等の取扱いを行います。 <p>(注) 自動通話等の発信又は着信に使用することができる電気通信回線は次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種国内通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者回線（携帯契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。） (2) 携帯契約回線（フリーコールサービスに係る通話等を発信する場合に限りします。） (3) 他社公衆電話の電話機等（フリーコールサービスに係る通話等を発信する場合に限りします。） 2 第2種国内通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者回線 3 国際通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者回線 (2) 携帯契約回線（特定第2種一般電話契約に係るものに限りします。以下この(注)の4から6において同じとします。） (3) 削除 (4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等（一般自動通話等を発信する場合に限りします。） 4 海事衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者回線 (2) 携帯契約回線 (3) 削除 	

- (4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等（一般自動通話等を発信する場合に限ります。）
- 5 第2種海事衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線
 - (2) 携帯契約回線
- 6 携帯移動衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線
 - (2) 携帯契約回線
 - (3) 削除
 - (4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等（一般自動通話等を発信する場合に限ります。）
- 7 第1種料金着信払自動通話等に係る自動通話等の着信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線
 - (2) 当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信回線
- 8 第3種料金着信払自動通話等に係る自動通話等（外国に着信するものを除きます。）の着信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線

ク 非自動通話等には、下表の種別があります。

種別	内容
① 一般非自動通話等	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の通話等
② 第1種本邦着信通話等	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する通話等

備考

1 当社は、通話等の種類に応じて別に定めるところにより非自動通話等の取扱いを行います。

(注) 非自動通話等の発信に使用することができる電気通信回線と、その電気通信回線から発信することができる非自動通話等は、次に掲げる通話等の種類ごとに、それぞれ次のとおりとします。

ただし、外国においてその取扱いをしない場合はこの限りではありません。

1 通話等の種類が国際通話等の場合

電気通信回線	発信することができる非自動通話等
契約者回線（携帯契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。）	一般非自動通話等及び第1種本邦着信通話等

2 通話等の種類が国際無線電話通話等の場合

	電気通信回線	発信することができる非自動通話等										
	契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等	一般非自動通話等										
	3 通話等の種類が海事衛星電話通話等の場合											
	電気通信回線	発信することができる非自動通話等										
	契約者回線	一般非自動通話等										
	4 通話等の種類が携帯移動衛星電話通話等の場合											
	電気通信回線	発信することができる非自動通話等										
	契約者回線	一般非自動通話等										
(3) 通話等の区分	<p>ア 当社は、通話等料金の適用に当たり、国内通話等について、下表のとおり区分します。</p> <p>ただし、フリーコールサービスに係る特定通話等（携帯契約回線からメンバーズコード（フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係るものに限ります。）をダイヤルして行うものをいいます。以下同じとします。）については、この限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内通話等</td> <td>1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府県と同一の都道府県内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の都道府県内にその終端があるF T T H接続回線等への通話等</td> </tr> <tr> <td>県間通話等</td> <td>県内通話等以外の通話等</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、通話等料金の適用に当たり、県内通話等及び県間通話等について、下表のとおり区分します。</p> <p>ただし、県間通話等においては、区域内通話等の区分は設けません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通話等</td> <td>1の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は</td> </tr> </tbody> </table>		区分	適用する通話等	県内通話等	1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府県と同一の都道府県内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の都道府県内にその終端があるF T T H接続回線等への通話等	県間通話等	県内通話等以外の通話等	区分	適用する通話等	区域内通話等	1の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は
区分	適用する通話等											
県内通話等	1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府県と同一の都道府県内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の都道府県内にその終端があるF T T H接続回線等への通話等											
県間通話等	県内通話等以外の通話等											
区分	適用する通話等											
区域内通話等	1の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は											

		当該同一の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等
	隣接区域内通話等	1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該隣接する他の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等
	区域外通話等	区域内通話等及び隣接区域内通話等以外の通話等
(4) 平日昼間、夜間・休日及び深夜・早朝の料金額の適用	ア 平日昼間、夜間・休日及び深夜・早朝とは、下表の時間帯をいいます。	
	区分	内容
	平日昼間	平日の午前 8 時から午後 7 時までの間
	土日・夜間	平日の午後 7 時から午後 11 時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時から午後 11 時までの間
	深夜・早朝	上記の平日昼間及び夜間・休日の時間帯を除く全時間帯
	イ 「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいいます。	
	ウ 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。	
	エ 国際通話等に係る通話等料金において、通話等料金が異なる祝日、曜日又は時間帯にわたる通話等については、その通話等が開始された祝日、曜日又は時間帯における通話等料金を適用します。	
(5) 削除	削除	
(6) 通話等地域間距離の測定	通話等地域間距離は、国内通話等（フリーコールサービスに係る特定通話等（携帯契約回線に係るものに限ります。）を除きます。）にあつては、次のとおり測定します。	
	ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺 2 キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。	
	イ 通話等地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、契約者回線等が收容されている協定事業者の事業所のある場所又は F T T H 接続回線等の終端のある場所に基づき当社が指定する方形区画とします。	
	ウ 通話等地域間距離は、通話等が行われた双方の契約者回線等その他の電気通信設備に係る通話等地域間距離の測定のための起算点となる方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）に基づき、次の算式により算出します。この場合において、算出し	

	<p>た結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>通話等地域間距離＝</p> $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$ <p>エ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、通話等地域間距離の測定のための起算点及びその方形区画番号を閲覧に供します。</p>
<p>(7) 離島に関する通話等料金の特例</p>	<p>離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の国内通話等については、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等の場合を除いて、次のとおりとします。</p> <p>ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等若しくはその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、「隣接区域内通話等」に係る料金額を適用します。</p> <p>イ 沖縄県にある単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、「隣接区域内通話等」に係る料金額を適用します。</p> <p>ウ 沖縄県にある単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等とそれ以外の単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、沖縄県にある単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通話等地域間距離の料金を適用します。</p> <p>ただし、その算出した通話等地域間距離が(6)欄の規定によって算出した通話等地域間距離を超える場合を除きます。</p> <p>エ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、ア及びイにおいて指定する単位料金区域名を閲覧に供します。</p>
<p>(8) 通話等時間の測定等</p>	<p>ア 自動通話等の通話等時間は、双方の契約者回線等その他の電気通信回線を接続して通話等をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の通話等終了の信号を受けて、その通話等をできない状態にした時刻までの経過時間</p>

とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。

イ 非自動通話等の通話等時間は、次表に掲げるその通話等の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。

区分	時刻
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、通話等が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から通話等終了の信号を受信した時刻

備考

1 当社電話交換局が非自動通話等を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。

(1) 削除

(2) 一般非自動通話等の場合

請求者が通話等をすることを希望する場合に限って接続します。

2 削除

ウ 削除

エ 次の時間は、ア又はイの通話等時間に含みません。

(ア) 回線の故障等通話等の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話等の途中に一時通話等ができなかった時間

(イ) 回線の故障等通話等の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話等を打ち切ったときは、料金表第2（通話等料金）に規定する秒数に満たない端数の通話等時間

オ エの規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、通話等時間の調整は行いません。

(ア) 音声による通話以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。

ただし、音声による通話ができない状態であったときは、この限りではありません。

(イ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで通話等が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通話等ができなかったとき。

(ウ) 契約者回線又はF T T H接続回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続

	<p>し、通話等が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその通話等ができなかったとき。</p> <p>カ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、通話等に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告いただきます。</p> <p>キ 当社は、カの規定により自動通話等の中断等の申告を受けた場合、その自動通話等の通話等時間を、エ及びオの規定に従って調整します。</p> <p>ク 当社は、カの規定により非自動通話等の中断の申告を受けた場合、その当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は非自動通話等の通話等時間を、エ及びオの規定に従ってを調整します。</p> <p>ケ カに規定する中断等の場合において、通話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その通話等に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じるものとします。</p>
<p>(9) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話等料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話等料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話等料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話等料金のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(10) 通話等に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス等取扱所等に設置されている電気通信設備又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備であつて、当社が</p>

	指定したもののへの通話等は、第 88 条（通話等料金の支払義務）第 1 項の規定に関わらず、その料金の支払いを要しません。
(11) 特定相互接続通話等の取扱い	<p>ア 当社が提供する通話等には、(2)欄に規定する通話等（当社又は外国の電気通信事業者がその料金額を設定するものに限ります。）のほか、特定相互接続通話等（特定事業者との相互接続協定に基づき、当該特定事業者の契約者が当社の電話等網を使用して次の区間において利用することができる通話等であって、当社がその料金を設定するもの以外のものをいいます。以下同じとします。）があります。</p> <p>(ア) 相互接続点相互間 (イ) 削除 (ウ) 相互接続点と外国との間</p> <p>イ 特定相互接続通話等に係る料金は、料金表第 2（通話等料金）の規定に関わらず、当社の電気通信サービスの提供区間と協定事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、その特定相互接続通話等に係る特定事業者が設定するものとし、その特定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。</p> <p>ウ 特定相互接続通話等に係る料金については、その特定相互接続通話等に係る料金を設定した特定事業者（以下「通話等料金設定事業者」といいます。）が請求するものとし（エに規定する場合を除きます。）、料金に関するその他の取扱いについては、約款及び料金表の規定に関わらず、その通話等料金設定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。</p> <p>ただし、通話等料金設定事業者の契約約款及び料金表に規定するところに従って、当社が請求する場合は、その特定相互接続通話等を行った者は、その料金を当社に支払っていただきます。この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、約款及び料金表に規定するところによります。</p>
(12) 削除	削除
(13) F T T H 接続回線等への割引適用	<p>当社は、別に定める選択料金制サービスの取扱いを受けている電話等契約者から F T T H 接続回線等に係る電気通信サービスの利用の請求があり、その承諾をしたときは、当該電話等契約者から請求があり、当社の業務の遂行上支障がない場合に、当該電気通信サービスに係る F T T H 接続回線等を課金先とするフリーコールサービスⅣについて、1 のフリーコールサービスⅣごとに、利用額をその利用額に 100 分の 75 を乗じて得た額（その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。）とする取扱いを行います。</p>
(14) 特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱い I	<p>ア 特定第 2 種一般電話契約者（L T E 約款に定める特定料金種別を選択しているものに限ります。以下この(14)及び(15)において同じとします。）は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金（(16)に定める特定携帯国際自動通話定額に係る a u 国際通話定額地域への通話等料金及び定額通話等料金を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累積通話等料金の</p>

	<p>額のうち、次表に規定する額（以下「特定携帯国際自動通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="475 235 1439 734"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="475 235 1439 280">支払いを要しない額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="475 280 1074 398">その契約者回線に係る、LTE約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額。</td> <td data-bbox="1074 280 1439 398"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 398 1074 734">この場合において、充当比率は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額とLTE約款に定めるau国際通話に関する料金（LTE約款に定めるau国際通話定額に係る定額料、au国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算した額で除して得た値とします。以下この(14)及び(15)において同じとします。</td> <td data-bbox="1074 398 1439 734"></td> </tr> </table> <p>イ 特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積は、LTE約款に定める基本使用料の料金種別及び区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定第2種一般電話契約者の契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「特定携帯国際自動通話料控除額」といいます。）とLTE約款に定めるau国際通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、特定携帯国際自動通話控除可能額とLTE約款に定めるau国際通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、LTE約款に定める特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額		その契約者回線に係る、LTE約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額。		この場合において、充当比率は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額とLTE約款に定めるau国際通話に関する料金（LTE約款に定めるau国際通話定額に係る定額料、au国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算した額で除して得た値とします。以下この(14)及び(15)において同じとします。				
支払いを要しない額										
その契約者回線に係る、LTE約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額。										
この場合において、充当比率は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額とLTE約款に定めるau国際通話に関する料金（LTE約款に定めるau国際通話定額に係る定額料、au国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算した額で除して得た値とします。以下この(14)及び(15)において同じとします。										
(15) 削除	削除									
(16) 特定携帯国際自動通話に係る通話等料金の定額適用（au国際通話定額）	<p>ア 当社は、特定第2種一般電話契約に係る契約者回線（5G約款又はLTE約款に定めるau国際通話定額の適用を受けるものに限ります。）からの特定携帯国際自動通話（料金表別表3の2に定める地域（以下「特定携帯国際自動通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金について、2（料金額）(1)のイに規定する料金額に代えて、au国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める料金額を適用する取扱い（以下「特定携帯国際自動通話定額」といいます。）を行います。</p> <p>(ア) その契約者回線からの特定携帯国際自動通話等合算回数が60回以内のものである特定携帯国際自動通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="475 1774 1439 2020"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="475 1774 1074 1818">区分</th> <th data-bbox="1074 1774 1439 1818">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1818 539 2020">通話等料金</td> <td data-bbox="539 1818 1074 1863">ア イ以外の部分</td> <td data-bbox="1074 1818 1439 1863">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1863 539 2020"></td> <td data-bbox="539 1863 1074 2020">イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を</td> <td data-bbox="1074 1863 1439 2020">30秒までごとに20円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	通話等料金	ア イ以外の部分	0円		イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を	30秒までごとに20円
区分		料金額								
通話等料金	ア イ以外の部分	0円								
	イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を	30秒までごとに20円								

	超える部分	
	(イ) その契約者回線からの特定携帯国際自動通話等合算回数が61回以上のものである特定携帯国際自動通話に係るもの。	
	区分	料金額
通話等料金	定額通話等料金	1の特定携帯国際自動通話ごとに300円
	上欄に定める定額通話等料金のほか	
	ア イ以外の部分	0円
	イ 第79条(通話等時間の測定等)の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円
<p>イ 特定携帯国際自動通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話の回数及びa u国際通話(5G約款又はLTE約款に定めるa u国際通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の回数を合算したものをいいます。</p> <p>ウ 当社は、5G約款又はLTE約款に定めるところによりa u国際通話定額の適用を開始した日から、特定携帯国際自動通話定額の適用を開始します。</p> <p>エ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、5G約款又はLTE約款に定めるところによりa u国際通話定額の適用の廃止があったときは、その廃止があった日をもって特定携帯国際自動通話定額の適用を廃止します。</p> <p>オ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、特定携帯国際自動通話定額並びにこの約款に定める通話等料金の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 5G約款又はLTE約款に定めるa u(5G)通信サービス又はa u(LTE)通信サービスの利用停止を行う事由(同約款に定める、契約者回線への端末設備又は自営電気通信設備の接続に関するもの及びその端末設備等の検査に関するものに限ります。)に該当するとき。</p> <p>(イ) 第102条(利用に係る電話等契約者の義務)第1項第2号及び第3号(同号に相当する5G約款及びLTE約款の規定を含みます。)に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からキに定める協力を得られないとき。</p>		

	<p>(カ) その契約者回線からの特定携帯国際自動通話及びa u国際通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの特定携帯国際自動通話及びa u国際通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>カ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、オに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って特定携帯国際自動通話定額の適用を廃止できるものとします。</p> <p>キ 当社は、オに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、特定第2種一般電話契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ク 特定第2種一般電話契約者は、当社がキに定める調査等を行うに当たり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>
<p>(17) フリーコールサービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等に係る通話等料金の取扱い</p>	<p>フリーコールサービスⅢに係る電話等契約者は、フリーコールサービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等について、通話等料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

(1) 通話に係るもの

ア 第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの（国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。）

(ア) カテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係るもの

① 第1種国内通話

(a) 契約者回線（携帯契約回線を除きます。以下この2（料金額）において同じとします。）から行うもの

i v以外のもの

料金額（3分までごとに）
税抜額 8.5 円(税込額 9.35 円)
備考 通話等ごとの通話等料金の算定に当たっては、料金表通則第 20 項（端数処理）の規定は適用しません。

ii 削除

iii 削除

iv 削除

v Sネットサービスを利用してスピードナンバーをダイヤルして行われる通話で、当社が別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に着信する通話に係るもの

料金額（3分までごとに）
税抜額 8 円(税込額 8.8 円)

(b) 契約者回線に着信するものであって携帯契約回線からメンバーズコード（フリーコールサービスIIに係るものに限ります。）により行うもの

料金額（14.0秒までごとに）
税抜額 10 円(税込額 11 円)

(c) 削除

(d) 契約者回線に着信するものであって任意の公衆電話の電話機等を使用してメンバーズコードにより行うもの

料金額（1分までごとに）
税抜額 30 円(税込額 33 円)

② 削除

③ 国際通話

(a) (b)以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額（1分までごとに）
アジア1	30 円

アジア 2	30 円
アジア 3	45 円
アジア 4	63 円
アジア 5	72 円
アジア 6	77 円
アジア 7	105 円
アジア 8	107 円
アジア 9	113 円
アジア 10	127 円
アジア 11	130 円
アジア 12	153 円
アジア 13	159 円
アジア 14	213 円
アジア 15	227 円
アジア 16	35 円
アジア 17	60 円
アフリカ 1	128 円
アフリカ 2	180 円
アフリカ 3	257 円
アメリカ 1	9 円
アメリカ 2	15 円
アメリカ 3	78 円
アメリカ 4	157 円
アメリカ 5	113 円
アメリカ 6	159 円
アメリカ 7	30 円
アメリカ 8	105 円
アメリカ 9	115 円
アメリカ 10	230 円
オセアニア 1	57 円
オセアニア 2	9 円
オセアニア 3	50 円
オセアニア 4	72 円
オセアニア 5	80 円
オセアニア 6	112 円
オセアニア 7	160 円
ヨーロッパ 1	20 円
ヨーロッパ 2	42 円
ヨーロッパ 3	92 円
ヨーロッパ 4	102 円
ヨーロッパ 5	142 円
ヨーロッパ 6	203 円
特定衛星携帯端末 1	273 円
特定衛星携帯端末 2	378 円

国際ネットワーク 1	20 円
備考 1 各区分における取扱地域は、料金表別表 2 の(1)のアに定めるところによります。 2 外国から本邦の契約者回線に着する第 3 種料金着信払自動通話の料金は、契約者回線から当該国にあて一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額とします。	

ii 非自動通話に係るもの

料金額	
最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
2,160 円	460 円
備考 非自動通話の取扱地域は、料金表別表 2 の(1)のイに定めるところによります。	

(b) 削除

④ 第 2 種移動体着信通話

区分	料金額 (60 秒までごとに)
当社又は沖縄セルラー電話株式会社の携帯電話サービス（副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービスを除きます。）に係る契約者回線（以下「特定契約者回線」といいます。）に着信があった場合	税抜額 15.5 円 (税込額 17.05 円)
上欄以外の携帯契約回線に着信があった場合（付加機能を利用することにより株式会社 N T T ドコモが指定した I P 電話番号に着信する場合を含みます。）	税抜額 16 円 (税込額 17.6 円)

(イ) カテゴリーⅡに係る第 1 種一般電話等契約又は第 2 種一般電話等契約に係るもの

① 国内通話

(ア)の①（第 1 種国内通話）の料金と同額

② 削除

③ 第 2 種移動体着信通話

(ア)の④（第 2 種移動体着信通話）の料金と同額

(ウ) カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約に係るもの

① 削除

② 国際通話

(a) (b)以外のもの

(ア)の③の(a)の料金と同額

(b) 削除

イ 削除

ウ 削除

エ 特定携帯国際自動通話

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

① ②及び③以外のもの

地域	通話先区分	料金額 (30秒までごとに)
アジア	マレーシア	79円
	ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ	82円
	シンガポール共和国	89円
	フィリピン共和国	94円
	インドネシア共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	99円
	ミャンマー連邦共和国	138円
	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国	149円
	アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、カンボジア王国、バーレーン国、レバノン共和国、東ティモール	199円
	オセアニア	グアム、ハワイ
ニュージーランド		50円
サイパン		69円
オーストラリア、マーシャル諸島共和国		99円
クリスマス島、サモア独立国、ココス・キーリング諸島、ノーフォーク島、ツバル、ニュー・カレドニア、フランス領ポリネシア、米領サモア、ミクロネシア連邦		149円
キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー共和国		199円
パプアニューギニア共和国		249円
アフリカ		セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア
	アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、	184円

	ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連合共和国、ブルキナファソ、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国	
	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国	199 円
アメリカ	アラスカ	36 円
	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	39 円
	カナダ	49 円
	ブラジル連邦共和国	134 円
	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、カナリア諸島、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、バミューダ諸島、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	149 円
アンギラ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ターク	199 円	

	ス・カICOS諸島、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国	
ヨーロッパ	デンマーク王国	65 円
	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国	75 円
	アイルランド、アゾールス諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島	81 円
	フィンランド共和国	82 円
	オランダ王国、スイス連邦、スペイン、スペイン領北アフリカ、ロシア連邦	109 円
	イタリア共和国、ウクライナ、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ルーマニア	119 円
	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国	124 円
	トルコ共和国	134 円
	アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オーストリア共和国、カザフスタン共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ブルガリア共和国、ベルラーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国	149 円
	アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国	199 円
備考 本欄の通話先区分には、特定衛星携帯端末1、特定衛星携帯端末2及び国際ネットワーク1を含みません。		

② 特定衛星携帯端末に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
特定衛星携帯端末1 (スラヤー)	275 円
特定衛星携帯端末2 (イリジウム)	380 円
備考 イリジウムについては、特定第2種一般電話契約に係る通話を取り扱いません。	

③ 国際ネットワークに係るもの

区分	料金額 (30秒までごとに)
国際ネットワーク1	119 円
備考	

- 1 国際ネットワーク 1 とは、Orange S. A. が提供する国際ネットワークをいいます。
- 2 国際ネットワーク 1 の区分における取扱地域については、本邦発の通話に限り取り扱います。

(イ) 海事衛星電話通話に係るもの
削除

(ウ) 携帯移動衛星電話通話に係るもの

区分	料金額 (60 秒までごとに)
インマルサットサービスに係るもの（着信側が 64kbps の Audio/Speech モード以外の場合）	260 円
インマルサットサービスに係るもの（着信側が 64kbps の Audio/Speech モードの場合）	840 円

オ 削除
カ 削除
キ 削除
ク 削除
ケ 削除
コ 削除
サ 削除
シ 削除

ス 国際ローミング着信自動通話

国際ローミング着信自動通話の料金は、別表3に規定する電気通信事業者が規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料と加算して合計額を当該電気通信事業者が請求するものとし、その合計額は当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定します。

セ 海事衛星電話通話
（ア） 海事衛星電話通話
削除

ソ 削除

タ 携帯移動衛星電話通話

(ア) 契約者回線から発信するもの

① ②以外のもの

(a) (b)以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額 (1分までごとに)
インマルサットサービスに係るもの (着信側が64kbpsのAudio/Speechモード以外の場合)	210円
インマルサットサービスに係るもの (着信側が64kbpsのAudio/Speechモードの場合)	686円

ii 非自動通話に係るもの

料金額	
最初の3分まで	超過1分までごとに
2,160円	460円

(b) 特定携帯国際自動通話による通話に係るもの

区分	料金額 (1分までごとに)
インマルサットサービスに係るもの (着信側が64kbpsのAudio/Speechモード以外の場合)	260円
インマルサットサービスに係るもの (着信側が64kbpsのAudio/Speechモードの場合)	840円

② 削除

(イ) 削除

チ 国際無線電話通話

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) 国際無線通信取扱所から発信するもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
外国海岸局を経由する場合		
海岸局料	経由海岸局が所在する国において定める額	
陸線料	経由海岸局が所在する国において定める額	
特別取扱に係る料金	経由海岸局が所在する国において定める額	
備考		
1	国際無線電話通話の通話料は、本邦又は外国の海岸局料及び陸線料並びに外国の海岸局で定める特別取扱に係る料金を合計した額とします。	
2	船舶局相互間に発着する国際無線電話通話を海岸局が中継する場合、海岸局料は受信及び送信に係る海岸局料の合計額とします。	

ツ 削除

(2) 総合デジタル通信に係るもの

ア イ～コ以外のもの

その通信を通話とみなした場合に適用される料金の額と同額

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 削除

カ 削除

キ 削除

ク 削除

ケ 第2種移動体着信通信（デジタル通信モード（64kbps）によるものに限ります。）

区分	料金額 (1分までごとに)
第2種移動体着信通信	税抜額 40 円(税込額 44 円)

コ 削除

第3 付加機能利用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第87条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話等料金の適用																									
(1) 1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス（フリーコールサービス等の付加機能を利用する場合に追加して利用することができる付加機能をいいます。以下同じとします。）を同時利用する場合の料金の適用	1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス（フリーコールサービスⅠに係るものに限ります。）を同時利用する場合の料金については、2（料金額）の(3)の規定に関わらず、次のとおりとします。 <div style="text-align: right;">（月額）</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 全国共通番号サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合</td> <td>1メンバーズコードごと</td> <td>税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）</td> </tr> <tr> <td>イ 発信エリア限定サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合</td> <td>1メンバーズコードごと</td> <td>税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	ア 全国共通番号サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合	1メンバーズコードごと	税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）	イ 発信エリア限定サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合	1メンバーズコードごと	税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）															
	区分	単位	料金額																						
	ア 全国共通番号サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合	1メンバーズコードごと	税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）																						
イ 発信エリア限定サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合	1メンバーズコードごと	税抜額 1,200 円 （税込額 1,320 円）																							
(2) 削除	削除																								
(3) 削除	削除																								
(4) フリーコールサービスⅣに係る付加機能使用料の適用	フリーコールサービスⅣに係る付加機能使用料は、第87条（定額利用料の支払義務）の規定に関わらず、第3種料金着信払自動通話等用番号の割当てを行った日の属する料金月の初日から、第3種料金着信払自動通話等用番号の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間について、付加機能使用料の支払いを要するものとします。																								
(5) 1のメンバーズコードにつき複数の追加サービスを同時利用する場合の適用の順位	1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス（フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡに係るものに限ります。）を同時利用する場合の適用の順位については、次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>追加サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>特定通話等着信規制サービス</td></tr> <tr><td>2</td><td>電気通信番号通知要請サービス</td></tr> <tr><td>3</td><td>着信先通知サービス</td></tr> <tr><td>4</td><td>着信呼数限定サービス</td></tr> <tr><td>5</td><td>発信エリア限定サービス</td></tr> <tr><td>6</td><td>全国共通番号サービス</td></tr> <tr><td>7</td><td>受付回線設定サービス（当社が別に定めるものに限ります。）</td></tr> <tr><td>8</td><td>接続先案内サービス</td></tr> <tr><td>9</td><td>受付先変更サービス</td></tr> <tr><td>10</td><td>着信先分配サービス</td></tr> <tr><td>11</td><td>受付回線設定サービス（適用の順位が7となるものを除きます。）</td></tr> </tbody> </table>	順位	追加サービス	1	特定通話等着信規制サービス	2	電気通信番号通知要請サービス	3	着信先通知サービス	4	着信呼数限定サービス	5	発信エリア限定サービス	6	全国共通番号サービス	7	受付回線設定サービス（当社が別に定めるものに限ります。）	8	接続先案内サービス	9	受付先変更サービス	10	着信先分配サービス	11	受付回線設定サービス（適用の順位が7となるものを除きます。）
	順位	追加サービス																							
	1	特定通話等着信規制サービス																							
	2	電気通信番号通知要請サービス																							
	3	着信先通知サービス																							
	4	着信呼数限定サービス																							
	5	発信エリア限定サービス																							
	6	全国共通番号サービス																							
	7	受付回線設定サービス（当社が別に定めるものに限ります。）																							
	8	接続先案内サービス																							
	9	受付先変更サービス																							
	10	着信先分配サービス																							
11	受付回線設定サービス（適用の順位が7となるものを除きます。）																								

	12	広域転送サービス
	13	話中時アナウンスサービス
	14	発信エリア案内サービス

2 料金額

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除

(4) フリーコールサービスに係るもの

	区分	単位	料金額 (月額)								
ア フ リ コ ル サ ビ ス I	任意の電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。以下、本表において同じとします。）又は任意の他社公衆電話の電話機等から、通常桁数（事業者識別番号を含め、12桁のものとしします。）のメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者をいいます。以下この表のイ欄までにおいて同じとします。）が指定した特定の電気通信回線へ接続し、かつ、その通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの (商品名：KDDIフリーコールサービス)	—	—								
備考	<p>(ア) 電話等契約者が、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線として本人名義以外の電気通信回線を指定する場合は、その電気通信回線の契約者が同意し、かつ、当社の業務の遂行上支障がないときに限り提供します。</p> <p>(イ) 電話等契約者は、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線としてF T T H接続回線等を指定したときは、次表のとおり、本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線（携帯契約回線を除きます。）から行う場合</td> <td>180秒までごとに 税抜額 8円(税込額 8.8円)</td> </tr> <tr> <td>携帯契約回線から行う場合</td> <td>30秒までごとに 税抜額 10円(税込額 11円)</td> </tr> <tr> <td>任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合</td> <td>60秒までごとに 税抜額 27円(税込額 29.7円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバーズコードを定め、電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メンバーズコードを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、本サービスの利用の請求をした電話等契約者としします。以下この表において同じとします。</p>			区分	料金額	契約者回線（携帯契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに 税抜額 8円(税込額 8.8円)	携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに 税抜額 10円(税込額 11円)	任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに 税抜額 27円(税込額 29.7円)
区分	料金額										
契約者回線（携帯契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに 税抜額 8円(税込額 8.8円)										
携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに 税抜額 10円(税込額 11円)										
任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに 税抜額 27円(税込額 29.7円)										

	<p>(カ) 当社は、F T T H接続回線等からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等について、契約者回線からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等とみなした場合に適用される通話等の料金を適用します。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅠ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のオ欄からコ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(ク) メンバーズコードの指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
イ フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス Ⅱ	<p>任意の電気通信回線又は任意の他社公衆電話の電話機等から、短桁数（事業者識別番号又はサービス識別番号（番号規則の規定により当社が指定を受けた電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を含め、7桁から11桁までのものとし、）のメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者が指定した特定の電気通信回線へ接続し、かつ、その通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの</p> <p>(1) タイプⅠのもの （商品名：フリーコールDX）</p> <p>(ア) メンバーズコードの桁数が7桁のもの</p> <p>(イ) メンバーズコードの桁数が8桁のもの</p> <p>(ウ) メンバーズコードの桁数が9桁のもの</p> <p>(エ) メンバーズコードの桁数が10桁のもの</p> <p>(オ) メンバーズコードの桁数が11桁のもの</p> <p>(2) タイプⅡのもの （商品名：フリーコールS）</p>	<p>1メンバーズコードごとに</p> <p>1メンバーズコードごとに</p> <p>1メンバーズコードごとに</p> <p>1メンバーズコードごとに</p> <p>1メンバーズコードごとに</p> <p>1メンバーズコードごとに</p>	<p>税抜額 100,000 円 （税込額 110,000 円）</p> <p>税抜額 50,000 円 （税込額 55,000 円）</p> <p>税抜額 8,000 円 （税込額 8,800 円）</p> <p>税抜額 2,000 円 （税込額 2,200 円）</p> <p>税抜額 1,500 円 （税込額 1,650 円）</p> <p>税抜額 1,000 円 （税込額 1,100 円）</p>
備考	(ア) 電話等契約者が、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線として本人名義以外の電気通信回線を指定する場合は、その電気通信回		

線の契約者が同意し、かつ、当社の業務の遂行上支障がないときに限り提供します。

(イ) (ア)の規定に関わらず、当社は、次の場合には本サービスの提供を行わないことがあります。

①その電話等契約者に対して、警察機関から番号付与拒否要請（総務省文書に定める新たな固定電話番号の提供拒否の要請をいいます。以下同じとします。）を受け、番号付与拒否期間（総務省文書に基づき新たな固定電話番号の提供を拒否することとなる期間（警察機関の要請する期間とし、警察機関がその番号付与拒否要請について撤回等を行ったときはその撤回等があった日までの期間）をいいます。以下同じとします。）中であるとき。

②電話等契約者が電気通信事業者として本サービスに係る電気通信番号を第三者に付与することとなる場合において、番号停止（総務省文書に定める固定電話番号の利用停止をいいます。以下同じとします。）の措置を受けている電気通信番号（当社がこの約款又は当社の他の電気通信サービスに係る契約約款に基づき付与したものに限り、）の利用に係る第三者にはその提供を行わないことを、その電話等契約者が本サービスに係る電気通信番号を第三者に付与する際の提供条件として定めていないとき。

(ウ) 当社は、電話等契約者に付与した本サービスに係る電気通信番号について、警察機関から番号停止要請（総務省文書に定める固定電話番号の利用停止要請をいいます。以下同じとします。）を受けた場合、番号停止期間（警察機関の要請する期間（当該期間の満了前に、その電話等契約者について番号付与拒否要請があったときは、当該期間の満了日又はその番号付与拒否要請に係る番号付与拒否期間の末日のいずれか遅い日まで）をいいます。ただし、警察機関が番号停止要請について撤回等を行ったときはその撤回等があった日までの期間とします。以下同じとします。）が経過し、かつ、その電話等契約者から本サービスに係る電気通信番号の利用の再開に係る申出があり、当該申出に基づきその利用を再開するまでの間、この(ア)の規定により付与している電気通信番号について番号停止の措置を行うことがあります。

(エ) 当社は、(ウ)の規定に基づく番号停止の措置を行う場合、総務省文書に基づき、次のとおり取り扱うことがあります。

① 番号停止前の本サービスに係る電気通信番号を廃止します。

② 番号停止後、本サービスに係る電気通信番号の利用を再開するときは改めて異なる電気通信番号を付与することがあります。

(オ) 電話等契約者は、本サービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に現に供している者及び供しようとする場合は、その旨及び電気通信番号使用計画の認定状況について当社に申告していただきます。

(カ) 電話等契約者は、本サービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の電気通信番号の使用に関する条件を遵守していただきます。

(キ) 前項に違反している又は違反しているおそれのある事実を当社が知った場合には、当社は当該電話等契約者の氏名及び住所などを総務省に通知することがあることについて電話等契約者は同意していただきます。

(ク) 当社所定の方法により、本サービスを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画

- の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確認するための書類（当社が別に定めるものに限ります。）を当社に提出していただきます。
- (ケ) 当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じていただきます。
- (コ) 前2号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容（電話等契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。）を、当社が総務省に通知することについて承諾していただきます。
- (サ) 当社は、電話等契約者が(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)又は(コ)に違反していると判断した場合、本サービスに係る電気通信番号の利用停止を行うことがあります。
- (シ) 当社は、(サ)の規定により電気通信番号の利用停止を行う場合、次のとおり取扱うことがあります。
- ① 利用停止前の本サービスに係る電気通信番号を廃止します。
 - ② 利用停止後、なお(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)又は(コ)に違反した状態を解消しない場合は、当社は当該電話等契約者に対する本サービスの提供を終了します。
 - ③ 利用停止後、本サービスに係る電気通信番号の利用を再開するときは改めて異なる電気通信番号を付与することがあります。
- (ス) 当社は、(イ)から(シ)の取扱いに関して発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。
- (セ) 電話等契約者は、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線としてF T T H接続回線等を指定したときは、次表のとおり、本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要します。

区分	料金額
契約者回線（携帯契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに 税抜額 8円(税込額 8.8円)
携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに 税抜額 10円(税込額 11円)
任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに 税抜額 27円(税込額 29.7円)

- (ソ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバーズコードを定め、電話等契約者にお知らせします。
- (タ) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メンバーズコードを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。
- (チ) 本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、本サービスの利用の請求をした電話等契約者とします。以下この表において同じとします。
- (ツ) 当社は、F T T H接続回線等又はa u契約者回線（当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定するa uオフィスナンバーサービスに係るものに限ります。）からメンバーズコードを指定して行われる通話等（当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定する「a u音声通信」の部分を除きます。）について、契約者回線からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等とみなした場合に適用される通話等の料金を適用します。

	<p>(テ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅡ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のカ欄からノ欄及びヘ欄からマ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(ト) 当社は、(テ)の規定に関わらず、タイプⅡに係るフリーコールサービスⅡ利用者から請求があったときは、この表のカ欄、キ欄、サ欄、シ欄、ヘ欄及びホ欄に掲げる追加サービスに限り提供します。</p> <p>(ナ) フリーコールサービスⅡ利用者は、フリーコールサービスⅡのタイプの変更の請求をすることができます。この場合において、そのタイプの変更は、請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日からとします。</p> <p>(二) メンバースコードの指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ウ フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス Ⅲ	<p>特定のF T T H接続回線等（光ダイレクトサービス契約約款又はイントラネットIP電話サービス契約約款（以下あわせてこのウにおいて「特定約款」といいます。）に定める光ダイレクト接続回線又はイントラネットIP電話利用回線であって、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅢ利用者」といいます。）名義のものに限ります。以下このウにおいて「転送元回線」といいます。）から、そのフリーコールサービスⅢ利用者が備考(イ)に基づき割り当てを受けたメンバースコードをあて先として、特定約款に定める着信転送サービスを利用して転送され、本サービスに係る電気通信設備（以下このウにおいて「本設備」といいます。）に着信した通話等以下このウにおいて「転送先回線」といいます。）について、備考(エ)欄に定める付加機能（以下「追加機能」といいます。）を適用するもの</p>	1メンバースコードごとに	税抜額 1,500 円 (税込額 1,650 円)
備考	<p>(ア) 本サービスは、付加機能限定電話契約者（特定約款に定める光ダイレクト電話契約者又はイントラネットIP電話契約者である者）に限ります。）から請求があった場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバースコードを定め、電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(イ)の2 転送元回線に着信する通話等の料金の適用その他の取扱いについては、当該通話等の発信を行う回線に係る当社又は協定事業者の契約約款等に定めるとおりとします。</p> <p>(ウ) 当社は、転送先回線に着信する通話等をフリーコールサービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等とみなして取り扱います。ただし、本約款の規定に関わらず、フリーコールサービスⅢに係る第1種料金着信払い自動通話等の料金は、転送元回線に係る当社の契約約款等に定めるとおりとします。</p> <p>(エ) 当社は、フリーコールサービスⅢ利用者から請求があったときは、この表のカ欄、キ欄、ク欄、ケ欄、サ欄、ス欄、セ欄、ソ欄、ツ欄、ネ欄及びヘ欄に掲げる追加サービスを提供します。この場合、当社は、フリーコールサ</p>		

	<p>ービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等に基づきその追加機能を提供します。</p> <p>(オ) (エ)に定める追加サービスの適用による着信先の電気通信回線は、番号規則別表第1号又は第6号に規定する電気通信番号(当社の契約約款に基づき当社が定めたものに限り)に係るものに限り指定することができるものとします。</p> <p>(カ) その他本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
エ フ リ コ ル サ ビ ス I V	<p>第3種料金着信払自動通話等用番号(その通話等料金を対話者側で支払うことを条件として自動通話等(総合デジタル通信にあつては、通話モードによるものに限り)を請求するための番号をいいます。以下同じとします。)をダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約者、カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者に限り)に限り)に係る契約者回線(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限り)又はF T T H接続回線等に接続し、かつその通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの (商品名: K D D I ワールドフリーフォン)</p> <p>第3種料金着信払自動通話等用番号に係る外国側の電気通信事業者</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p>(2) M800 Limited</p>	<p>第3種料金着信払自動通話等用番号ごとに</p> <p>第3種料金着信払自動通話等用番号ごとに</p>	<p>—</p> <p>8,000円</p>
備考	<p>(ア) 当社は、1の本サービスの利用の請求をした電話等契約者に係る電気通信回線(協定事業者が提供する代表取扱サービスを利用している場合は、それぞれ1の契約者回線とみなします。)につき、取扱地域に係る外国側の電気通信事業者ごとに1の第3種料金着信払自動通話等用番号を割り当てます。</p> <p>(イ) 本サービスに係る電話番号等の変更はできません。</p>		

	<p>(ウ) 利用期間は1月(利用開始の日の翌日からその翌月の利用開始の日に相当する日(利用開始の日に相当する日がないときは、その月の末日とします。)までの期間をいいます。)以上とします。</p> <p>(エ) 本サービスの利用を請求した電話等契約者は、本サービスに係る電気通信回線がF T T H接続回線等のときは、外国からF T T H接続回線等に着信する通信について、契約者回線から当該国にあてて一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の料金額の支払いを要します。</p> <p>(オ) 本サービスの利用を請求した電話等契約者は、本サービスに係る電気通信回線が携帯契約回線のときは、外国から携帯契約回線に着信する通信について、料金表第2(通話等料金)2(料金額)の(1)通話に係るものウ(第3種料金着信払自動通話等に係るもの)に定める自動通話の料金額の支払を要します。</p> <p>(カ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者(以下「フリーコールサービスⅣ利用者」といいます。)から請求があったときは、以下この表のハ欄からフ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(キ) その他本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
オ カ ス タ マ ア ナ ウ ン ス サ ー ビ ス Ⅰ	<p>第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅠ利用者が作成し、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (商品名:カスタマアナウンス)</p>	1メンバー ズコードご とに	税抜額 700 円 (税込額 770 円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅠ利用者限り提供します。</p> <p>(イ) 登録メッセージの作成方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
カ 発 信 エ リ ア 限 定 サ ー ビ ス	<p>第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者(フリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコースサービスⅢ利用者をいいます。以下この表において同じとします。)があらかじめ指定した発信地域から行われたものに限り接続するもの (商品名:発信エリア限定) (ア) (イ)以外のもの</p>	1メンバー ズコードご とに	税抜額 500 円 (税込額 550 円)

ス	(イ) フリーコールサービスⅡ (タイプⅠのものに限ります。)又はフリーコースサービスⅢに係るもの	—	—
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者 (フリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者 (タイプⅠに係る者に限ります。)又はフリーコールサービスⅢ利用者に限ります。)に限り提供します。 (イ) 発信地域の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
キ 受付先変更サービス	第1種料金着信払自動通話等を、その第1種料金着信払自動通話等が発信される時間帯、曜日又は日付に応じて、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：受付先変更) (1) コースⅠのもの (2) コースⅡのもの	1メンバーズコードごとに —	税抜額 500 円 (税込額 550 円) —
備考	(ア) 本サービスのうち、コースⅠはフリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者限り、コースⅡはフリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者限り提供します。 (イ) 発信時間帯の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ク 着信先分配サービス	第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した着信回数の割合で振り分け、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した複数の電気通信回線へ接続するもの (商品名：着信先分配) (ア) (イ)以外のもの (イ) フリーコールサービスⅡ (タイプⅡのものを除きます。)又はフリーコースサービスⅢに係るもの	1メンバーズコードごとに —	税抜額 500 円 (税込額 550 円) —
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者 (タイプⅡに係るフリーコールサービスⅡ利用者を除きます。以下この表のコ欄までにおいて同じとします。)に限り提供します。 (イ) 着信回数割合の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ケ	第1種料金着信払自動通話等を、その第1種料金着信払自動通話等が発信される地域に応じて本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：ユニバーサル)	1メンバーズコードごとに	税抜額 500 円 (税込額 550 円)
全国共通番号サービス	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) 発信地域の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
コ	削除		
サ	本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者があらかじめ指定したところに基づき、携帯契約回線又は公衆電話の電話機から発信された第1種料金着信払自動通話等を特定の電気通信回線に着信することができないようにするもの (商品名：発信許容端末選択)	—	—
特定通話等着信規制サービス	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
シ	1種料金着信払自動通話等の対話者に対して、その通話等が発信された地域名を案内するもの (商品名：発信エリア案内)	—	—
エリア案内サービス	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者に限り提供します。 (イ) 発信地域名の案内方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
スカスタマ	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が作成し、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (1) コースⅠ		

アナウンスサービスⅡ	最大 20 アナウンスまでのもの (商品名: カスタマアナウンス)	1 メンバー ズコードご とに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,300 円)
	(2) コースⅡ 最大 5 アナウンスまでのもの (商品名: カスタマアナウンスライト)	1 メンバー ズコードご とに	税抜額 1,000 円 (税込額 1,100 円)
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者(タイプⅢに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) コースⅠとコースⅡを重複して利用することはできません。 (ウ) 登録メッセージの作成方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
セ	第 1 種料金着信払自動通話等であって、同時に着信する料 金着信払自動通話等を、発信時間等に応じて、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した方法により振り分け、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名: 受付回線設定)	—	—
サービス	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者(タイプⅢに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) 同時着信通話等の振り分け方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ソ	第 1 種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中時に、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した時間まで保留し、話中終了時点で、保留時間の長い第 1 種料金着信払自動通話等から順次当該フリーコールサービスⅡ利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名: 待ち合わせ接続)	1 メンバー ズコードご とに	税抜額 500 円 (税込額 550 円)
サービス	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者(タイプⅢに係る者を除きます。)であって、受付回線設定サービスを利用している者に限り提供します。 (イ) 保留時間の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
タ	第 1 種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中又は無応答時に、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ転送先として指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名: 広域転送)	1 メンバー ズコードご とに	税抜額 500 円 (税込額 550 円)
広域転送			

サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）に限り提供します。 (イ) 転送先の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
着信呼数限定サービス	第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した着信呼数の上限に達するまで接続するもの (商品名：着信数限定)	—	—
	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）に限り提供します。 (イ) 着信呼数の上限の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
接続先案内サービス	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ当社の装置に登録した選択番号等の接続先案内を行い、請求者が当該案内に基づき選択番号を追加ダイヤルすることにより、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：接続先案内)	1メンバーズコードごとに	税抜額 500 円 (税込額 550 円)
	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 選択番号等の登録方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
テ	削除		
ト	削除		
ナ	第1種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中又は無応答時に、当該通話等の請求者に対して、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (商品名：話中無応答時アナウンス)	—	—
アナウンスサービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者は、カスタマアナウンスサービスⅡを利用して作成した本サービスに係るメッセージを当社の音声応答装置に登録することができます。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

ニ ダイヤル 番号 通知 サービス	第1種料金着信払自動通話等を接続する契約者回線に係る総合デジタル通信設備に、当該通話等に係るメンバーズコードの情報を送出するもの (商品名：ダイヤル番号通知)	1メンバーズコードごとに	税抜額 500円 (税込額 550円)
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ヌ	削除		
ネ 着信 先通知 サービス	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (商品名：着信先通知)	1メンバーズコードごとに	税抜額 500円 (税込額 550円)
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。以下この欄において同じとします。)又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者は、カスタマアナウンスサービスⅡを利用して作成した本サービスに係るメッセージを当社の音声応答装置に登録することができます。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ノ 待合せ 接続 通知 サービス	待合せ接続サービスにより保留されていた第1種料金着信払自動通話等を接続するとき、第1種料金着信払自動通話等の対話者に対して、その第1種料金着信払自動通話等が待合せ接続サービスにより保留されていたことを通知するもの (商品名：待ち合わせ呼通知)	1メンバーズコードごとに	税抜額 500円 (税込額 550円)
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)であって、待合せ接続サービスを利用している者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ハ ユ	本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者が第3種料金着信払自動通話等用番号に代えて、世界共通料金着信払自	-	-

ニ バ ー サ ル フ リ ー ナ ン バ ー サ ー ビ ス	<p>動通話等用番号を利用してフリーコールサービスⅣを利用できるもの (商品名：ユニバーサルフリーナンバー)</p>		
ヒ 着 信 転 送 サ ー ビ ス	<p>本邦に着信する第3種料金着信払自動通話等を本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者があらかじめ指定した他の電気通信設備に自動的に転送し、又は当社交換設備において着信を規制する機能であって、次の3つの種類があるもの (商品名：着信転送サービス)</p> <p>(1) 固定転送機能 着信転送サービスの利用の承諾を受けた者があらかじめ登録した転送先(本サービスにより転送される通話等の相手先の電気通信設備をいいます。以下この表において同じとします。)及び転送時間帯(その転送を行う時間帯をいいます。以下この表において同じとします。)に基づき、転送するもの</p> <p>(2) 随時転送機能 契約者回線(携帯契約回線を除きます。)、F T T H接続回線等又は他社公衆電話の電話機等(以下この表において「指定用回線等」といいます。)から送出する指示に基づいて転送先を指定し、変更し、又は解除するもの</p> <p>(3) 随時着信規制機能 指定用回線等から送出する指示に基づいて、随時に第3種料金着信払自動通話等の着信を規制し、又は規制を解除するもの</p>	—	—
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅣ利用者に限り提供します。</p>		

	<p>(イ) この表のフ欄に規定する着信時間帯指定サービスの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 随時転送機能は、固定転送機能に係る登録を行っている場合に限り利用できます。</p> <p>(エ) 本サービスによる転送先は、本邦内の電気通信設備に限ります。</p> <p>(オ) 転送先の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
フ 着 信 時 間 帯 指 定 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者に係る契約者回線（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はF T T H接続回線等に着信する第3種料金着信払自動通話等を着信する時間帯により当社交換設備において規制する機能であって、次の2つの種類があるもの （商品名：着信時間帯指定サービス）</p> <p>(1) 固定着信時間帯指定機能 フリーコールサービスⅣ利用者があらかじめ登録した着信指定時間帯（第3種料金着信払自動通話等を着信させる時間帯をいいます。以下この表において同じとします。）に限り第3種料金着信払自動通話等を着信させるもの</p> <p>(2) 随時着信規制機能 指定用回線等から送出する指示に基づいて、随時に第3種料金着信払自動通話等の着信を規制し、又は規制を解除するもの</p>	—	—
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅣ利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のヒ欄に規定する着信転送サービスの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る随時着信規制機能は、固定着信時間帯指定機能に係る登録を行っている場合に限り利用できます。</p> <p>(エ) 着信時間帯の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
へ 電 気 通 信 番 号 通 知	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が指定した特定の電気通信回線へ発信電気通信番号が通知されない第1種料金着信払自動通話等に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの （商品名：番号通知リクエスト）</p>	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,000円 (税込額 1,100円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。</p>		

要 請 サ ー ビ ス	<p>(イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）又はフリーコールサービスⅢ利用者は、カスタマナウンスサービスⅡを利用して作成した本サービスに係る案内により自動的に応答させることができます。</p> <p>(エ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ホ 迷 惑 電 話 撃 退 サ ー ビ ス Ⅰ	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が指定した特定の電気通信回線において、直前に着信した特定の電気通信番号を迷惑電話として登録することにより、その登録以降、当該電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの （商品名：迷惑電話撃退（通常版））</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 1,000 円 （税込額 1,100 円）
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者に限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のマ欄に規定する迷惑電話撃退サービスⅡの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
マ 迷 惑 電 話 撃 退 サ ー ビ ス Ⅱ	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が当社が別に定める方法による自営端末設備からの登録操作等を行うことにより、あらかじめ登録した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの （商品名：迷惑電話撃退スーパー）</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 30,000 円 （税込額 33,000 円）
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のホ欄に規定する迷惑電話撃退サービスⅠの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 削除

(10) S ネットサービスに係るもの

	区分	単位	料金額（月額）
S ネ ッ ト サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をした電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）がその契約者回線（当社が別に定めるVネットサービス契約約款に基づいて当社が提供するサービス（以下「Vネットサービス」といいます。）に係るものを除きます。）からスピードナンバー（当社が別に定める基準に適合するものに限ります。）をダイヤルして行われる通話等を、そのスピードナンバーに対応する特定の契約者回線へ接続するもの（商品名：KDDI 広域短縮サービス）	—	—
備 考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの提供を受けている契約者回線は、Vネットサービスの提供を受けることはできません。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用の請求をするときは、スピードナンバー及びその請求に係る契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(ウ)の2 スピードナンバーは、着信先の契約者回線が番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に係るもの又は当社が別に定める当社の電気通信サービスに係るものである場合に限り付与できるものとします。</p> <p>(エ) スピードナンバーは、着信先の契約者回線がVネットサービスに係る回線の場合は、その電話等契約の名義が本サービスの利用の請求をした電話等契約者の本人名義のものを除いて付与できるものとします。</p> <p>(オ) 本サービスの利用の請求があった場合において、その請求に係るスピードナンバーの数が当社が別に定める数を超えるときは、第64条（付加機能の提供）の規定に関わらず、その請求は承諾しないものとします。</p> <p>(カ) 本サービスに係る電話等契約者は、スピードナンバーの変更又は本サービスに係る契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数の変更の請求をすることができます。</p> <p>(キ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、スピードナンバーを変更していただくことがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(ク) 本サービスの利用に伴う通話料は、料金表第2（通話等料金）の規定に基づき請求します。</p>		

(11) 特定通話等規制サービスに係るもの

	区分	単位	料金額（月額）
ア 特定通話等発信規制サービスⅠ	本サービスの利用の請求をした一般電話等契約者が利用できる事業者識別番号の中から当該一般電話等契約者があらかじめ指定した事業者識別番号を使用して、当該一般電話等契約に係る契約者回線から国内通話等以外の通話等であって、当社が別に定めるものを行うことができないようにするもの （商品名：国際利用休止）	—	—
	備考 （ア） 本サービスは、一般電話等契約者に限り提供します。 （イ） 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ） 削除 （エ） 前項に規定する場合のほか、a u 約款、p o v o 約款又はU Q m 約款に規定するa u 国際通話利用規制、国際通話利用規制又はU Q 国際通話利用規制の適用を受ける契約者回線について、本サービスを適用します。 （オ） 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
イ	削除		
ウ 特定通話等発信規制サービスⅢ	本サービスの利用の請求をした一般電話等契約者が利用できる事業者識別番号の中から当該一般電話等契約者があらかじめ指定した事業者識別番号を使用して、当該一般電話等契約に係る契約者回線（携帯契約回線又はV ネットサービスに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）から国際通話等以外の通話等であって、当社が別に定めるものを行うことができないようにするもの （商品名：国内利用休止）	—	—
	備考 （ア） 本サービスは、一般電話等契約者に限り提供します。 （イ） 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ） 削除（エ） 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
エ	削除		
オ 特定通話等着	本サービスの利用の請求をした電話等契約者があらかじめ指定した特定の契約者回線へ着信する当社が別に定める通話等を行うことができないようにするもの	—	—
	備考 （ア） 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。 （イ） 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。		

信 規 制 サ ー ビ ス	(ウ) 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
---------------------------------	---

(12) その他のもの

区分		単位	料金額（月額）
ア	削除		
イ	削除		
ウ	削除		
エ	削除		
オ	削除		
カ	削除		
キ	削除		
ク	別表3に規定する電気通信事業者が提供する海外ローミング機能又は海外ローミング転送機能により転送された通話等（総合デジタル通信にあっては、通話モードによるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を外国に所在する特定端末設備（別表3に規定する電気通信事業者が定める端末設備をいいます。以下この欄において同じとします。）に着信するもの	—	—
国際ローミング着信サービス	備考 (ア) 本サービスは、特定第1種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）又は特定第2種一般電話契約者が別に定める電気通信事業者が提供する海外ローミング機能を利用できる場合に限り提供します。 (イ) 電話等契約者は、国際ローミング着信自動通話等について、別に定める電気通信事業者が測定した通話等時間と料金表第2（通話等料金）の規定とに基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。 (ウ) 国際ローミング着信自動通話等の料金に関するその他の取扱いについては、この料金表の規定に関わらず、別表3に規定する電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。		
ケ	削除		
コ	削除		

第 4 削除
第 5 削除

第6 工事費

1 適用

工事費の適用については、第90条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる、料金表第3（付加機能使用料）に規定する付加機能ごとに適用します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の電話等契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事を施工する場合は、1の付加機能ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のもの）とします。 ただし、次に掲げる工事については、当該工事の部分に関してのみ、同時工事の減額適用はないものとします。 ア フリーコールサービスⅡに係る工事 イ フリーコールサービスⅢに係る工事
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除
(5) 付加機能の利用等の場合の工事費の適用	付加機能の利用等の場合の工事費は、付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。
(6) 同一のメンバーズコードについて同時に2以上の工事を施行する場合の工事費の適用	同一のメンバーズコードについて同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のもの）とします。 ただし、フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係る工事については、この限りではありません。
(7) 接続休止があった付加機能を再開する場合の工事費の適用	接続休止があった付加機能を再開する場合は、2（工事費の額）の規定に関わらず、工事費の支払いを要しません。

2 料金額

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) 削除

(5) 付加機能に係るもの

付加機能の利用の開始、利用の一時中断の再開又は接続する契約者回線の変更等に関する工事

ア 削除

イ 削除

ウ フリーコールサービスに係るもの

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
(ア) フリーコールサービスⅠ	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(イ) フリーコールサービスⅡ	1メンバーズコードごとに	1,000円(1,100円)
(ウ) フリーコールサービスⅢ	1メンバーズコードごとに	1,000円(1,100円)
(エ) フリーコールサービスⅣ		
① 初期登録時に係る登録	1取扱地域	3,000円(3,300円)
	1取扱地域増すごとに	1,000円(1,100円)
② 利用開始後に係る登録又は変更	1取扱地域ごとに	1,000円(1,100円)
(オ) カスタマアナウンスサービスⅠ	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(カ) 受付変更サービス		
① コースⅠのもの	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
② コースⅡのもの	—	—
(キ) 全国共通番号サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(ク) 削除	削除	削除
(ケ) カスタマアナウンスサービスⅡ		
① コースⅠのもの	1メンバーズコードごとに	500円(550円)

② コースⅡのもの	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(コ) 待合せ接続サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(サ) 広域転送サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(シ) 接続先案内サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(ス) 削除	削除	削除
(セ) ダイヤル番号通知サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(ソ) 削除	削除	削除
(タ) 待合せ接続通知サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
(チ) ユニバーサルサルフリーナンバーサービス	1世界共通料金着信払自動通話等用番号ごとに	18,000円
(ツ) 着信先通知サービス	1メンバーズコードごとに	200円(220円)
備考		
1 当社は、世界共通料金着信払自動通話等用番号の登録を行う場合、第3種料金着信払自動通話等用番号を2取扱地域以上登録するフリーコールサービスⅣ利用者に限り、その世界共通料金着信払自動通話等用番号の登録を行います。		
2 フリーコールサービスⅣに係る工事費について、1の第3種料金着払自動通話等用番号を2取扱地域以上で利用可能な場合は同一の取扱地域とみなして取り扱います。		

エ 削除

オ 削除

カ スピードダイヤルサービスに係るもの

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
スピードダイヤルサービス	1契約者回線ごとに	200円(220円)

キ 削除

ク 削除

ケ Sネットサービスに係るもの

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
Sネットサービス	1契約者回線ごとに	100円(110円)

コ 削除

第7 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 税抜額 500 円(税込額 550 円)

第8 通話等明細書の送付手数料

1 通話等明細書ごとに

区域内通話等の数	手数料の額
1 から 500 までのもの	税抜額 100 円(税込額 110 円)
501 から 2,500 までのもの	税抜額 240 円(税込額 264 円)
2,501 から 5,000 までのもの	税抜額 710 円(税込額 781 円)
5,000 を越えるもの	税抜額 1,070 円(税込額 1,177 円)

第9 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 15（通話等明細書等の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	電話等契約者は、2（料金額）の規定に関わらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第10 払込取扱票の発行等手数料

1 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 16（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	電話等契約者は、その電話等契約について、以下のいずれかに該当する場合、2（料金額）の規定に関わらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2 料金額

区分	単位	料金額
----	----	-----

払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
-----------------------------	---------------	--------------------------

第 10 の 2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 440 円)

第 11 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 87 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料は、第 64 条の 2 (付加機能における電気通信番号) に定める 1 の電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は、適用対象の電気通信番号のうち、その暦月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ その暦月の末日に契約の解除があったときは、第 87 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) の規定に関わらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</p> <p>オ ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。</p>

2 料金額

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第 12 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第 87 条の 3 (電話リレーサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	<p>ア 電話リレーサービス料は、第 64 条の 2 (付加機能における電気通信番号) に定める 1 の電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料は、適用対象の電気通信番号のうち、その暦月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。</p> <p>ウ 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p>

	<p>エ その暦月の末日に契約の解除があったときは、第87条の3（電話リレーサービス料の支払義務）の規定に関わらず、その料金月における電話リレーサービス料の支払いを要しません。</p> <p>オ 電話リレーサービス料については、日割は行いません。</p>
--	---

2 料金額

区分	料金額
電話リレーサービス料	話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

料金表別表 1 削除

料金表別表2 国際通話等の取扱地域

(1) 国際通話等の取扱地域（デジタル通信モード（64kbps）によるものを除きます。）

ア イ以外のもの

区分	取扱地域
アジア1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア2	台湾
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	インド
アジア8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア10	東ティモール
アジア11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	イエメン共和国
アジア14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア16	フィリピン共和国
アジア17	マレーシア
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ

アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビ

	ア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星携帯端末1	スラーヤー
特定衛星携帯端末2	イリジウム
特定機内携帯端末	AeroMobile AS 又は OnAir Switzerland Sarl の機内携帯通信システムにより電気通信サービスが提供される地域
特定船舶内携帯端末	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Services の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域
国際ネットワーク1	Orange S.A. が提供する国際ネットワーク
<p>備考</p> <p>1 特定衛星携帯端末1、特定衛星携帯端末2、特定機内携帯端末、特定船舶内携帯端末及び国際ネットワーク1の区分（以下この備考において「特定区分」といいます。）以外における取扱地域に、特定区分の取扱地域を含みません。</p> <p>2 特定機内携帯端末及び特定船舶内携帯端末の区分における取扱地域については、国際ローミング着信自動通話についてのみ取扱います。</p> <p>3 エルサルバドル共和国、マカオ、モルディヴ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、パラグアイ共和国、アンドラ公国、バチカン市国、サンマリノ共和国、リヒテンシュタイン公国、クロアチア共和国及びリトアニア共和国については、通話に限り取り扱います。</p> <p>4 第3種料金着信払自動通話等の取扱地域は、上欄のうち当社が別に定める地域とします。</p> <p>5 国際ネットワーク1の区分における取扱地域については、本邦発の通話に限り取り扱います。</p>	

イ 非自動通話等に係るもの

区分	取扱地域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国、【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、インド、【インドネシア共和国】、オマーン国、カタール国、【カンボジア王国】、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【シンガポール共和国】、【スリランカ民主社会主義共和国】、【タイ王国】、【大韓民国】、【台湾】、【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】、朝鮮民主主義人民共和国、【ネパール王国】、【バーレーン国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、【フィリピン共和国】、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、【ベトナム社会主義共和国】、香港、【マカオ】、【マレーシア】、ミャンマー連邦共和国、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共

	和国、レバノン共和国
アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、西サハラ、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アメリカ	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】、【アルゼンチン共和国】、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、【カナダ】、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、【チリ共和国】、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、【米領バージン諸島】、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ベリーズ、【ペルー共和国】、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、【メキシコ合衆国】、モンセラット
オセアニア	ウェーク島、【オーストラリア】、キリバス共和国、【グアム】、クック諸島、【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】、【サイパン】、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、【ニュージーランド】、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、【ハワイ】、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ミッドウェー島
ヨーロッパ	アイスランド共和国、【アイルランド】、アゼルバイジャン共和国、【アゾールス諸島】、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、【イタリア共和国】、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エス

	トニア共和国、【オーストリア共和国】、【オランダ王国】、カザフスタン共和国、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、キルギス共和国、グリーンランド、【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】、クロアチア共和国、コソボ共和国、【サンマリノ共和国】、ジブラルタル、ジョージア、【スイス連邦】、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、【デンマーク王国】、【ドイツ連邦共和国】、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国、【バチカン市国】、【ハンガリー共和国】、フィンランド共和国、フェロー諸島、【フランス共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ベルギー王国】、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、【ポルトガル共和国】、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、【マディラ諸島】、マルタ共和国、【モナコ公国】、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【リヒテンシュタイン公国】、【ルーマニア】、【ルクセンブルク大公国】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
国際ネットワ ーク1	Orange S.A. が提供する国際ネットワーク
備考	
<p>1 【 】は外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する非自動通話等の取扱地域です。</p> <p>2 エルサルバドル共和国、マカオ、モルディヴ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、パラグアイ共和国、アンドラ公国、バチカン市国、サンマリノ共和国、リヒテンシュタイン公国、クロアチア共和国及びリトアニア共和国については、通話に限り取り扱います。</p> <p>3 特定衛星携帯端末1、特定衛星携帯端末2及び国際ネットワーク1の区分（以下この備考において「特定区分」といいます。）以外における取扱地域に、特定区分の取扱地域を含みません。</p>	

(2) 削除

イ 削除

料金表別表 3 削除

料金表別表3の2 特定携帯国際自動通話（特定携帯国際自動通話定額を適用するものに限ります。）の取扱地域

地域
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、インド、オーストリア、オランダ王国、カナダ、グアム、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、タイ王国、ネパール王国、ノルウェー王国、ハワイ、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）

別表 1 加入電話等契約

1-1 電話サービスに係るもの（相互接続協定を締結している者に係るもの）

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、加入電話契約又はストレート電話契約	電話サービス等契約約款
楽天モバイル株式会社	電話契約又は直加入電話契約	電話サービス等契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	電話契約等	電話サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	国内電話サービス提供契約	国内電話サービス約款
備考 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を除く事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリⅢに係るものに限ります。		

1-2 電話サービスに係るもの（相互接続協定を締結していない者に係るもの）

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
JCOM株式会社	ケーブルプラス電話サービス契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
JCOM株式会社	ケーブルプラス光電話サービス契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム札幌	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南・神奈川	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコム埼玉・東日本	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
株式会社ジェイコム九州	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
大分ケーブルテレコム株式	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款

会社	ラス契約	ラスサービス契約約款
横浜ケーブルビジョン株式会社	J : COM PHONE プラス契約	J : COM PHONE プラスサービス契約約款
備考 上記事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリーⅢに係るものに限ります。		

2 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンク株式会社	デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約、デジタル加入通信契約又はデジタルストレート通信契約	電話サービス等契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	ISDN契約、共用型マネージドIP-PBX契約又は専用型マネージドIP-PBX契約	総合デジタル通信サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	直収通信契約	電話サービス等契約約款
株式会社Q T n e t	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
備考 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を除く事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリーⅢに係るものに限ります。		

3 IP電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第3種シェアードIP-PBX契約	IP通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第2種IPセントレックスサービス契約	IP電話サービス契約約款

	CTC光電話契約	CTC光電話サービス契約約款
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービス契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
		光電話サービス（ピカラCUEtv）契約約款
		光電話サービス（ピカラテレビあなん）契約約款
		光電話サービス（ピカラUCAT）契約約款
		光電話サービス（ピカラCVC）契約約款
		光電話サービス（ピカラICK）契約約款
		光電話サービス（ピカラ愛媛CATV専用サービス用）契約約款
		光電話サービス（ピカラよさこい）契約約款
		光電話サービス（ピカラMCB）契約約款
		光電話サービス（ピカラKBC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ西予）契約約款
		光電話サービス（ピカラMTC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ海部）契約約款
		光電話サービス（ピカラ石井CATV）契約約款
		光電話サービス（ピカラ宇和島市専用サービス用）契約約款
		ビジネス光電話サービス契約約款
ビジネス光電話サービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款		

アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービス契約	直加入サービス契約約款
株式会社Q T n e t	第2種 I P 電話サービス	I P 電話サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	第3種 I P 電話契約、第4種 I P 電話契約、第6種 I P 電話契約又は第7種 I P 電話契約	I P 電話サービス契約約款
	無線利用型 I P 電話契約	無線利用型 I P 電話サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	直収電話契約又は特定 I P 電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社エネコム	I P 電話サービスに係る第1種第3類契約又は I P 電話サービスに係る第1種第4類契約	I P 電話サービス契約約款
C o l t テクノロジーサービス株式会社	I P 電話契約	電話等サービス契約約款
Z I P T e l e c o m 株式会社	I P 電話契約	電話サービス等契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

別表 2 削除

別表3 携帯契約回線に係る協定事業者等

1 携帯契約回線に係る協定事業者等

(1) 特定第2種一般電話契約又は国際ローミング着信サービスに係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
当社	5G契約又はローミング契約	au(5G)通信サービス契約約款
	LTE契約又はローミング契約	au(LTE)通信サービス契約約款
	povo1.0契約又はローミング契約	povo1.0通信サービス契約約款
	povo2.0契約又はローミング契約	povo2.0通信サービス契約約款
	UQ mobile II契約又はローミング契約	UQ mobile通信サービスII契約約款
	UQ mobile契約又はローミング契約	UQ mobile通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	5G契約又はローミング契約	au(5G)通信サービス契約約款
	LTE契約又はローミング契約	au(LTE)通信サービス契約約款
	povo1.0契約又はローミング契約	povo1.0通信サービス契約約款
	povo2.0契約又はローミング契約	povo2.0通信サービス契約約款
	UQ mobile II契約又はローミング契約	UQ mobile通信サービスII契約約款
	UQ mobile契約又はローミング契約	UQ mobile通信サービス契約約款
備考		
1 契約の種類は、上記に定めるものであって、通話を行うことができるものに限ります。		
2 上欄に定める契約には、その電気通信事業者が提供する電気通信サービスを利用したMVNOサービス(電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。))に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)に係る契約を含みます。		

(2) 削除

(3) (1)以外の協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
当社	5G契約又はローミング契約	au(5G)通信サービス契約約款
	LTE契約又はローミング契約	au(LTE)通信サービス契約約款

	p o v o 1.0 契約又はローミング契約	p o v o 1.0 通信サービス契約約款
	p o v o 2.0 契約又はローミング契約	p o v o 2.0 通信サービス契約約款
	U Q m o b i l e II 契約又はローミング契約	U Q m o b i l e 通信サービス II 契約約款
	U Q m o b i l e 契約又はローミング契約	U Q m o b i l e 通信サービス契約約款
	副回線契約	副回線通信サービス利用規約
沖縄セルラー電話株式会社	5 G 契約又はローミング契約	a u (5 G) 通信サービス契約約款
	L T E 契約又はローミング契約	a u (L T E) 通信サービス契約約款
	p o v o 1.0 契約又はローミング契約	p o v o 1.0 通信サービス契約約款
	p o v o 2.0 契約又はローミング契約	p o v o 2.0 通信サービス契約約款
	U Q m o b i l e II 契約又はローミング契約	U Q m o b i l e 通信サービス II 契約約款
	U Q m o b i l e 契約又はローミング契約	U Q m o b i l e 通信サービス契約約款
	副回線契約	副回線通信サービス利用規約
株式会社 N T T ドコモ	5 G サービスに係る契約	5 G サービス契約約款
	X i サービスに係る契約	X i サービス契約約款
	F O M A サービスに係る契約	F O M A サービス契約約款
	ワイドスターⅢ通信サービスに係る契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに係る契約	ワイドスター通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	5 G 通信サービス契約	5 G 通信サービス契約約款
	4 G 通信サービス契約	4 G 通信サービス契約約款
	3 G 通信サービス契約	3 G 通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービスに係る契約	ワイモバイル通信サービス契約約款 (電話サービス編)
楽天モバイル株式会社	一般サービス	楽天モバイル通信サービス契約約款
<p>1 削除</p> <p>2 契約の種類は、上記に定めるものであって、通話を行うことができるものに限ります。</p> <p>3 上欄に定める契約には、その電気通信事業者が提供する電気通信サービスを利用したMVNOサービスに係る契約を含みます。</p>		

2 削除

別表 4 削除

別表 5 削除

附則

(実施時期)

この約款は、昭和62年9月4日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、昭和63年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成元年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成元年2月23日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成元年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、及び平成元年4月1日前から継続して提供しているものであって、同日から平成元年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成2年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成2年7月10日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成3年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成4年4月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成4年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成5年4月1日から実施します。

ただし、複数パスワードサービスに係る改正規定は、平成5年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成5年7月26日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成5年11月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に通話中の通話については、その開始時刻から終了時刻までの通話時間（以下「当該通話時間」といいます。）に基づいてこの改正規定による改正前の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により算定して得た料金（その通話に接続する他社接続通話の料金（この改正規定実施前の協定事業者の契約約款の規定により算定したものとします。以下同じとします。）と合算して得たものとします。）と、当該通話時間に基づいてこの改正規定による改正後の約款の規定により算定して得た料金のうち、低額のものを用います。

ただし、第141・条（責任の制限）第2項の規定の適用に関しては、高額のものを適用します。

- 4 第123条（通話等料金の支払義務）第2項及び第141条（責任の制限）第2項の規定の適用に関し、この改正規定実施前の通話（前項の通話を除きます。）に係る料金の算定に当たっては、旧約款の規定により算定して得た料金にその通話に接続する他社接続通話の料金を合算して得たものにより行います。
- 5 この改正規定実施前に改正前の第141条（責任の制限）第1項及び料金表第1（通話等料金）1（適用）の表の(6)欄の右欄のシの規定の適用を受ける事由が生じ、この改正規定実施後においても継続する場合は、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定による改正後の料金表第1（通話等料金）1（適用）の表の(6)欄の右欄のこの規定の適用に関し、マンスリーパックの取扱いを行わなかったものとした場合の料金額の算定にあたっては、第3項及び第4項の規定の例によります。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成6年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に取り扱っているホームパックは、この改正規定実施の日において、マンスリーパックとみなします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成6年8月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成6年12月1日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成7年5月1日から実施します。ただし、Vネット電話サービス等の付加機能に係る改正規定は、平成7年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に提供している市外電話サービスは、この改正規定実施の日（前項ただし書の部分を除きます。）において、通常電話サービスに係る市外電話サービスとみなします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成7年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成7年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に取り扱っているフリーコールプランは、この改正規定実施の日において、フリーコールプラン・とみなします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成8年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に取扱中のセレクトプランについては、そのセレクトプランに係る料金月の初日がこの改正規定実施の日と同一の場合は、この改正規定実施の日から、そのセレクトプランに係る料金月の初日がこの改正規定実施の日と異なる場合は、この改正規定実施の日の属する料金月の翌料金月の初日から、それぞれ、この改正規定による改正後の約款の規定を適用するものとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成8年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話料金の割引の適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定による一定の場所内の回線群に係る全時間帯における月間累積通話料金の割引の適用を受けている契約者回線とみなします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年2月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年3月1日から実施します。

(他の約款の廃止)

2 次に掲げる約款は、廃止します。

(1) ダイレクト電話サービス契約約款

(2) アクセス電話サービス契約約款

(経過措置)

3 削除

4 この改正規定実施の際現に、当社とVネット電話サービスに係る電話等契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、市外Vネット電話サービスIに係る一般電話等契約を締結しているものとみなします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

5 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。

6 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と一般電話契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と一般電話等契約を締結しているものとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供されている電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後の約款にこれに相当する規定があるときは、改正後の約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

4 平成9年4月1日前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務及び同日前から継続して提供している電気通信サービスであって、同日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものの料金につい

ては、なお従前のおりとしします。

- 5 平成9年4月1日前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成9年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年7月10日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成9年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定によりアカウントプラン代表者又はスーパーアカウントプラン代表者となっている者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定によるアカウントプラン代表者又はスーパーアカウントプラン代表者とみなします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、「隣接」・20キロメートルまでのもの」の料金額に関する

る部分については、平成10年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年5月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成10年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成10年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 削除

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成10年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年10月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、サテライト通話等に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社と一般電話等契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と第1種一般電話等契約を締結しているものとみなします。

3 特定第1種一般電話等契約者及び第2種一般電話等契約者は、当分の間、国際通話等に限り行うことができるものとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により一定の場所内の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の割引の適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定による一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割

引の適用を受けている契約者回線とみなします。

- 3 この改正規定実施の際現に通話等中の国際通話等及びサテライト通話等に係る料金については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この附則に規定するもののほか、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年1月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成11年4月10日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成11年4月16日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定するフリーコールサービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定するフリーコールサービス・とみなします。
- 3 この改正規定実施の際現に通話等中のサテライト通話等に係る料金については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、電話等契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定(第3条(用語の定義)の表の30欄及び第93条(電話サービス等の利用停止)第1項各号列記以外の部分の規定を除きます。)は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のおり取り扱います。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年9月9日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成11年9月17日から実施します。

附則

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。

ただし、第141条(責任の制限)の規定の改正に係る部分については平成11年12月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成12年3月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年3月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年3月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に通話等中の国際通話等に係る料金については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年4月11日から実施します。

ただし、この改正規定中、スーパーセレクトプランプラスに係る部分については、平成12年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成12年4月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の市外Vネット電話サービス等は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の市外Vネット電話サービス等とみなします。

市外Vネット電話サービスⅠ	タイプⅠ
市外Vネット電話サービス等Ⅱ	タイプⅡ

- 3 削除4 この改正規定実施の際現に、特定事業者が特定事業者の電話サービス契約約款の規定により相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通話について、当分の間、区域内通話として取り扱っている区域については、改正後約款の規定に関わらず、同様に取り扱

うものとしします。

- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。
ただし、フリーコールサービスⅡ（タイプⅡのものに限ります。）に係る特定通話等については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

フリーコールサービスⅡ	フリーコールサービスⅡ（タイプⅠのもの）
-------------	----------------------

- 3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年8月10日から実施します。
ただし、通話等料金の適用に係る部分については、平成12年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成12年9月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により締結されている契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定による契約とみなします。なお、改正前約款における契約と改正後約款における契約との対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における契約	改正後約款における契約
第1種一般電話等契約（クレジット電話サービス等に係るものを除きます。）	カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約
特定第1種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係る特定第1種一般電話契約
第2種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係る第2種一般電話等契約
クレジット電話サービス等の提供を受けるための第1種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
クレジット電話サービス等に係るもの	カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話サービス等に係るもの
Vネット電話サービス等に係るもの	VネットサービスⅠに係るもの

(旧ケイディディ株式会社のKDD電話サービス営業規約及び総合デジタル通信サービス営業規約の廃止)

- 4 旧ケイディディ株式会社のKDD電話サービス営業規約及び総合デジタル通信サービス営業規約（以下「旧KDD電話サービス営業規約等」といいます。）は廃止します。

(旧KDD電話サービス営業規約等の契約に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に旧KDD電話サービス営業規約等の規定による契約は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定による契約とみなします。なお、旧KDD

電話サービス営業規約等における契約と改正後約款における契約との対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における契約	改正後約款における契約
第1種KDD電話利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約
第2種KDD電話利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約
KDD電話携帯利用契約	カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約
第1種KDD電話内線利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの
第2種内線利用電話設備による第2種KDD電話内線利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約であって、VネットサービスⅡの提供を受けているもの
当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約を締結していて、第1種クレジット通話又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの	カテゴリーⅢに係るクレジット電話契約であって、第1種クレジット通話等又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの
当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約を締結していて、第2種クレジット通話の利用が可能なもの	一般クレジットカード又は外国の電気通信事業者が発行するクレジットカードを利用して行われる第1種クレジット通話等又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの
プリペイド自動通話等の利用が可能なもの	プリペイド自動通話等の利用が可能なもの
利用休止の取扱いを受けているもの	特定通話等発信規制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び特定通話等着信規制サービスを利用しているもの
第1種利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約
第2種利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約
第1種内線利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの
第2種内線通信設備による第2種内線利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約であって、VネットサービスⅡの提供を受けているもの

- 6 この改正規定実施前に、旧ケイディディ株式会社が旧KDD電話サービス営業規約等の規定により預かった保証金については、この改正規定実施の日において、当社が旧ケイディディ株式会社から引き継ぐものとし、その取扱いについては、この改正後約款の規定によるものとします。
- 7 この改正規定実施の際現に、旧KDD電話サービス営業規約等の規定により適用している選択料金制サービスは、この改正規定実施の日において、改正約款表に規定する選択料金制サービスとみなします。なお、旧KDD電話サービス営業規約等における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における 選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
特定通話に係る選択料金制サービス	特定通話等に係る選択料金制サービス
特定通信に係る選択料金制サービス	特定通話等に係る選択料金制サービス
第2種料金着信払自動通話に係る割引率逦 増型選択料金サービス	第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 逦増型選択料金サービス
第1種料金着信払通信に係る割引率逦増型 選択料金サービス	第4種料金着信払自動通話等に係る割引率 逦増型選択料金サービス
第2種料金着信払自動通話に係る割引率一 定型選択料金制サービス	第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 一定型選択料金制サービス
第1種料金着信払通信に係る割引率一定型 選択料金制サービス	第4種料金着信払自動通話等に係る割引率 一定型選択料金制サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引 率逦増型選択制選択料金制サービス	VネットサービスIIに係る割引率逦増型選 択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る割引率逦増型選 択制選択料金制サービス	VネットサービスIIに係る割引率逦増型選 択料金制サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引 率一定型選択制選択料金制サービスI、 II、III	VネットサービスIIに係る割引一定増型選 択料金制サービスI、II、III
第2種KDD電話内線利用契約に係る一定 時間定額型第2種選択制選択料金制サー ビス	VネットサービスIIに係る一定時間定額型 第2種選択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る一定時間定額型 選択料金制サービス	VネットサービスIIに係る一定時間定額型 第2種選択料金制サービス
特定国内通話に係る国内国際統合割引率変 動型選択料金サービス	特定国内通話等に係る国内国際統合割引率 変動型選択料金サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引 率変動型選択料金制サービス	VネットサービスIIに係る割引率変動型選 択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る割引率変動型選 択料金制サービス	VネットサービスIIに係る割引率変動型選 択料金制サービス

8 削除

9 削除

10 削除

11 この改正規定実施の際現に、旧KDD電話サービス営業規約等の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、旧KDD電話サービス営業規約等における付加機能と改正後約款における付加機能との対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における 付加機能	改正後約款における付加機能
代表機能	代表サービス
短縮ダイヤルイン機能	短縮ダイヤルサービス
ダイヤルイン機能	ダイヤルインサービス
国内通話内線接続機能	国内通話等内線接続サービス
第1種料金着信払自動通話機能	フリーコールサービスV

世界共通料金着信払自動通話用番号登録料を要するもの 着信転送機能 着信時間帯指定機能	ユニバーサルフリーナンバーサービス 着信転送サービス 着信時間帯指定サービス
第三者課金機能	第三者課金サービス
情報提供機能	情報提供サービス
第2種料金着信払自動通話機能 時間外着信案内機能 接続分配機能 同時接続機能 全国共通番号機能 話中時転送機能 受付先変更機能 カスタム終了案内機能 待ち合わせ接続機能 コマンドルーティング機能 通話案内機能 内線個別着信機能 移動体電話設備接続機能	旧フリーコールサービスⅢ 時間外着信案内サービス 接続分配サービス 同時接続サービス 全国共通番号サービス 話中時転送サービス 受付先変更サービス カスタム終了案内サービス 待合せ接続サービスⅡ コマンドルーティングサービス 通話等案内サービス 内線個別着信サービス 移動体アクセスサービス
第3種料金着信払機能	フリーコールサービスⅣ
第1種KDD電話内線利用契約者が利用できる付加機能 擬似内線ダイヤル機能 詳細料金明細機能 内線ダイヤルイン機能	バーネットサービスに係るもの 擬似内線ダイヤルサービス 詳細料金明細サービス 内線ダイヤルインサービス
第2種KDD電話内線利用契約者が利用できる付加機能 擬似内線ダイヤル機能 外線ダイヤル機能 閉域集団外設備発信機能 オンネット通話規制機能 特番オンネット通話機能 着信転送機能 閉域グループ接続機能 接続先変更機能 ホットライン機能 カスタムアナウンス機能 多重番号機能 内線個別着信機能	Vネット電話サービスⅡに係るもの 擬似内線ダイヤルサービスⅡ 外線ダイヤルサービス リモートアクセスサービスⅡ オンネット通話等規制サービス 特番オンネット通話等サービス 着信転送サービスⅡ 閉域グループ接続サービス 接続先変更サービス ホットラインサービス カスタムアナウンスサービス 多重番号サービス 内線個別着信サービス
国際ローミング着信自動通話機能	国際ローミング着信サービス

(料金の適用等に関する経過措置)

- 12 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 13 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のと

おりとします。

14 1（実施時期）の規定に関わらず、第3種国内通話等（県内通話に係るものに限ります。）の通話等料金については、当社が別に定める日より実施します。

15 1（実施時期）の規定に関わらず、インマルサットミニM型の携帯移動地球局に着する携帯移動衛星電話通信（デジタル通信モード（64kbps）によるものに限ります。）の料金については、当社が別に定める日より実施します。

16 削除

17 削除

（改正前に行った手続きの効力）

18 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等の規定によってなされた申込み、承諾、通知その他の手続きであって、この改正後約款中にこれに相当する規定があるものについては、この改正後約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

この改正規定は、平成12年10月10日から実施します。

附則

この改正規定は、平成12年10月14日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

ただし、第3種国内通話の区域内通話に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年11月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成12年11月13日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年12月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

ただし、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表のイ及び第17表のアの(イ)の割引率に係る部分は、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年1月9日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日以降を起算日とする料金月から平成13年4月23日を起算日とする料金月までの間に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第14表（全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用（タイプⅡ））の適用に係る通話等料金については、同表の規定に関わらず、定額料金の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日以降を起算日とする料金月から平成13年4月23日を起算日とする料金月までの間に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第39表（全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ）の適用に係る通話等料金については、同表の規定に関わらず、定額料金の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定される加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定される契約者（この改正規定による改正前の規定により既に当社との間に、カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約を締結している方を除きます。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、カテゴリーⅣに係る第2種一般電話等契約を締結したこととなります。ただし、この改正規定の実施前に、カテゴリーⅣに係る第2種一般電話等契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(コンタクトプランの取扱いの経過措置)

- 1 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年3月15日から平成13年4月30日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅠについては、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を越えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。

(経過措置)

- 2 1に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅠにおいて、コンタクトプランⅠの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申出がない場合は、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表コの規定に関わらず、コンタクトプランⅠの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとして扱います。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年3月31日から実施します。
ただし、料金表別表5（選択料金制サービス）第5表に定める第2種電気通信事業者をフレックスプラン（タイプⅡ）代表者とする規定に関する部分は、所定の準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年4月1日から平成13年4月30日の間(以下この附則において「特定期間」といいます。)に請求のあったコンタクトプランⅢについては、料金表別表5(選択料金制サービス)第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を越えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。
- 3 2に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅢにおいて、コンタクトプランⅢの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申出がない場合は、料金表別表5(選択料金制サービス)第16表コの規定に関わらず、コンタクトプランⅢの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとして扱います。
- 4 この改正規定実施の際現に取り扱っている高度振り分けサービスは、この改正規定実施の日において、高度振り分けサービスⅠとみなします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年4月20日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、株式会社ディーディーアイのa u電話サービス契約約款又はa uデュアルサービス契約約款に規定されるa u電話契約者（第4種のa u電話を利用している者に限ります。）又はa uデュアル契約者は、この改正規定実施の日において、当社との間に、特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、この改正規定の実施前に、特定第2種一般電話契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施の際現に、株式会社エーユー又は沖縄セルラー電話株式会社のa u電話サービス契約約款又はa uデュアルサービス契約約款に規定されるa u電話契約者（CDMA方式のa u電話を利用している者に限ります。）又はa uデュアル契約者は、この改正規定実施の日において、当社との間に、特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、この改正規定の実施前に、特定第2種一般電話契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

附則

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の第2（通話等料金）の1（適用）の表（通話等料金の適用）の（2）（通話等種類等の適用）欄のイの表に規定するユーザー間情報通知に係る通話等料金については、この改正規定実施の日から平成13年7月31日までの間、2（料金額）の（2）（総合デジタル通信に係るもの）のイ（ユーザー間情報通知）の規定に関わらず、料金額の支払いを要しません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月1日から平成13年6月30日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢについては、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。

3 2に規定する取扱いについては、特定期間に請求のあったコンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢにおいて、コンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申出がない場合には、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表コの規定に関わらず、コンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に取り扱っているコンタクトプランⅢは、この改正規定実施の日に

において、コンタクトプランⅢ－１とみなします。

- 3 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月3日から平成13年6月30日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅢ－２については、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。
- 4 3に規定する取扱いについては、特定期間に請求のあったコンタクトプランⅢ－２において、コンタクトプランⅢ－２の取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申出がない場合には、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表コの規定に関わらず、コンタクトプランⅢ－２の取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。

附則

この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月30日から平成13年6月5日までの間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅢ－３については、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取り扱います。
- 3 2に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅢ－３において、コンタクトプランⅢ－３の取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申出がない場合は、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表コの規定に関わらず、コンタクトプランⅢ－３の取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年6月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年6月27日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年6月30日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社が別に定めるVネットサービスⅠの機能及びVネットサービスⅠに係る付加機能に係る請求に関する工事について、平成13年7月1日から当社が別に定める日までの間に、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）であって、VネットサービスⅡの提供を受けている者が、その第1種一般電話等契約を解除すると同時に、VネットサービスⅠに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠに係るものに限りません。）を当社と締結した場合は、料金表の第6（工事費）の2（工事費の額）の規定に関わらず、工事費の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年7月6日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成13年7月28日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年8月31日から実施します。

ただし、付加機能使用料に係る部分以外の部分は、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年9月5日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年9月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）の適用を受けている登録回線及び登録内線回線については、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）の取扱いを受ける割引対象回線とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月23日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により提供している付加機能（カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約に係る旧フリーコールサービスⅢに係るものに限ります。以下この2において同じとします。）は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
時間外着信案内サービス	受付先変更サービス
接続分配サービス	着信先分配サービス
同時接続サービス	受付回線設定サービス

全国共通番号サービス	全国共通番号サービス
話中時転送サービス	受付回線設定サービス
受付先変更サービス	受付先変更サービス コースⅡ
カスタム終了案内サービス	カスタムアナウンスサービスⅡ
待合わせ接続サービスⅡ	待合わせ接続サービス
通話等案内サービス	接続先案内サービス

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能（フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡに係るものに限ります。以下この3において同じとします。）は、この改正規定実施の日において、この改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
受付先変更サービス フリーコールサービスⅠに係るもの フリーコールサービスⅡに係るもの	受付先変更サービス コースⅠ コースⅡ

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により適用している選択料金制サービス（カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する選択料金制サービスとみなします。なお、改前約款における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 逓増型選択料金制サービス	一定の回線群に係る全時間帯における月間 累積通話等料金の額に応じて定まる割引の 適用（タイプⅡ）
第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 一定型選択料金制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び Ⅳ	

- 5 削除
6 削除
7 削除
8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
9 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年11月23日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年12月8日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年1月8日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年1月4日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年1月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定するVネットサービスⅡに係る第1種一般電話等契約を締結している者（料金表別表5の第29表に規定する内線通話等逓増型選択料金制サービスの適用を受けている者を除きます。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、この改正約款による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定するVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）を締結したこととなります。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定するVネットサービスⅡに係る第1種一般電話等契約を締結している者（料金表別表5の第29表に規定する内線通話等逓増型選択料金制サービスの適用を受けている者に限ります。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、改正後約款に規定するVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠに係るものに限ります。）を締結したこととなります。
- 4 2又は3に基づき、当社との間に、締結したこととしたVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る通話等については、第2（通話等料金）の1（適用）の表の(2)欄のEに関わらず、第1種国内通話等とみなして取扱います。
- 5 削除6 削除7 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能（VネットサービスⅡに係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能（Vネットサービスに係るものに限ります。）又はVネットサービスに係る機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能又はVネットサービスに係る機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能又はVネットサービスに係る機能
擬似内線ダイヤルサービスⅡ	サブネットコール機能
外線ダイヤルサービス	オフネットコール機能
ホットラインサービス そのダイヤル操作方法がダイヤル操作なしの方法により行われるもの そのダイヤル操作方法が#のみダイヤルする方法により行われるもの	ダイレクトコールサービス #ダイヤルサービス

- 8 削除9 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により適用している選択料金制サービス（VネットサービスⅡに係るものに限ります。）は、この改正約款実施の日において、改正後約款に規定する選択料金制サービス（Vネットサービスに係るものに限ります。）とみなします。なお、改正前約款における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
VネットサービスⅡに係る割引率逓増型選択料金制サービス	一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用（タイプⅡ）
VネットサービスⅡに係る割引率一定型選択料金制サービスⅡ	一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用
VネットサービスⅡに係る一定時間定額型	Vネットサービスに係る契約者回線に係る

第2種選択料金制サービス

全時間帯における月間累積通話時間に係る
定額料金の適用

- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年2月4日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年3月25日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により取り扱っているフレックスプラン、スーパーアカウントプランⅠ、スーパーセレクトプラン、スーパーセレクトプランプラス、スーパーセレクトプランⅡ、割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び割引率逦増型選択料金制サービスⅢは、この改正規定実施の日において、「旧フレックスプラン」、「旧スーパーアカウントプラン」、「旧スーパーセレクトプラン」、「旧スーパーセレクトプランプラス」、「旧スーパーセレクトプランⅡ」、「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ」とし、その取扱いは、次のとおりとします。

一定の回線群に
係る全時間帯
における月間
累積通話等
料金の額に
応じて定まる
割

ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）から請求があったときは、第1種一般電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）に係る契約者回線により構成され

引の適用

る回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るものに限ります。）を含みます。）に係る全ての時間帯における第1種国内通話等（区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額にその月間累積通話等料金の額（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧フレックスプラン」といいます。）を行います。

ただし、その他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いを受けている契約者回線については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。

月間累積通話等料金の額	割引率
税抜額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合	25.0%
税抜額 30,000 円以上 200,000 円未満の場合	28.0%
税抜額 200,000 円以上の場合	30.0%

（注1） 上表において、割引率は、第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とします。

（注2） 上表において、その電話等契約者がVネットサービスⅠ又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限ります。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

（注3） 削除

イ 旧フレックスプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

（ア） 1の電話等契約者に係る契約者回線により旧フレックスプラン回線群を構成する場合

その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

（イ） 2以上の電話等契約者に係る契約者回線により旧フレックスプラン回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② 旧フレックスプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

- ウ 旧フレックスプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、旧フレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれのない者を代表者として定め、その代表者（以下「旧フレックスプラン代表者」といいます。）を通じて旧フレックスプランの取扱いの請求をしていただきます。旧フレックスプランの終了の申出の場合も同様とします。
- ただし、イの(ア)に係る旧フレックスプラン回線群については、この限りではありません。
- エ 電話等契約者は、旧フレックスプラン代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。この場合において、変更後の旧フレックスプラン代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。
- オ 当社は、旧フレックスプランに係る通話等料金その他の債務については、旧フレックスプラン回線群ごと一括して、その旧フレックスプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）に請求します。
- ただし、当社が別に定めるところにより、旧フレックスプラン代表者があらかじめ電話等契約者（その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。
- カ 当社は、オの規定に関わらず、当社が別に定めるところにより、その旧フレックスプラン回線群に係る電話等契約者（イの(イ)に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。
- キ 旧フレックスプランの取扱いは、次のとおりとします。
- (ア)新たに1の旧フレックスプラン回線群を構成する場合
- 新たに1の旧フレックスプラン回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から旧フレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧フレックスプランの取扱いの終了の申出がない限り、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。旧フレックスプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。
- (イ) 既存の1の旧フレックスプラン回線群を指定して契約者回線を追加する場合
- 既存の1の旧フレックスプラン回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属す

る料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から旧フレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧フレックスプランの取扱いの終了の申出がない限り、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存の旧フレックスプラン回線群から、契約者回線を指定して旧フレックスプランの取扱いの終了の申出があった場合

旧フレックスプランの取扱いの終了の申出があった契約者回線については、申出があった日の属する料金月の末日において、旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。

ク 次の場合は、その契約者回線に係る旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。

(イ) 削除(ウ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(エ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。

(オ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。

(カ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。

ケ 次の場合は、その旧フレックスプラン回線群に係る旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) その旧フレックスプラン回線群を構成する全ての契約者回線について、クの(ア)から(カ)までの事由が生じたとき。

(イ) 電話等契約者（イの(イ)に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、旧フレックスプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限り。）して支払わないとき。

(ウ) 旧フレックスプラン代表者がウの条件を満たさず者でなくなったとき。

コ 当社は、ケの(イ)の規定により旧フレックスプランの取扱いが終了した旧フレックスプラン回線群については、その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、当該契約者回線に係る電話等契約者に請求することとします。この場合において、電話等契約者とその支払いを行うときに係る延滞利息の適用に当たっては、ケの(イ)の支払期日を基に計算することとします。

サ 当社は、コの規定その他の場合において、契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要があるときは、次の算式により算

出することとします。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線} \\ \text{1回線当} \\ \text{たりの通話等} \\ \text{料金の額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{旧フレックスプラン} \\ \text{適用後の当該旧} \\ \text{フレックスプラン} \\ \text{回線群に係る通話} \\ \text{等料金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{旧フレックスプランの取} \\ \text{扱いを行わなかったとし} \\ \text{た場合の当該契約者回線} \\ \text{に係る通話等料金の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{旧フレックスプランの取} \\ \text{扱いを行わなかったとし} \\ \text{た場合の当該旧フレック} \\ \text{スプラン回線群に係る通} \\ \text{話等料金の額} \end{array}}$$

シ サの場合において、旧フレックスプラン適用後の旧フレックスプラン回線群に係る通話等料金の額からその旧フレックスプラン回線群を構成する全ての契約者回線についてサに規定する算式により算出した契約者線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者（イの（イ）に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。

ス 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧フレックスプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。

セ 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。

ソ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧フレックスプランの取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。

（ア） 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

（イ） 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

<p>一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用</p>	<p>旧スーパーアカウントプランの取り扱いについては、スーパーアカウントプランの規定に準じます。この場合において、スーパーアカウントプランのみに規定する種類については、下表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="416 275 1447 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 275 759 443">種類</th> <th data-bbox="759 275 1102 443">定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）</th> <th data-bbox="1102 275 1447 443">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 443 759 981">旧スーパーアカウントプラン</td> <td data-bbox="759 443 1102 981">税抜額 250,000 円</td> <td data-bbox="1102 443 1447 981">第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に 20.0% を乗じて得た額に 5.0% を乗じて得た額及び国際通話等に係る月間累積通話等料金の額に 12.5% を乗じて得た額の合算額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上表において、その電話等契約者がVネットサービスⅠ又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限りません。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額））に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に 5.0% を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。</p>	種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額	旧スーパーアカウントプラン	税抜額 250,000 円	第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に 20.0% を乗じて得た額に 5.0% を乗じて得た額及び国際通話等に係る月間累積通話等料金の額に 12.5% を乗じて得た額の合算額
種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額					
旧スーパーアカウントプラン	税抜額 250,000 円	第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に 20.0% を乗じて得た額に 5.0% を乗じて得た額及び国際通話等に係る月間累積通話等料金の額に 12.5% を乗じて得た額の合算額					
<p>全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限りません。）であって、通常電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限りません。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線（Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、全ての時間帯における第1種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）及び国際通話等の通話等料金（2（料金額））に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が税抜額 1,000 円以上の場合には、下表の割引対象通話等に係る月間累積通話等料金であって、下表の条件を満たすものの額から、その額に下表の割引率を</p>						

乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧スーパーセレクトプラン」といいます。）を行います。
 ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いを受けているときは、旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けることはできません。

種類	割引対象通話等	割引額
旧スーパーセレクトプラン	第1種国内通話等 （区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）	上位5順位までの確定単位料金区域への月間累積通話等料金の額に25.0%を乗じて得た額
	国際通話等	上位5順位までの確定取扱地域への月間累積通話等料金の額に15.0%を乗じて得た額

イ 当社は、1の料金月について、1の旧スーパーセレクトプランに限り提供します。

ウ 旧スーパーセレクトプランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセレクトプランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いは継続するものとします。旧スーパーセレクトプランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランの取扱いは終了したものとします。

（ア） 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

（イ） 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

（ウ） 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

（エ） 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

（オ） 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

	<p>(カ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。</p> <p>オ 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧スーパーセレクトプランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>カ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p>
<p>全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用</p>	<p>ア 当社は、一般第1種電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であつて料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であつて、通常電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線（Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第1種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とし、平日昼間に係る通話等料金を、第1種国内通話等に係るものに限り、夜間・休日に係る通話等料金とみなします。以下この表において同じとします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が税抜額1,000円以上の場合には、下表の割引対象通話等に係る月間累積通話等料金であつて、下表の条件を満たすものの額から、その額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧スーパーセレクトプランプラス」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いを受けているときは、旧スー</p>

パーセレクトプランプラスの取扱いを受けることはできません。

種類	定額料金の額 (1契約者回線 ごとに月額)	割引対象通話等	割引額
旧スーパーセレクトプランプラス	税抜額 200 円	第 1 種国内通話等 (区域内通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。)	上位 5 順位までの確定単位料金区域への月間累積通話等料金の額に 25.0% を乗じて得た額

イ 当社は、1 の料金月について、1 の旧スーパーセレクトプランプラスに限り提供します。

ウ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは、請求のあった日 (請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。) の属する料金月の翌料金月の初日 (電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日) から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは継続するものとし、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは継続するものとし、

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第 1 種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、S ネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス (当社が別に定めるものを限ります。) の取扱いの請求があったとき。

オ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者は、1 の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合において

も、その旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかつた料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者であつて、総合オープン通信網サービス（総合オープン通信網サービス契約約款に規定する総合オープン通信網サービスであつて、当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けている者から請求があり、旧スーパーセレクトプランプラスに係る通話等料金と総合オープン通信網サービスに係る基本料金との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、旧スーパーセレクトプランプラスに係る電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サー

	<p>ビスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定に関わらず、旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金の支払いは要しないこととします。</p> <p>ただし、その料金月において、総合オープン通信網サービスに係る基本利用料が税抜額0円のときは、旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金の支払いを要することとします。</p> <p>コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) ケに係る総合オープン通信網サービスに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が異なることとなったとき。</p> <p>サ ケに係るその他の取扱いは、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。</p> <p>シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>						
<p>全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線（Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第1種国内通話等（区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を、料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額に同表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧スーパーセレクトプランⅡ」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いを受けているときは、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けることはできません。</p> <table border="1" data-bbox="416 1563 1450 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1563 759 1727">種類</th> <th data-bbox="759 1563 1102 1727">定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）</th> <th data-bbox="1102 1563 1450 1727">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1727 759 1809">旧スーパーセレクトプランⅡ</td> <td data-bbox="759 1727 1102 1809">税抜額 100 円</td> <td data-bbox="1102 1727 1450 1809">35.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表において、その契約者回線に係る月間累積通話等料金の額（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）が税抜額 1,000 円以上の場合に</p>	種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額	旧スーパーセレクトプランⅡ	税抜額 100 円	35.0%
種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額					
旧スーパーセレクトプランⅡ	税抜額 100 円	35.0%					

は、上表による割引のほか、その月間累積通話等料金の額から、上位5順位までの確定単位料金区域への月間累積通話等料金の額（その月間累積通話等料金の額に上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額が含まれているときは、その上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額を控除した額とします。）に25.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

イ 当社は、1の料金月について、1の旧スーパーセレクトプランⅡに限り提供します。

ウ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは継続するものとします。旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは終了したものとします。

（ア） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。

（イ） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

（ウ） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

（エ） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

（オ） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

（カ） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。

オ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その旧スーパーセレクトプランⅡに定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定のある場合は、その規定によるものとします。

カ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月につい

ては、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態(当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかつた料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者であつて、総合オープン通信網サービスの提供を受けている者から請求があり、旧スーパーセレクトプランⅡに係る通話等料金と総合オープン通信網サービスに係る基本利用料との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定に関わらず、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

ただし、その料金月において、総合オープン通信網サービスに係る基本利用料が税抜額0円のときは、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いを要することとします。

コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。

(ア) ケに係る総合オープン通信網サービスに係る契約の解除があつたとき。

(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の名義と総合オープン通信網サービスに係る名義が異なることとなつたとき。

サ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者であって、特定移動体事業者の契約者から請求があり、次の各号に該当する場合は、ア又はケのただし書の規定に関わらず、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約者が同一（当社が別に定める場合を含みます。以下スにおいて同じとします。）であるとき。

(イ) その請求が、1の特定移動体事業者に係る契約につき1の旧スーパーセレクトプランⅡに係る契約者回線に係る請求であるとき。

シ サの場合において、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者の契約名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が異なるときは、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者は、当社が旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うに当たり、必要な範囲で特定移動体事業者の契約者に係る情報の通知を受けることに関するその特定移動体事業者の契約者の同意書等を提出していただきます。

ス 次の場合は、サの取扱いは終了したものとみなします。

(ア) サに係る特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) サに係る電話等契約者の電話等契約の名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が同一でなくなったとき。

セ ケ及びサに係るその他の取扱いは、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

割引率逓増型
選択料金制サ
ービスⅡ

旧割引率逓増型選択料金制サービスⅡの取扱いについては、割引率逓増型選択料金制サービスⅠの規定（コの（ハ）の規定及びその関連規定を除きます。）に準じて取り扱います。この場合において「別紙1」及び「割引率逓増型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「附則別紙」及び「旧割引率逓増型選択料金制サービスⅡ」と読み替えるものとします。また旧割引率逓増型選択料金制サービスⅡ定額料及び月間合計額から割引を行う額は次表のとおりとします。

区分	料金額
定額料	1の旧割引率逓増型選択料金制サービスⅡごとに月額10,000円
月間合計額から割引を行う額	月間合計額のうち、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額、30万円を超え100万円までの部分に100分の6を乗じて得た額、100万円を超え300万円までの部分に100分の8を乗じて得た額及び300万円を超える部分に100分の10を乗じて得た額を合算した額。（この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）

割引率逦増型選択料金制サービスⅢ
 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの取り扱いについては、割引率逦増型選択料金制サービスⅠの規定（この（ハ）の規定及びその関連規定を除きます。）に準じて取り扱います。この場合において「別紙1」及び「割引率逦増型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「附則別紙」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ」と読み替えるものとします。また旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ定額料及び月間合計額から割引を行う額は次表のとおりとします。

区分	料金額
定額料	1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢごとに月額1,000円
月間合計額から割引を行う額	月間料金額のうち、1万円を超え10万円までの部分に100分の3を乗じて得た額、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額及び30万円を超える部分に100分の5を乗じて得た額を合算した額。この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じときは、これを切り上げます。

備考
 1 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線を、他の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線として重複して登録することはできません。
 2 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
 3 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。
 4 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月10日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月30日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
 - 2 削除
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年6月3日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年6月7日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この附則実施の日以降を起算日とする料金月から平成14年6月27日を起算日とする

料金月までの間に限り、KDDI 企第 279 号（平成 13 年 12 月 21 日）の改正規定による改正前の料金表別表 5（選択料金制サービス）の第 24 表（割引率一定型第 1 種選択料金制サービス）及び第 26 表（割引率一定型第 2 種選択料金制サービス）並びに第二電電企第 1160 号（平成 12 年 9 月 14 日）の附則 7 で定める旧回線群型選択料金制サービスの適用に係る通話等料金については、同表の規定に関わらず、定額料の支払を要しません。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 15 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 14 年 6 月 30 日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

（平成 8 年 10 月 1 日付附則の改定）

2 平成 8 年 10 月 1 日付附則の第 2 項及び第 3 項を削除します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この改正料金表に係る改正前の約款により取り扱っている国内国際統合割引率変動型選択料金制サービスは、この附則実施の日において、「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」とし、その取扱いは、次のとおりとします。

旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス	ア 「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」（以下「旧統合変動型選択料金制サービス」といいます。）とは、次表(ア)に掲げる通話等の料金の 1 料金月における合計額（以下本表において「月間合計額」といいます。）について、次表(イ)に定める割引を適用するサービスをいいます。	
	(ア)	
	区分	通話等の種類等
	国際通話等（デジタル通信モード（64kbps）による総合デジタル通信及びフレックスプラン（タイプⅡ）の適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同	一般自動通話等及び第 3 種内線自動通話等

<p>じとします。)</p> <p>第1種海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話（デジタル通信モード（64kbps）による総合デジタル通信及びフレックスプラン（タイプⅡ）の適用を受ける通話等を除きます。）（以下この表において「第1種海事衛星電話通話・通信等」といいます。）</p>	<p>一般自動通話等</p>
<p>(イ)</p>	
<p>月間合計額から割引を行う額 (税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)</p>	
<p>月間合計額</p>	<p>割引額</p>
<p>税抜額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合</p>	<p>月間合計額に 100 分の 25 を乗じて得た額</p>
<p>税抜額 30,000 円以上 200,000 円未満の場合</p>	<p>月間合計額に 100 分の 28 を乗じて得た額</p>
<p>税抜額 200,000 円以上の場合</p>	<p>月間合計額に 100 分の 30 を乗じて得た額</p>
<p>イ 当社は、第2種一般電話等契約者（カテゴリⅢに係る第2種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、旧統合変動型選択料金制サービスを提供します。この場合、第2種一般電話等契約者にはその契約者回線（カテゴリⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下本表においてヒ及び備考を除き、同じとします。）1回線を、旧統合変動型選択料金制サービスの契約に係る回線（以下本表において「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。）として指定していただきます。</p> <p>○ その請求をした第2種一般電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>○ 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。</p> <p>ウ イの規定により当社から旧統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された第2種一般電話等契約者（以下「旧統合変動型選択料金制サービス利用者」といいます。）は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。以下本表において同じとします。）を重複して利用することはできません。</p> <p>エ 第78条の規定により契約者回線、他社接続回線又はアクセス回線を使用できない場合は、当該契約者回線、他社接続回線又はアクセス回線から旧統合変動型選択料金制サービスを利用することはできません。</p> <p>オ 第69条の規定により旧統合変動型選択料金制サービス利用者に係</p>	

る電話サービス等の利用を停止されたときは、旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなすことがあります。

カ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、第 30 条の規定その他の規定により第 2 種一般電話等契約が解除（その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第 2 種一般電話等契約者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第 1 種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合を除きます。）されることによって、旧統合変動型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合、若しくはケで規定する旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、ケで規定する旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されたにも関わらず、カに規定する通知がなされないときは、旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線であった契約者回線から発信された通話等を、旧統合変動型選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの旧統合変動型選択料金制サービスの利用に係る通話等の通話等料金の支払い義務については、第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用します。

ク 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

ケ 適用の対象となる一般自動通話等は、次の契約者回線又は携帯契約回線（以下本表において総じて「登録回線」といいます。）から発信されたものに限りません。

(イ) 甲種登録回線

旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線並びに旧統合変動型選択料金制サービス利用者名義のものであって、その旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る携帯契約回線

(ロ) 乙種登録回線

旧統合変動型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合する第 2 種一般電話等契約者及びカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約者であって、サによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者と一緒に旧統合変動型選択料金制サービスを利用することについて当社の承諾を受けた方の、シによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線又はカテゴリーⅢに係る特定第 1 種一般電話契約に係る携帯契約回線

コ 削除

サ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して旧統合変動型選択料金制サービスを利用しようとする方（以下このサにおいて「請求者」といいます。）は、その旨をその旧統合変動型選択料金制サービス

利用者（以下このサにおいて単に「旧統合変動型選択料金制サービス利用者」といいます。）を通じて当社に請求してください。当社は次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

(イ) 請求者が電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

(ロ) 請求者がその請求に係る契約者回線につき、重複して複数の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。）を利用することとなるとき

(ハ) 請求者の通話等料金の明細情報が、旧統合変動型選択料金制サービス利用者に通知されることについて、請求者が承諾しないとき

(ニ) その請求を承諾することにより当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき

シ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、乙種登録回線及び乙種登録内線回線の指定を行うときは、サの請求と同時に行ってください。

ス 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者と一緒に旧統合変動型選択料金制サービスを利用する方（以下「旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者」といいます。）が、第 69 条の規定により旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、サの承諾を取り消すことがあります。

セ 適用の対象となる第 3 種料金着信払自動通話等は、登録回線に着するものに限ります。

ソ 削除

タ 削除

チ 削除

ツ 旧統合変動型選択料金制サービスの利用の開始日は、その利用の請求があった日を含む料金月の翌料金月の初日（当社が承諾するときは、その料金月における当社が指定する日）とし、利用の廃止日は、その廃止の請求があった日を含む料金月の末日（オ及びカの規定により、旧統合変動型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合は、この限りではありません。）とします。

テ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る一般自動通話等、第 3 種料金着信払自動通話等及び第 3 種内線自動通話・通信等の通話等料金（以下本表において「割引適用後通話等料金」といいます。）を旧統合変動型選択料金制サービス利用者に、一括して請求します。この場合において、旧統合変動型選択料金制サービス利用者は割引適用後通話等料金を一括して当社に支払ってください。

ト 当社は、テの一括請求の際に旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者の通話等料金の明細情報を旧統合変動型選択料金制サービス利用者に通知します。

ナ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者が割引適用後通話等料金を当社に一括して支払わないときは、その旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止します。この場合において、当社は第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、その旧統合変動型選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金を、その通話等料金の支払義務者に請求します。

- ニ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。
- ヌ 旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者は、その方に係る登録回線の登録の抹消を請求しようとするときは、あらかじめ、旧統合変動型選択料金制サービス利用者を通じて、その旨を当社に通知してください。
- ネ ニ及びヌの場合当社は、その通知日を含む料金月の翌料金月からその追加、抹消及び変更を適用します。
- ノ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者及び旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者が旧統合変動型選択料金制サービスを当社が別に定める一定期間利用しなかった場合には、旧統合変動型選択料金制サービス利用者の承諾をもって、この旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止します。
- ハ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。
- ヒ 旧統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービスの取扱いの請求があったときは、次のとおりとします。
- (ア) その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線である場合
旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。
- (イ) その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線以外の登録回線又は登録内線回線である場合
その契約者回線に係る登録の抹消を行ったものとします。

備考

- 1 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、他の旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 2 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 3 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。
- 4 削除

- 3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年8月15日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年8月28日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。
ただし、料金表第2(通話等料金)に定めるインマルサットF型に関する部分は、平成14年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年10月25日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定するVネットパックは、この改正規定による改正後の約款に規定するVネットパック1とみなします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年12月20日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月2日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年1月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、第3種月間合計額に関する規定については、平成15年2月1日から適用を開始します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月31日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他 の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年2月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年3月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年3月12日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年3月17日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年3月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年4月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年5月26日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

ただし、タイ王国に係る国際ローミング着信自動通話については平成15年8月8日、台湾に係る国際ローミング着信自動通話については当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。
(平成14年6月1日付附則の改定)
- 2 平成14年6月1日付附則の第2項中「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」とあるのは、「区域内通話等、第2種移動体着信通話等若しくは第3種移動体着信通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月16日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年9月15日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正料金表は、平成15年9月18日から実施します。
(KDD I 渉第596号附則の改正)
- 2 KDD I 渉第596号(平成15年7月24日付)に係る附則の第1項中「当社が別に定める日」を「平成15年9月18日」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年10月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年10月28日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年11月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年11月19日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年12月19日から実施します。

(経過措置)

2 平成15年12月19日から平成16年4月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際プランについては、その取扱いを開始した日（以下「取扱開始日」といいます。）に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第56表（全時間帯における携帯契約回線からの通話への特定料金表の適用）の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額のうち、1,000円までの部分に1を乗じて得た額を割り引く取扱いを行います。ただし、この取扱いは1の携帯契約回線につき、1回に限ります。

区分	割り引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成15年12月19日から平成16年1月1日までの間の場合	平成16年1月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年1月2日から平成16年2月1日までの間の場合	平成16年2月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年2月2日から平成16年3月1日までの間の場合	平成16年3月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年3月2日から平成16年4月1日までの間の場合	平成16年4月1日を起算日とする料金月

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年2月12日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この附則は、平成16年4月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年4月2日から平成16年7月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際プランについては、その取扱いを開始した日(以下「取扱開始日」といいます。)に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5(選択料金制サービス)の第56表(全時間帯における携帯契約回線からの通話への特定料金表の適用)の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額のうち、1,000円までの部分に1を乗じて得た額を割り引く取扱いを行います。ただし、この取扱い(KDDI 渉第713号(平成15年12月5日)の改正料金表による取扱いを含みます。)は1の携帯契約回線につき、1回に限ります。

区分	割り引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成16年4月2日から平成16年5月1日までの間の場合	平成16年5月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年5月2日から平成16年6月1日までの間の場合	平成16年6月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年6月2日から平成16年7月1日までの間の場合	平成16年7月1日を起算日とする料金月

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年4月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正附則は、平成16年4月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 毎暦日の16日又は23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約のうち、

平成16年6月1日より毎暦日の1日を起算日とする料金月に変更するものについては、次表の区分に従い、同表に定める期間に従って計算します。

区分	割り引く取扱いを行う料金月
1 毎暦日の16日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	平成16年4月16日から平成16年5月31日までの期間
2 毎暦日の23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	平成16年4月23日から平成16年5月31日までの期間

- 3 前項の場合、定額料金を要する選択料金サービスの適用については、同項で定める計算期間を1料金月とみなして取り扱います。
- 4 第2項で定める計算期間における料金表の料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）の取扱いについては、同表で定める基準時間に代えて、次表に規定する基準時間を適用します。

区分	基準時間
毎暦日の16日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）で定める基準時間に1.5を乗じて得た時間
毎暦日の23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）で定める基準時間に1.3を乗じて得た時間

- 5 第2項で定める計算期間における料金表の第3（付加機能使用料）の1（適用）の表の（2）欄（優先接続に係るフリーコールサービスに係る料金額の適用）の取扱いについては、同欄で定める減額金額に代えて、減額金額を200円（付加機能使用料の額が200円に満たない場合は、その付加機能使用料の額）とします。
- 6 この改正附則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年4月17日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この附則は、平成16年7月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年7月2日から平成16年9月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際プランについては、その取扱いを開始した日(以下「取扱開始日」といいます。)に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5(選択料金制サービス)の第60表(全時間帯における携帯契約回線からの通話への特定料金表の適用)の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積 通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額のうち、1,000円までの部分に1を乗じて得た 額を割り引く取扱いを行います。ただし、この取扱い(平成15年12月19日から平成16年7月1日 までに行われた同様の取扱いを含みます)は1の携帯契約回線につき、1回に限ります。

区分	割り引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成16年7月2日から平成16年8月1日までの間の場合	平成16年8月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年8月2日から平成16年9月1日までの間の場合	平成16年9月1日を起算日とする料金月

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年10月22日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年12月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年12月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月7日から実施します。

(経過措置)

2 本附則実施より平成17年9月30日までに特定選択料金制サービスⅣの申込みをし、その承諾を受けたときは、特定選択料金制サービスⅣ適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年4月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める

優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成17年9月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の適用を受ける1の回線につき、第62表アの（2）最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。また、上記記載の優先接続の取扱いにおいて、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の通話等区分のうちいずれか1以上の区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成17年9月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の申込みをし、その承諾を受けたときは、平成17年9月30日までの通話料金につき、最低利用料の支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年3月31日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年10月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年1月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年2月6日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年3月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

(提供終了)

2 「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」及び「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」の提供を終了します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外

通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年12月31日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の適用を受ける1の回線につき、第62表アの（2）最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。なお、平成18年7月1日から平成18年12月31日までの間に申込みがあった特定選択料金制サービスⅣには、第62表アの（2）-1条件のアイ及びウを適用しません。

- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月13日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成19年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規則は、平成19年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成20年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成19年11月13日より実施します。ただし、料金表別表5 第63表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)に係る改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成20年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択

料金制サービス（タイプ 5）の適用を受ける 1 の回線につき、第 63 表イの（2）最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成 19 年 11 月 14 日より実施します。ただし、料金表別表 5 第 63 表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 5）に係る改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成 20 年 6 月 30 日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 5）の申込みをし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ 5）の適用を受ける 1 の回線につき、第 63 表イの（2）最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 16 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成20年6月16日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年8月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年10月22日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成21年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成20年10月22日付附則第2項の改正料金表エに以下の規定を追加します。

(ク) セの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、市内通話を除く全ての通話等区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを当社が確認したとき(その電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。)

3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次のいずれの条件も満たす場合、料金表別表第64表の特定選択料金制サービスⅥの取扱いを開始した日の属する料金月に限り、特定選択料金制サービスⅥの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積した額（以下、月間累積通話等料金といいます。）から、税抜額800円（税込額840円）を割り引く取扱いを行います。
- ア 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合。
- イ 優先接続の取扱いにおいて、申込み取り次ぎを当社に請求した場合。
- ウ この改正規定実施の日から平成22年5月31日までに、特定選択料金制サービスⅥの取扱いについての電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した場合。
- 3 2の取扱いは、当該月間累積通話等料金が税抜額800円（税込額840円）に満たない場合は、当該料金月を含め6か月間に限り月間累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達するまで同様の取扱いを行います。当該料金月を含め6か月間に月額累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達しなかった場合には、その時点でこの取扱いを終了します。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次のいずれの条件も満たす場合、料金表別表第64表の特定選択料金制サービスⅥの取扱いを開始した日の属する料金月に限り、特定選択料金制サービスⅥの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積した額（以下、月間累積通話等料金といいます。）から、税抜額800円（税込額840円）を割り引く取扱いを行います。
 - ア 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合。
 - イ 優先接続の取扱いにおいて、申込み取り次ぎを当社に請求した場合。
 - ウ この改正規定実施の日から平成22年9月30日までに、特定選択料金制サービスⅥの取扱いについての電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した場合。
- 3 2の取扱いは、当該月間累積通話等料金が税抜額800円（税込額840円）に満たない場合は、当該料金月を含め6か月間に限り月間累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達するまで同様の取扱いを行います。当該料金月を含め6か月間に月額累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達しなかった場合には、その時点でこの取扱いを終了します。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年8月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、電話等契約者は、別記15の(5)の規定に関わらず、その請求に係る料金表第9(支払証明書の発行手数料)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年1月4日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年2月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施の際現に取扱中のフレックスプラン(タイプⅡ)、スーパーアカウントプラン、コンタクトプラン、アカウントYプラン、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ、特定統合変動型選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービスⅡ、特定料金選択料金制サービスⅢ、コンタクトプランプラス(当社が別に定めるそのコンタクトプランプラス回線群代表者に係るものに限ります。)及びフレックスプラン(タイプⅢ)に関する取扱いについては、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(その他)

4 平成23年4月1日の附則第2項について、ダイレクト電話サービスに係る規定を削除

等します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年12月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(その他)

2 平成23年4月1日の附則第2項(3)のイの(ア)の①の(a)のiの(iii)中「Vネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、メタルプラス電話サービス又はペーパーレスFAX等提供サービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」を「Vネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サ

ービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成24年4月10日から実施します。

附則

この改正規定は、平成24年4月18日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年8月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 平成23年4月1日の附則第2項(3)のイの(ア)の①の(a)のiの(iii)中「Vネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」

を「Vネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスⅠ、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能に移行したものとします。

受付先変更サービス	受付先変更サービス
タイプⅠ	コースⅠ
タイプⅡ	コースⅡ
カスタマアナウンスサービスⅡ	カスタマアナウンスサービスⅡ
タイプⅠ	コースⅠ
タイプⅡ	コースⅡ

(附則の改正)

3 次の規定中「フリーコールサービスⅢ」とあるのは「旧フリーコールサービスⅢ」に変更します。

(1) 平成12年10月1日付附則第11項

(2) 平成13年11月1日付附則第2項、第5項及び第6項

4 次の規定中、「タイプⅠ」とあるのは「コースⅠ」に、「タイプⅡ」とあるのは「コースⅡ」にそれぞれ変更します。

(1) 平成13年11月1日付附則第2項及び第3項(受付先変更サービスに係るものに限ります。)

(2) 平成13年11月1日付附則第2項、第5項及び第6項

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(払込取扱票の発行等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記16(1)に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年9月9日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(附則及び附則別表の改正)

4 次表左欄の規定中、次表右欄の規定を削ります。

平成12年8月1日付附則第2項	ナビゲートコールサービス	ナビゲートコールサービス（タイプⅠのもの）
平成12年10月1日付附則第3項	ナビゲートコールサービスに係るもの	ナビゲートコールサービスⅠに係るもの
平成12年10月1日付附則第11項	特定番号着信自動通話等 時間外着信案内機能 接続分配機能 同時接続機能 全国共通番号機能 話中時転送機能 受付先変更機能 カスタム終了案内機能 待ち合わせ接続機能 コマンドルーティング機能 通話案内機能	ナビゲートコールサービスⅡ 時間外着信案内サービス 接続分配サービス 同時接続サービス 全国共通番号サービス 話中時転送サービス 受付先変更サービス カスタム終了案内サービス 待合せ接続サービスⅡ コマンドルーティングサービス 通話等案内サービス
	域集団外設備発信機能 着信転送機能 発信規制機能	リモートアクセスサービス 着信転送サービス 発信規制サービス

5 次表左欄の規定中、次表中央欄の規定は次表右欄のとおりに改めます。

平成14年4月1日付附則第3項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」欄のア	フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコールサービスに係る通話等	フリーコールサービスに係る通話等
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯にお	フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコ	フリーコールサービスに係る通話等

ける確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用」欄のア	ールサービスに係る通話等	
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」欄のア	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成14年6月1日付附則第2項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア	区域内通話等(パーソナルナンバーサービスに係る通話等を除きます。)、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成20年10月22日付附則第2項の表「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用(タイプⅡ)」欄アの(イ)	区域内通話等(パーソナルナンバーサービスに係る通話等を除きます。)、フリーコールサービスに係る通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成20年10月22日付附則第2項の表「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ」欄アの(イ)	Vネットサービスに係る通話等、スピードナンバーによる通話等、フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコールサービスに係る通話等	Vネットサービスに係る通話等、スピードナンバーによる通話等及びフリーコールサービスに係る通話等

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているナビゲートコールサービス、パーソナルナンバーサービス又はリモートアクセスサービスは、この改正規定実施の日において、廃止する旨の申出があったとみなして取り扱います。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年1月6日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年6月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、料金表第3(付加機能利用料)2(料金額)(4)(フリーコールサービスに係るもの)エに定めるフリーコールサービスⅣの適用を受けている電話等契約者に対する第3種料金着信払自動通話等(取扱地域がコスタリカ共和国のものに限ります。)に関する取扱い(この改正規定による改正前の約款に定めるものに限ります。)は、この改正規定実施後も、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(附則の改正)

- 2 平成14年6月1日付附則第2項中「又はカテゴリーⅣ」を削り、「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」とあるのは「区域内通話等、第2種移動体着信通話等若しくは第3種移動体着信通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」に改めます。
 - 3 平成15年8月1日付附則第2項を次のとおり改めます。
 - 4 平成20年10月22日付附則第2項中「第2種携帯着信通話等」とあるのは全て「第2種移動体着信通話等」に改めます。
 - 5 削除
- (経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年10月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成26年12月24日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成23年4月1日の附則第2項第8号イ(料金額)を次のとおりに改めます。

イ 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	税抜額 2円

3 平成24年1月1日付附則第3項及び平成24年7月1日付附則第3項を削ります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙に係るものを含みます。)は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成23年4月1日から実施の附則第2項第3号のイ(料金額)中、「料金表別表3に定めるところによります」を「料金表別表2に定めるところによります」にそれぞれ改めます。

附則

この改正規定は、平成27年3月18日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年5月12日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年7月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年9月3日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。

附則

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年2月10日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成9年3月1日付附則第3項	「削除」に改めます。
平成9年4月1日付附則第2項	「当社と一般電話契約、ダイレクト電話契約又はアクセス電話契約を締結している者」とあるのは「当社と一般電話契約を締結している者」に、「当社と一般電話等契約、ダイレクト電話契約又はアクセス電話契約を締結しているものとみなし」とあるのは「当社と一般電話等契約を締結しているものとみなし」にそれぞれ改めます。
平成10年6月1日付附則ただし書	「削除」に改めます。
平成10年7月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成10年8月1日付附則第4項	「削除」に改めます。
平成10年12月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成11年1月1日付附則第2項	「契約者回線又は加入契約回線等については」とあるのは「契約者回線については」に、「契約者回線又は加入契約回線等とみなします、」とあるのは「契約者回線とみなします、」にそれぞれ改めます。
平成11年4月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成12年2月1日付附則第2項	「削除」に改めます。
平成12年6月1日付附則第3項	「削除」に改めます。
平成12年10月1日付附則第2項 改正前約款における契約の欄が「ダイレクト電話等契約（臨時ダイレクト電話等契約を含みます。）」の行	削ります。
第5項 旧KDD電話サービス営業規約等における契約の欄が次のものである行 「第1種KDD電話加入契約であって、他社接続回線の設置を受けるもの」 「第1種KDD電話加入契約であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」 「第2種KDD電話加入契約（臨時取扱いのものを含みます。）であって、他社接続回線の設置	削ります。

<p>を受けるもの」 「第2種KDD電話加入契約（臨時取扱いのものを含みます。）であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」 「第2種内線加入電話設備による第2種KDD電話内線利用契約（臨時取扱いのものを含みます。）」 「第1種加入契約であって、他社接続回線の設置を受けるもの」 「第1種加入契約であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」 「第2種加入契約であって、他社接続回線の設置を受けるもの」 「第2種加入契約であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」 旧KDD電話サービス営業規約等における契約の欄が「第1種KDD電話内線利用契約」の行 旧KDD電話サービス営業規約等における契約の欄が「第1種内線利用契約」の行 第7項 「第2種KDD電話内線利用契約に係る一定時間 定額型第1種選択制選択料金制サービス」の行 第8項、第9項、第16項及び第17項</p>	<p>右欄を「カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの」に改めます。 右欄を「カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの」に改めます。</p> <p>削ります。</p> <p>「削除」に改めます。</p>
<p>平成13年11月1日付附則 第5項から7項まで</p>	<p>「削除」に改めます。</p>
<p>平成14年2月1日付附則 第5項、第6項及び第8項 第9項中「改正前約款における選択料金制サービス」の欄が「VネットサービスⅡに係る一定時間定額型第1種選択料金制サービス」の行</p>	<p>「削除」に改めます。 削ります。</p>
<p>平成14年4月1日付附則 第3項表中 「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じ</p>	

<p>て定まる割引の適用」欄 アの注3 クの（イ） 「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用」欄の（注2）</p>	<p>「削除」に改めます。「削除」に改めます。削ります。</p>
<p>平成14年6月1日付附則 第2項</p>	<p>「削除」に改めます。</p>
<p>平成18年1月18日付附則 第2項表中 「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」欄 ソ、タ及びチのただし書 「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」欄 ソ、タ及びチのただし書</p>	<p>削ります。 削ります。</p>
<p>平成20年10月22日付附則 第2項表中「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ（商品名：KDDIかけどくパック2）」欄 ス、セ及びソのただし書</p>	<p>削ります。</p>
<p>平成23年4月1日付附則 第2項 第3項</p>	<p>「削除」に改めます。 次のとおりに改めます。 3 この改正規定実施の際現に取扱中のフレックスプラン（タイプⅡ）、スーパーアカウントプラン、コンタクトプラン、アカウントYプラン、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ、特定統合変動型選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービスⅡ、特定料金選択料金制サービスⅢ、コンタクトプランプラス（当社が別に定めるそのコンタクトプランプラス回線群代表者に係るものに限ります。）及びフレックスプラン（タイプⅢ）に関する取扱いについては、なお従前のおりとします。」</p>
<p>平成26年10月1日付附則 第5項</p>	<p>「削除」に改めます。</p>
<p>附則別紙 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの通話等料金」の表 「上段：加入契約回線等」の記載がある欄</p>	<p>削ります。</p>

「アジア1」から「特定衛星携帯端末2」までの行の料金額欄 備考中の第3項	上段記載の金額等を削ります。 削ります。
別紙1 「上段：加入契約回線等」の記載がある欄 「アジア1」から「特定衛星携帯端末2」までの行の料金額欄 備考中の第3項	削ります。 上段記載の金額等を削ります。 削ります。

(2) 平成14年4月1日付附則第3項の表中「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄の次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおり改めます。

<p>ア</p> <p>「、クレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）又はダイレクト電話等契約者（カテゴリーⅠに係るダイレクト電話等契約に係るダイレクト電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」</p> <p>「契約者回線又はダイレクト電話サービス等（カテゴリーⅠに係るダイレクト電話等契約に係るダイレクト電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）に係る加入契約回線等」（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話等の利用が可能なものに限ります。以下この表において同じとします。）</p> <p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第9表に規定するダイレクトパックの適用を受ける通話」</p> <p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」</p> <p>「契約者回線又は加入契約回線等については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。」</p> <p>イ (ア)</p>	<p>「又はクレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等」</p> <p>「区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」</p> <p>「契約者回線については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。」</p> <p>「契約者回線又は加入契約回線等」</p>	<p>「又はクレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等」</p> <p>「区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」</p> <p>「契約者回線については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。」</p> <p>「契約者回線」</p>
---	--	---

ウ オ キ	(イ) 「契約者回線又は加入契約回線等」 「契約者回線又は加入契約回線等」 「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」 「契約者回線」 「契約者回線」
(イ)	「契約者回線又は加入契約回線等を追加する場合」 「契約者回線又は加入契約回線等については、」	「契約者回線を追加する場合」 「契約者回線については、」
(ウ)	「契約者回線又は加入契約回線等を指定して」 「契約者回線又は加入契約回線等については、」	「契約者回線を指定して」 「契約者回線については、」
ク	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ア)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ウ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(エ)	「その契約者回線若しくは加入契約回線等の移転に伴い、その電話番号等又は加入契約回線等番号が変更になったとき、又はその加入契約回線等の移転に伴い、相互接続点若しくは網内接続点の変更若しくは収容する電話サービス等取扱所が変更になったとき。」	「その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。」
(オ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(カ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
ケ	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ア)		
コ	「その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線又は加入契約回線等」 「当該契約者回線又は加入契約回線等」	「その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線」 「当該契約者回線」
サ	「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額を確定する必要」	「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額を確定する必要」
(式中)	「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額」 「当該契約者回線又は加入契約回線等に係る通話等料金の額」	「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額」 「当該契約者回線に係る通話等料金の額」
シ	「契約者回線又は加入契約回線等について」 「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額」 「特定の 1 の契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線について」 「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額」 「特定の 1 の契約者回線」
備考欄の	「選択料金制サービスに係る加入契約	「選択料金制サービスに係る契約者回

4	回線等又は契約者回線」 「その加入契約回線等又は契約者回線」	線」 「その契約者回線」
---	-----------------------------------	---------------------

(3) 平成14年7月1日付附則第2項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

イ	「ダイレクト電話等契約者（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るダイレクト電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）、又は第2種一般電話等契約者」 「ダイレクト電話等契約者、又は第2種一般電話等契約者」 「その加入契約回線等（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る加入契約回線等に限ります。以下本表においてヒ及び備考を除き、同じとします。）又は契約者回線」 「旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線」 「その請求をしたダイレクト電話等契約者、第2種一般電話等契約者」	「第2種一般電話等契約者」 「第2種一般電話等契約者」 「その契約者回線」 「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」 「その請求をした第2種一般電話等契約者」
ウ	「ダイレクト電話等契約者又は第2種一般電話等契約者」 「加入契約回線等又は契約者回線」	「第2種一般電話等契約者」 「契約者回線」
ク	「加入契約回線等又は契約者回線」	「契約者回線」
ケ	「次の加入契約回線等、契約者回線又は携帯契約回線」	「次の契約者回線又は携帯契約回線」
(イ)	「加入契約回線等又は契約者回線（それが加入契約回線等であって、ダイレクト電話サービスの品目がデジタルのときは、「加入契約回線等に係る音声伝送チャネル」とします。以下本表において同じとします。）」	「契約者回線」
(ロ)	「あらかじめ指定した加入契約回線等、契約者回線」 「基準に適合するダイレクト電話等契約者、又は第2種一般電話等契約者」 「あらかじめ指定した加入契約回線等、契約者回線」	「あらかじめ指定した契約者回線」 「基準に適合する第2種一般電話等契約者」 「あらかじめ指定した契約者回線」

コ	線等、契約者回線」 「次の加入契約回線等、契約者回線」	」 「次の契約者回線」
(イ)	「旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線」 「加入契約回線等、契約者回線又は携帯契約回線」	「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」 「契約者回線又は携帯契約回線」
(ロ)	「加入契約回線等、契約者回線又は携帯契約回線」	「契約者回線又は携帯契約回線」
サ		
(ロ)	「加入契約回線等又は契約者回線」	「契約者回線」
ソ	「ダイレクト電話等契約者又は第2種一般電話等契約者」	「第2種一般電話等契約者」
タ	「ダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」	「第1種一般電話等契約者」
ヒ	「ダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」	「第1種一般電話等契約者」
(ア)	その加入契約回線等又は契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線である場合	その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線である場合
(イ)	「その加入契約回線等又は契約者回線が」 「加入契約回線等又は契約者回線以外の」 「その加入契約回線等又は契約者回線に係る登録」	「その契約者回線が」 「契約者回線以外の」 「その契約者回線に係る登録」
備考 4	「加入契約回線等又は契約者回線を」 「その加入契約回線等又は契約者回線」	「契約者回線を」 「その契約者回線」

(4) 平成20年10月22日付附則第2項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

「全時間帯における確定単 位料金区域への通話等に係 る月間累積通話等料金の時 間帯及び割引の適用（タイ プⅡ）（商品名：だんぜん 昼割2）」欄 ア（イ）の表中（注3）	「クレジット電話等契約又 は当社が別に定めるクレ ジットカードの利用に関 する契約に係るもの（加 入契約回線等から発信さ れたもの及び加入契約回 線等に着信したものを除 きます。）」	「クレジット電話等契約又 は当社が別に定めるクレ ジットカードの利用に関 する契約に係るもの」
---	--	--

<p>「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ（商品名：KDDIかけどくパック2）」欄 テ</p>	<p>「その契約者回線若しくは加入契約回線等に係る加入電話等契約」 「その電話番号等若しくは加入契約回線等番号」 「その契約者回線又は加入契約回線等に係る国内国際統合第1種選択料金制サービスを終了する通知」</p>	<p>「その契約者回線に係る加入電話等契約」 「その電話番号等番号」 「その契約者回線に係る国内国際統合第1種選択料金制サービスを終了する通知」</p>
<p>「全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」欄 ア（ア）の表中（注3）</p>	<p>「クレジット電話等契約又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るもの（加入契約回線等から発信されたもの及び加入契約回線等に着信したものを除きます。）」</p>	<p>「クレジット電話等契約又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るもの」</p>

(5) 平成25年12月1日付附則第5項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

<p>「平成14年4月1日付附則第3項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア」の行の中央欄及び右欄</p>	<p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）」 「第9表に規定するダイレクトパックの適用を受ける通話、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等」</p>	<p>「区域内通話等」 「第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等」</p>
<p>「平成14年6月1日付附則第2項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア」の行の中央欄及び右欄</p>	<p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）」 「第9表に規定するダイレクトパックの適用を受ける通話、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等」</p>	<p>「区域内通話等」 「第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等」</p>

(6) 附則別紙中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

<p>「○ 旧回線群型選択料金制サービス」の表 「旧回線群型選択料金制サービスⅠ」の欄 (1)</p> <p>(2)</p> <p>(6)</p> <p>(8)</p>	<p>「ダイレクト電話契約者（カテゴリーⅢに係るダイレクト電話等契約に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「その請求をしたダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「承諾されたダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者に係る加入契約回線等（その加入契約回線等に係るダイレクト電話サービスの品目が6Mbpsの場合は、「加入契約回線等に係る音声伝送チャンネル」とします。以下本表において同じとします。）又は契約者回線」</p> <p>「加入契約回線等及び契約者回線」</p> <p>「ダイレクト電話契約者及び第1種一般電話等契約者」</p>	<p>「第1種一般電話等契約者」</p> <p>「その請求をした第1種一般電話等契約者」</p> <p>「承諾された第1種一般電話等契約者」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「第1種一般電話等契約者」</p>
<p>附則別紙 「○旧割引率逦増型選択料金制サービス」の 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」の表及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの通話等料金」の表</p>	<p>「(i) 契約者回線及び加入契約回線等に係る国際通話等の通話等料金」</p>	<p>「(i) 契約者回線に係る国際通話等の通話等料金」</p>
<p>別紙1</p>	<p>「(i) 契約者回線（携帯契約回線を除きます。以下本表において同じとします。）及び加入契約回線等（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るダイレクト電</p>	<p>「(i) 契約者回線（携帯契約回線を除きます。以下本表において同じとします。）に係る国際通話等の通話等料金」</p>

	話等契約に係るものに限ります。以下本表において同じとします。)に係る国際通話等の通話等料金」	
--	--	--

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 11 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 30 年 9 月 26 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 28 日午後 0 時 00 分 00 秒から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 14 年 4 月 1 日から実施の附則第 3 項の表中「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄の次表左欄の規定について、次表右欄のとおりに取り扱いを行います。

アの規定

「又はクレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」部分

削ります。

4 削除

5 平成 14 年 12 月 16 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

6 平成 20 年 10 月 22 日から実施の附則第 2 項の「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用（タイプⅡ）」の表のアの(イ)の注 2 及び「全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」の表のアの(ア)の注 2 中、「締結しているクレジット電話等契約又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約」を「締結している当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、平成 31 年 3 月 15 日午前 10 時 00 分 00 秒から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、平成 31 年 4 月 19 日から実施します。なお、この改正規定は、実施日に関わらず、平成 31 年 4 月 1 日に遡って効力を生じます。

附則

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和元年 9 月 27 日から実施します。

附則

この改正規定は、令和元年 9 月 30 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、プリペイド自動通話及び第 3 種移動体着信通話に関する改正規定については、令和元年 10 月 1 日午前 0 時 00 分 00 秒以降に開始日した通話について実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和2年3月26日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この国際通話等の取扱地域等に関する改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和3年3月10日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年3月23日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年5月10日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年9月2日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。
(プリペイドカードを利用して行う通話等の提供終了)
- 2 当社は、令和3年10月31日をもって、第2種プリペイドカード又は第3種プリペイドカードを利用して行う通話等の提供を終了します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 電話等契約者は、この改正規定実施の日以降に第2種プリペイドカード又は第3種プリペイドカードを利用して行う通話等を終了した場合も、改正前の規定に基づき、その通話等に係る通話等の料金の支払いを要します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和3年11月17日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年1月1日から実施します。
(通話等の一部の提供終了及び経過措置)
- 2 当社は、日本時間の令和4年3月31日をもって、携帯契約回線から001をダイヤルして行う国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等(それぞれ国際ローミング着信自動通話等及び非自動通話等に係るものを除きます。)の提供を終了します。
- 3 当社は、日本時間の令和4年3月31日をもって、次表に定める取扱い(第2号から第17号については、特定第1種一般電話契約者に係るものに限りません。)の提供を終了します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 全時間帯における携帯契約回線からの通話への特定料金表の適用(商品名:001国際モバイルトーク)(2) 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用(タイプⅡ)(商品名:だんぜんトークⅡ)(3) 全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ(商品名:だんぜんトークⅡDX)(4) 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間 |
|--|

- 帯及び割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜん屋割2）
- (5) 国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ（商品名：KDDIかけどくパック2）
 - (6) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用タイプ（Ⅱ）（商品名：まる得割引ワイド）
 - (7) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プランスーパー）
 - (8) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プラン）
 - (9) 割引率逦増型選択料金制サービス（商品名：KDDI大型割引Ⅰ）
 - (10) 特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス（商品名：KDDIまる得割引）
 - (11) 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（商品名：国際まる得割引スーパー）
 - (12) 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）（商品名：国際まる得割引プランⅠ）
 - (13) 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）（商品名：国際まる得割引プランⅡ）
 - (14) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅱ
 - (15) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用（商品名：まる得割引フラット）
 - (16) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅲ
 - (17) 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅳ

- 4 電話等契約者は、日本時間の令和4年4月1日以降に第2項に定める通話等及び前項の取扱いの適用を受ける通話等を終了した場合であっても、その通話等に係る通話等の料金及びその取扱いに係る定額料金の支払いを要します。
- 5 電話等契約者は、日本時間の令和4年3月31日午後9時以降、第2項に定める通話等を発信することができない場合があります。

附則

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

- 3 平成20年10月22日から実施の附則第2項の「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜん屋割2）」の表のA中、次表の左欄の部分と同表の右欄のとおり改めます。

当社は、一般第1種電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細	当社は、一般第1種電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細
---	---

内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。)であって、通常電話サービス等(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。)の提供を受けている者又は特定第1種一般電話契約者(カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る特定第1種一般電話契約者に限ります。以下この表において同じとします。)から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線(Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。)又は1の携帯契約回線(カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係るもの)に限ります。以下この表において同じとします。)ごとに、

内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。)であって、通常電話サービス等(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。)の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線(Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。)ごとに

- 4 平成20年10月22日から実施の附則第2項の「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ(商品名:KDDIかけどくパック2)」の表のイを「削除」に、ウ中「第1種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者」を「第1種一般電話等契約者」に、「第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係るもの」を「第1種一般電話等契約に係るもの」に、それぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和4年7月5日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年7月7日から実施します。
(契約の一部提供終了)
- 2 当社は、日本時間の令和4年11月12日をもって、電話会議契約の取扱いを終了します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和4年9月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際通話等の取扱地域に関する改定規定については、令和4年10月1日から実施します。

(契約の一部提供終了)

2 当社は、日本時間の令和4年9月30日をもって、第三者課金サービス及びバーネットサービスの提供とこれら2つのサービスに係る通話並びに料金表別表5に定める選択料金制サービスの取扱いを終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和4年10月1日から実施します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、この改正規定実施前に第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係るもの及び第三者課金自動通話等の提供を受けていた電話サービス等契約にかかる電話サービス等契約者（以下、この附則において「旧電話サービス等契約者」といいます。）から当社が別に定める請求があったときは、契約者の責めに帰すことのできない事由により、直ちに代替する電気通信サービスの利用を開始できないものであってこの改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がない場合に限り、当面の間、なお従前の条件にて、その請求に応じて第2種内線自動通話等、バーネットサービスに係るもの及び第三者課金自動通話等の提供を継続する取扱いを行います。

ただし、旧電話サービス等契約者から当該取扱いを終了する旨の申出があった場合は、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(附則の改正)

4 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成14年4月1日付附則第3項の表中「割引率逦増型選択料金制サービスⅢ」の備考欄の4の規定	「削除」に改めます。
平成14年7月1日付附則第2項の表中「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」欄 コの規定 チの規定 備考欄の4の規定	「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。
附則別紙 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」の表中(ロ)の規定 (ii) 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの	「削除」に改めます。

通話等料金」の表中（ロ）の規定 （ii）の規定	「削除」に改めます。
別紙1 「割引率逡増型選択料金制サービスⅠの通話等料金」の表中（ロ）の規定	「削除」に改めます。

5 次表左欄の規定中、次表中央欄の規定は次表右欄のとおりに改めます。

平成14年7月1日付附則第2項の表「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」欄のアの（ア）の表中「通話等の種類等」の欄	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下この表において同じとします。）、第三者課金自動通話等、第3種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等	一般自動通話等及び第3種内線自動通話等
	一般自動通話等及び第三者課金自動通話等レジット自動通話等	一般自動通話等
附則別紙 「旧割引率逡増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」の表中（ロ）の規定	第3種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金	第3種内線自動通話等を利用して行われた自動通話等の通話等料金
「旧割引率逡増型選択料金制サービスⅢの通話等料金」の表中（ロ）の規定	第3種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金	第3種内線自動通話等を利用して行われた自動通話等の通話等料金

6 平成20年10月22日から実施の附則第2項について、次表の左欄の規定中、同表の中央欄の部分を右欄のとおり改めます。

「全時間帯における確定単 位料金区域への通話等に係 る月間累積通話等料金の時 間帯及び割引の適用（タイ プⅡ）（商品名：だんぜん 昼割2）」の表のアの（イ）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）	一般自動通話等
国内国際統合第1種選択料 金制サービスⅡ（商品名：	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイ	一般自動通話等

KDDI かけどくパック 2) の表のアの(ア)	ヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。)	
国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ(商品名: KDDI かけどくパック 2) の表のアの(イ)	海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等(デジタル通信モード(64kbps)による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。)における、一般自動通話等及び当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話等	海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等(デジタル通信モード(64kbps)による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。)における一般自動通話等
全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用の表のアの(イ)	一般自動通話等(パーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。)及びクレジット自動通話等(別に定めるものに限りません。)	一般自動通話等
	一般自動通話等及びクレジット自動通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話	一般自動通話等

7 平成20年10月22日から実施の附則第2項の「全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」の表の(注1)及び(注2)について、それぞれ削除します。

附則

(実施時期)

- この改定規定は、令和4年11月13日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- この改定規定は、令和5年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和5年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改定規定は、令和5年2月28日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和5年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和5年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改定規定は、令和5年3月29日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
(PHSサービスの終了までの利用料の支払いに関する経過措置)
(附則の改正)
- 2 平成14年4月1日から実施の附則第3項について、次表の左欄の規定中、同表の中央欄の部分を右欄のとおり改めます。

「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」の表のA	及びPHS着信通話等の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とします。)	削ります。
	(注4) 上表の規定に関わらず、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率は5%とします。	削ります。
「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額	、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額	削ります。

等料金の一定割引の適用」 の表の割引額の表		
--------------------------	--	--

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する特定移動体事業者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する「当社が別に定める携帯電話事業者」に名称を変更したものとみなします。
- 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する移動体契約回線は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する「携帯契約回線」に名称を変更したものとみなします。
- 5 この改正規定に関わらず、当社とPHS事業者（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（以下この附則において「PHSサービス」といいます。）を提供する協定事業者をいいます。）との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、PHSサービスに係る電気通信回線（以下この附則において「PHS契約回線」といいます。）に着信する通話等及びPHS契約回線から行われた通話等に係る利用料については、なお従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改定規定は、令和5年4月13日から実施します。

附則

この改定規定は、令和5年7月1日から実施します。

附則

この改定規定は、令和5年7月5日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改定規定は、令和5年12月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び附帯サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改定規定（附則別紙、別紙1及び別紙6に係る改正規定を含みます。以下この附則において同じとします。）は、令和5年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、次表に定める選択料金制サービスの適用の請求に関する改正規定は令和5年12月1日（令和5年11月30日以前にその請求があり、同年12月1日以降に当社が承諾することとなるものを含みます。）から、通話等料金の料金額に関する改正規定は令和6年1月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話等について実施します。

- (1) 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜんトークⅡ）
- (2) 全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：だんぜん年割）
- (3) 全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ（商品名：だんぜんトークⅡDX）
- (4) 全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ロング）
- (5) 全時間帯における隣接区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ワイド）
- (6) 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ6）（商品名：auまとめライン）

（通話等料金の支払いに関する取扱い）

2 前項のただし書に定める通話等料金に関する改正規定実施までの間、その通話等に係る通話等料金は、料金表第2（通話等料金）2（料金額）の規定に関わらず、以下のとおりとします。

ア 第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの（国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。）

（ア） カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係るもの

① 第1種国内通話

（a） 契約者回線（携帯契約回線を除きます。以下この2（料金額）において同じとします。）から行うもの

i 区域内通話に係るもの（vに係るものを除きます。）

i 区域内通話に係るもの（vに係るものを除きます。）

区分	料金額 （次の秒数までごとに税抜額 8.5 円（税込額 9.35 円））		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話	180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒
備考 通話等ごとの通話等料金の算定に当たっては、料金表通則 20（端数処理）の規定は適用しません。			

ii 県内通話に係るもの（vに係るもの及びフリーコールサービスに係るものを除きます。）

区分	料金額 （次の秒数までごとに税抜額 10 円（税込額 11 円））		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
隣接区域内通話	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域外通話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒
	20 キロメートルまでのもの		120.0 秒
	60 キロメートルまでのもの	60.0 秒	75.0 秒
	60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒
			90.0 秒

iii 県内通話に係るもの（フリーコールサービスに係るものに限りません。）

区分		料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円))		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
隣接区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域 外通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	75.0 秒	90.0 秒	90.0 秒
	60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒	90.0 秒

iv 県間通話に係るもの（フリーコールサービスに係るものに限ります。）

区分		料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円))		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
隣接区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域 外通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	75.0 秒	90.0 秒	90.0 秒
	100 キロメートルまでのもの	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒
	170 キロメートルまでのもの	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
	170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

v V ネット回線又はS ネットサービスを利用してスピードナンバーをダイヤルして行われる通話で、当社が別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に着信する通話に係るもの

料金額（3分までごとに）
税抜額 8 円(税込額 8.8 円)

vi i、ii、iii、iv 及び v 以外のもの

区分		料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円))		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
隣接区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域 外通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	30 キロメートルまでのもの	60.0 秒	60.0 秒	75.0 秒

60 キロメートルまでのもの	45.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
100 キロメートルまでのもの	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒
170 キロメートルまでのもの	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

③ 国際通話

(a) (b)以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額					
	最初の1分まで6秒までごとに			最初の1分経過後6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アジア1	13円	10円	9円	12円	10円	9円
アジア2	18円	18円	11円	16円	13円	10円
アジア3	17円	17円	8円	16円	13円	8円
アジア4	17円	17円	11円	16円	13円	10円
アジア5	19円	16円	14円	18円	16円	13円
アジア6	18円	18円	11円	17円	15円	11円
アジア7	21円	21円	14円	19円	15円	12円
アジア8	29円	26円	22円	19円	15円	12円
アジア9	24円	21円	17円	17円	14円	11円
アジア10	27円	24円	21円	25円	22円	21円
アジア11	31円	28円	26円	23円	20円	19円
アジア12	37円	32円	26円	31円	25円	21円
アジア13	31円	28円	26円	23円	20円	19円
オセアニア1	19円	16円	16円	12円	10円	9円
オセアニア2	6円	5円	4円	6円	5円	4円
オセアニア3	21円	21円	14円	18円	14円	11円
オセアニア4	30円	26円	21円	18円	14円	11円
オセアニア5	31円	26円	22円	22円	18円	13円
オセアニア6	30円	26円	21円	18円	14円	11円
オセアニア7	—	—	—	—	—	—
アメリカ1	6円	5円	4円	6円	5円	4円
アメリカ2	19円	16円	16円	12円	10円	9円
アメリカ3	29円	25円	21円	21円	17円	13円
アメリカ4	35円	30円	26円	30円	24円	21円
アメリカ5	35円	31円	27円	30円	24円	21円
アメリカ6	31円	28円	8円	28円	22円	8円
アメリカ7	32円	28円	25円	28円	22円	19円
アメリカ8	35円	31円	27円	30円	24円	21円
ヨーロッパ1	15円	14円	6円	14円	14円	6円

ヨーロッパ2	20円	20円	6円	19円	18円	6円
ヨーロッパ3	31円	26円	23円	22円	18円	16円
ヨーロッパ4	31円	26円	23円	22円	18円	16円
ヨーロッパ5	32円	28円	25円	27円	22円	18円
アフリカ1	37円	33円	29円	31円	25円	24円
アフリカ2	37円	33円	29円	31円	25円	24円
アフリカ3	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯 端末1	39円	39円	39円	39円	39円	39円
特定衛星携帯 端末2	54円	54円	54円	54円	54円	54円

備考

- 1 各区分における取扱地域は、別紙6に定めるところによります。
- 2 外国から本邦の契約者回線に着する第3種料金着信払自動通話の料金は、契約者回線から当該国にあてる一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額とします。

(イ) カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの

① 国内通話

本項の(ア)の①(第1種国内通話)の料金と同額

(ウ) カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るもの

② 国際通話

(a) (b)以外のもの

本項の(ア)の③の(a)の料金と同額

タ 携帯移動衛星電話通話

(ア) 契約者回線から発信するもの

(a) 特定携帯国際自動通話による通話以外のもの

区分	料金額
	自動通話
インマルサットサービスに係るもの	6秒までごとに30円

(第1種一般電話等契約の解除に関する取扱い)

- 3 当社は、第1種一般電話等契約(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社選択又は電話会社固定に係る通話区分若しくは通信区分のいずれかにおいて、当社の事業者識別番号が指定されているものに限り、)について、令和6年1月1日以降、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社がその加入電話等契約に係る優先接続の取扱いを終了したときは、その第1種一般電話等契約を解除します。

(一部の通話等及び選択料金制サービスの提供終了)

- 4 当社は、令和5年12月31日をもって、次に定める電話サービス等、付加機能、通話等及び選択料金制サービスの提供を終了します。

(1) 電話サービス等

Vネットサービス(料金表通則第11項(電話サービス等の区別)に定める種類がタイプIのものに限ります。)

(2) 付加機能

- ア ダイレクトコールサービス（商品名：ホットライン）
- イ #ダイヤルサービス（商品名：ウォームライン）
- ウ パスワード着信サービス（商品名：VIPコール）

(3) 通話等

- ア 他社公衆電話の電話機から 001 をダイヤルして行う国際通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話
- イ ユーザー間情報通知及び国際通信（デジタル通信モード(64kbps)によるものに限ります。）

(4) 選択料金制サービス

- ア 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜんトークⅡ）
- イ 全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：だんぜん年割）
- ウ 全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ（商品名：だんぜんトークⅡDX）
- エ 全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ロング）
- オ 全時間帯における隣接区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：市内ワイド）
- カ 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ6）（商品名：au まとめライン）
- キ 全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用（タイプⅡ）（商品名：だんぜん昼割2）
- ク 国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ（商品名：KDDIかけどくパック2）
- ケ 全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用（商品名：国際トークプラス）
- コ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用タイプ（Ⅱ）（商品名：まる得割引ワイド）
- サ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用（商品名：一括割引プラン）
- シ Vネットサービスに係る契約者回線に係る全時間帯における月間累積通話時間に係る定額料金の適用（商品名：KDDI-VP20）
- ス 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プランスーパー）
- セ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の利用期間に基づく割引の適用（商品名：長期継続割引プラン）
- ソ 割引率逦増型選択料金制サービス（商品名：KDDI大型割引Ⅰ）
- タ 一定額利用型選択料金制サービス（商品名：KDDI国際割引プランロング）
- チ 特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス（商品名：KDDIまる得割引）
- ツ 通信時間に応じて段階的に割引率を適用する選択料金制サービス（商品名：国際ISDN長時間割引サービス）
- テ 全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用（商品名：まる得割引ライト）

- ト 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（商品名：国際まる得割引スーパー）
- ナ 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ2）（商品名：国際まる得割引プランⅠ）
- ニ 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）（商品名：国際まる得割引プランⅡ）
- ヌ 全時間帯における月間累積通話等料金の一律割引の適用（商品名：まる得ライトⅡ）
- ネ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用（商品名：まる得割引フラット）
- ノ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅲ
- ハ 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅳ
- ヒ 一定の回線群に係る全時間帯における通話等の区分に応じて定まる割引の適用（商品名：まる得期間契約割引）
- フ 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）（商品名：まる得ライトプラス）
- ヘ 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ5）（商品名：まる得ライトプラス（au ケータイ着信割引））
- ホ 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ
- マ 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ
- ミ 割引率逦増型選択料金制サービスⅠ
- ム 一定額利用型選択料金制サービス
- メ 特定料金選択料金制サービス
- モ 特定料金選択料金制サービスⅡ
- ヤ 特定料金選択料金制サービスⅢ

- 5 電話等契約者は、令和6年1月1日午前0時00分00秒以降に前項に定める電話サービス等、付加機能、通話等及び選択料金制サービスの適用を受ける通話等を終了した場合であっても、その通話等に係る通話等料金の支払いを要します。
（第1種一般電話等契約（法人及び法人に相当するものと当社が認めるものに限ります。）の取扱い）
- 6 第3項の規定に関わらず、当社は、令和5年6月30日に、現に締結されている第1種一般電話サービス（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社選択又は電話会社固定に係る通話区分若しくは通信区分のうち、市内通話、県内市外通話及び県間市外通話において当社の事業者識別番号が指定され、国際通話において当社の事業者識別番号が指定されている又は未登録となっているものに限ります。）に係る第1種一般電話等契約は、令和6年1月1日以降、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とその加入電話等契約に係る優先接続の取扱いを終了したときに、当社のKDDI通話サービスに係るKDDI通話サービス契約に移行したものとみなします。
ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 7 第3項の規定に関わらず、当社は、令和6年1月1日、現に締結されている第1種一般電話等契約（Vネットサービス（料金表通則第11項（電話サービス等の区別）に定める種類がタイプⅡのものに限ります。）は、当社が別に定めるVネットサービス契約約款に係る

「本サービス」に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改定規定は、令和5年10月11日から実施します。

附則

この改定規定は、令和5年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規定は、令和5年11月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、通話等料金の料金額に関する改正規定は、令和6年1月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話等について実施します。

(通話等料金の支払いに関する取扱い)

- 2 前項のただし書に定める通話等料金に関する改正規定実施までの間、その通話等に係る通話等料金は、料金表第2(通話等料金)2(料金額)の規定に関わらず、令和5年10月1日附則第2項に定めるとおりとします。

- 3 前項の規定のほか、第1項のただし書に定める通話等料金に関する改正規定実施までの間、その通話等に係る通話料等料金は、料金表第2(通話等料金)2(料金額)(1)(通話に係るもの)ア(第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの(国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。))①(第1種国内通話)(b)及び(d)の規定に関わらず、契約者回線に着信するものであって携帯契約回線からメンバーズコード(フリーコールサービスⅡに係るものに限ります。)により行うもの及び契約者回線に着信するものであって任意の公衆電話の電話機等を使用してメンバーズコードにより行うものの通話料は以下のとおりとします。

(b) 契約者回線に着信するものであって携帯契約回線からメンバーズコード(フリーコールサービスⅡに係るものに限ります。)により行うもの

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円))		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
フリーコールサービスⅡに係る契約者回線に着信するとき。	14.0秒	15.0秒	16.0秒

(d) 契約者回線に着信するものであって任意の公衆電話の電話機等を使用してメンバーズコードにより行うもの

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円))		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話	90.0秒	90.0秒	120.0秒
隣接区域内通話	47.0秒	47.0秒	60.0秒

区域 外通 話	通話等地域間距離	47.0 秒	47.0 秒	60.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	30 キロメートルまでのもの	31.0 秒	31.0 秒	41.0 秒
	60 キロメートルまでのもの	25.0 秒	25.0 秒	30.5 秒
	100 キロメートルまでのもの	13.5 秒	17.5 秒	19.0 秒
	170 キロメートルまでのもの	9.5 秒	16.0 秒	17.5 秒
	170 キロメートルを超えるもの	9.0 秒	13.5 秒	15.0 秒

(一部の通話及び選択料金制サービスの提供終了)

4 当社は、令和5年12月31日をもって、次に定める選択料金制サービスの提供を終了します。

- | |
|--|
| <p>ア 一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用Ⅱ（商品名：コンタクトプランプラス）</p> <p>イ 県間通話等のみを割引判定通話等とする一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の長期継続利用契約に基づく割引の適用（商品名：コンタクトプランワイド）</p> <p>ウ 全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等への特定料金表の適用（商品名：フリーコールシンプルレートプラン）</p> <p>エ 一定の回線群に係る全時間帯におけるフリーコールサービスに係る通話等の月間累積割引判定通話等料金の額に応じて定まる割引の適用（商品名：フリーコールフレックスプラン）</p> <p>オ 一定の回線群に係る全時間帯における区域内通話等に係る通話等料金の割引の適用（商品名：ロングプラス）</p> |
|--|

5 電話等契約者は、令和6年1月1日午前0時00分00秒以降に第4項及び第5項に定める選択料金制サービスの適用を受ける通話等を終了した場合であっても、その通話等に係る通話等料金の支払いを要します。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定（附則別紙及び別紙1から別紙6に係る改正規定を含みます。以下この附則において同じとします。）は、令和6年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成22年10月22日から実施の附則第2項及び附則別紙について、それぞれ「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和6年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際通話等の取扱地域に関する改定規定については、令和6年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和6年4月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、令和6年3月4日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改定規定は、令和6年3月27日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

(au国際通話定額に関する取扱い)

2 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、料金表第2(通話等料金)1(適用)(16)に定める国際通話定額の適用額は、同欄のA中「60回以内」を「50回以内」、「61回以上」を「51回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

3 令和6年5月1日から令和6年5月31日までの間、特定携帯国際自動通話(特定衛星携帯端末に係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、料金表第2(通話等料金)2(料金額)(1)のEの(A)の①及び③の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

区分	通話先区分	料金額 (30秒までごとに)
通話料	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、	20円

ニュージーランド、ハワイ	
マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国	55 円
アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア	65 円
アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴ	85 円

<p>ラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p>	
<p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット</p>	<p>95 円</p>
<p>国際ネットワーク 1</p>	<p>65 円</p>

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。